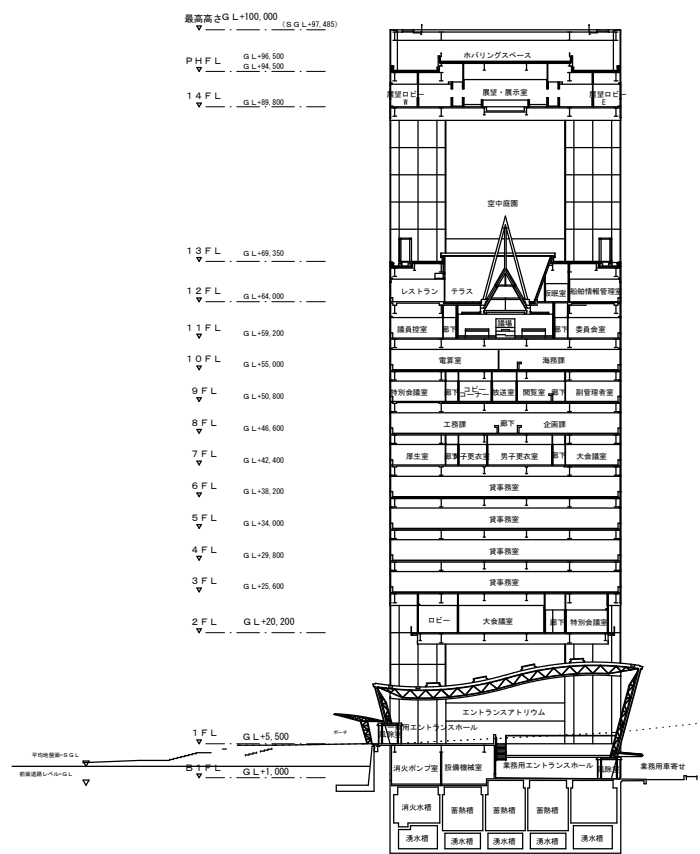


四日市港ポートビル空調設備改修工事（その3）

図面リスト

[illegible][illegible]

機械設備工事特記仕様書 1 工事名称 四日市港ポートビル空調設備改修工事（その3） 2 工事場所 四日市市霞町2丁目1番地1 3 建築概要 鉄骨造 14階建 延べ面積 20,152.18㎡ 消防令の適用 別表第1(16)項口 高層建物 4 適用基準 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、以下による 三重県公共工事共通仕様書（令和6年7月制定版） 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 「公共建築工事標準仕様書（建築、電気、機械設備工事編）令和4年版」 「公共建築改修工事標準仕様書（建築、電気、機械設備工事編）令和4年版」 「公共建築設備工事標準図（電気、機械設備工事編）令和4年版」 「建築、電気、機械設備工事監理指針 令和4年版」 独立行政法人 建築研究所監修 「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」 なお、以下において選択する事項は、■印のついたものを適用する。 5 一般事項 工事の詳細については、本設計図面及び仕様書による他、上記各適用基準に準拠し、監督員指示の下に入念かつ誠実に施工すること。 設計図書に定められた内容、現場の納まり・取り合い等の不明な点や施工上の困難・不都合、図面上の誤記及び記載漏れ等に起因する問題点及び疑義、設計図書とおりに施工することで将来不具合が発生しうると判断される場合については、その都度、監督員と協議すること。なお設計図書とおりの施工であっても使用上の不具合が発生した場合は協議の上、改善策を講じること。 他工事との取り合いについては予め当該工事関係者間において協議し、円滑な工事進捗に努めること。 なお調整不足による意匠的な仕上がり不備や不具合が発生した場合は監督員の指示により手直し施工を行うこと。 (1) 提出図書（例） 1) 工事書類： ・施工計画書 ・打合記録 ・工事材料搬入報告書 ・工程表 ・試験結果・施工結果報告書（出来形・品質確認書類） ・機器明細図 ・使用機材届出書 ・段階確認書 ・工事写真（データ） 等 2) 工事完成図書： （各2部） ・完成図（竣工図） ・施工図 ・機器完成図（ファイル等） ・保守に関する説明書（取扱説明書・保証書） ・機器性能試験成績書 ・総合試運転調整報告書 ・官公署届出書類、検査済証 ・出来形確認書類 等 ※ 竣工図・施工図はCADにより作成すること。 ※ 工事書類は営繕工事に係る電子納品マニュアル（デジタル工事写真編、工事完成図書編）に基づき電子納品（3部）すること。 ※ 工事写真は営繕工事写真撮影要領（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「令和5年版」）に従い撮影すること。 なお、デジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の小黑板情報電子化について（令和5年3月1日付け国営建築第14号）」による。 ※ 建築包含工事の場合、監督員に確認のこと。 ※ 完成図作図範囲は設計図面同程度とする。 (2) 機器及び材料等 工事に使用する機器及び材料等については、予め使用機材届出書（メーカーリスト）、機器明細図、現品、カタログ、その他諸資料を事前に届け出ること。 なお、図面に記載の品番は、参考品番として便宜上メーカー品番を使用しているの、メーカー選定にあたっては、同等品以上の性能を有するものとする。また、国等による環境物品等の調達推進に関する法律（グリーン購入法）を考慮し、再生品などの環境に優しい（環境物品）の調達に努める。また、重量機器については、機器搬付要綱・耐震計算書もあわせて提出すること。 (3) 官公署等への届出手続 工事に伴う関係官公署への必要な諸手続きは、受注者が遅滞なく行い、これに要する費用も負担する。 1) 消火器に係る消防用設備等設置届出書の作成 ・本工事（・建築工事・電気設備工事・機械設備工事） ・別途工事 2) 防火対象物使用開始届出書 書類の作成（機械設備図面の作成及び機械設備に関する部分の記入）を行うこと。 (4) 品質管理 工事施工に関して、着手前・施工途中・施工後の自主検査を実施すること。 チェックリスト等を作成し、管理を行うこと。 (5) 出来形管理 以下の項目について、出来形管理の対象として管理を行うこと。 1) 各種機器据付 ・ 耐震強度（設計標準震度、アンカーの種類・サイズ確認・埋め込み深さ） ・ 基礎寸法 ・ 水平、垂直等 2) 配管・ダクト工事 ・ 支持間隔 ・ 振れ止め支持間隔 3) 屋外排水工事 ・ 排水勾配 ・ 樹の深さ 4) 水栓、リモコンスイッチ等の取付高さ (6) 製品確認 発注者、受注者において仕様を決定し、製作するような規格品ではない製品については、試験・検査等を行う機器が整備された施設内において、監督員等が製品の確認を行うものとする。 □ 適用する □ 適用しない (7) 耐震安全性の分類 構造体（ ）類 建築非構造部材（ ）類 建築設備（ ）類 (8) 機器の地震力（主要機器） 機器名 設置間（ ） 設計標準震度Ks（ ） 地域係数（1.0） 水槽類 設置間（ ） 設計標準震度Ks（ ） 地域係数（1.0） その他監督員が指示するもの (9) 冷媒（フロン類）の回収 ■ 適用する □ 適用しない 冷媒機等の撤去に伴う冷媒の回収方法は、改修標準仕様書第3編 2. 4. 3により、次の書類の写しを監督員に提出すること。 ・フロン回収行程管理票 ・特定家庭用機器廃棄物管理票（家電リサイクル券） 撤去する前にフロンを屋外機ユニットに集める作業（ポンプダウン）を行うこと。 パッケージ形空調機の移設等により、冷媒の回収が必要となる場合においても、上記に準じて冷媒の大気中への飛散を防止する措置を講じること。 (10) 中間技術検査 実施回数（ ）回 実施する段階（ ）		(11) 足場等 □ 別契約の関係受注者（下請け工事の場合は元請け）が指定したものは無償で使用できる。 □ 本工事で設置する。 足場を設ける場合には、「手すり先行工法等に関するガイドライン」によるものとし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の（2）手すり据置方式又は（3）手すり先行専用足場方式により行うこと。 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）第1編 2. 2. 1より足場の種別は以下による。 □ 内部足場（ ） □ A種（ ） □ B種（ ） □ C種（ ） □ D種（ ） □ E種（ ） □ F種（ ） □ G種（ ） □ 外部足場（ ） □ A種（ ） □ B種（ ） □ C種（ ） □ D種（ ） □ E種（ ） □ F種（ ） □ 防護シート 設置範囲 □ 工事に必要な範囲 □（ ） 高さが5m以上の箇所での作業を行う場合、労働安全衛生規則の各規定により使用する要求性能基準制止用器具はフルハーネス型とし、「屋高制止用器具の規格」（平成31年1月25日厚生労働省告示第11号）によるものとする。 (12) 特定建設資材の再資源化等 □ 本工事は、その施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）施行令で定める建設工事の規模に関する基準以上の工事であるため、建設リサイクル法に基づき分別解体等及び特定建設資材の再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。 工事契約後に明らかになったやむをえない事情により、予定した条件により難しい場合は、監督員と協議するものとする。 1) 分別解体等の方法 <table><tr><th>工 程</th><th>作業内容</th><th>分別解体等の方法</th></tr><tr><td>□ 新 築</td><td>建築設備工事</td><td></td></tr><tr><td>□ 増 築</td><td>■ 有</td><td>□ 手作業</td></tr><tr><td>■ 修 繕</td><td>□ 無</td><td>■ 手作業、機械作業併用</td></tr><tr><td>□ 模様替え</td><td></td><td></td></tr></table> 2) 再資源化を図る特定建設資材 （ □ コンクリート塊 □ アスファルトコンクリート塊 □ 建設発生木材 ） (13) 発生材の処理等 1) 引渡しを要するもの（ ） 上記以外の引き渡しを要するものについては別途、監督員が指示する。 2) 特別管理産業廃棄物（ ） 処理方法（ ） なお施工に際して、廃石綿等特別管理産業廃棄物及び疑わしい機器等を見出した場合は、監督員に報告し対応を協議するものとする。 3) 建設発生土（ □ 構内敷きならし □ 処分地指定 処分地（ ） □ 処分地未定につき相互協議する。暫定運搬距離（ ）km。 ） 4) 現場内において再利用を図るもの（ ） □ アスファルトコンクリート塊 □ 建設発生木材（ ） 5) 再資源化を図るもの（ □ コンクリート塊 □ アスファルトコンクリート塊 □ 建設発生木材（ ） 6) 発注者へ引き渡すものについては「現場発生品調査」を提出すること。また再利用を図るものについても調査を作成し、監督員へ提出すること。 7) 引渡しを要しないものは、全て構外に搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令によるほか、「建設副産物適正処理推進要綱」に従い適切処理し、監督員に報告すること。 (14) 電気保安技術者 □ 配置する ■ 配置しない (15) 施工条件 監督員及び依頼部局と協議調整し決定すること。 なお、空調設備の停止する作業については、3～5月の空調停止時期に行うこととする。 1) 施工可能日 ■ 執務室内の施工は土、日曜日、祝祭日に行う。 □ 指定なし 2) 施工可能時間帯 □ 指定なし ■ 指定あり（ 別途協議 ） (16) 概成工期 建築物等の使用を想定して総合試運転調整を行ううえで、契約書に基づく関連工事及び設計図面に明示された他の発注者の発注に係る工事を含めた各工事が支障のない状態まで完了していること。 ■ 指定なし □ 指定あり（ 令和 年 月 日 ） (17) 仮設工事 構内既存の施設 1) トイレ ■ 利用できる □ 利用できない 2) 工事用水 ■ 利用できる（有償） □ 利用できる（無償） □ 利用できない 3) 工事用電力 ■ 利用できる（有償） □ 利用できる（無償） □ 利用できない ※ 本工事で新規受電または既設電気回路に接続し通電した時から工事に起因する電力料金は本工事に含まれる。 (18) 建築材料等 1) 本工事に使用する建築材料等は、設計図書に定める品質及び性能を有する新品とするほか別記記載の指定資材又はこれらと同等品以上とする。 品質が求められる水準以上であれば、県内生産品の優先使用に努めること。 2) 本工事で使用する建設資材の調達にあたっては、極力県内の取り扱い業者から購入するよう努めること。 3) 下製製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用すること。ただし認定製品が入手できない場合は、監督員と別途協議を行うこと。 （認定製品の品名： ） 4) 下製製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するように努めること。 （認定製品の品名： ・ 間伐材製工事用パナキード ・ 間伐材工事看板 ・ 間伐材表示板）（ ） (19) 建設副産物 請負金額100万円以上の工事について、再生資源の利用又は建設副産物の搬出がある場合、受注者は工事着手前に「再生資源利用計画書（実施書）」（建設資材を搬入する場合）及び「再生資源利用促進計画書（実施書）」（建設副産物を搬出する場合）を施工計画書に綴じ込んで監督員に写しを提出するとともに法令等に基づき、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。 また、工事完了後には「再生資源利用計画書（実施書）」（建設資材を搬入した場合）及び「再生資源利用促進計画書（実施書）」（建設副産物を搬出した場合）を作成し、監督員に提出すること。 なお、計画書（実施書）の提出とともにJ A C I C が運営する「建設副産物情報交換システム」へのデータ入力も併せて行うこと。 (20) 三重県産業廃棄物税 本工事はに産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納付証明書添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うことができる。 なお、この期間を超えて請求することはできない。また、産業廃棄物処理業計表（マニフェスト）の数量の集計）を超えて請求することはできない。 (21) 事故の発生時 工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員へ通報するとともに、所定の様式により事故発生報告書を監督員が指示する期日までに監督員へ提出すること。 なお、事故発生後の措置について、監督員と協議を行うとともに、当該事故に係る状況確認、調査、検証等に協力すること。 (22) 既設との取合い・養生 本工事施工に伴う、既存設備の微細な加工・改造は、本工事とする。 また、工事施工に際し、既存部分を汚損・破損等しないよう養生を行うこと。なお汚損・破損等した場合は、機能・仕上げ共、既設にのりい復旧すること。 (23) 総合評価方式 総合評価方式の工事において技術提案、施工体制確認資料の記載内容等に不履行があった場合、本件工事完成年度の翌年度に三重県が発注する総合評価方式案件（以下「発注工事」という。）において、貴社の加算点から発注工事の加算点満点の1割を減点します。また、同一年度に複数工事で不履行があった場合は、不履行工事事件数に応じて減点します。 なお、貴社が特定JV、経常JVの構成員である場合についても、発注工事の加算点満点の1割を減点します。 (24) 下請次數制限及び県内（管内）企業優先使用 本工事における下請の次数は、2次（建築一式工事は3次）までとする。 なお、その次数を超える下請契約を締結する場合は、下請契約締結前に書面により発注者の承諾を得ること。 本工事において、下請契約を締結する場合は、当該契約の相手方（2次以下の請負人を含む）を三重県内に本店（建設業法において規定する主たる営業所を含む）を有する者の中から選定するように努めること。また、工事場所を所管する建設事務所管内又は隣接する建設事務所管内に本店（建設業法において規定する主たる営業所を含む）を有する者を優先して選定するよう努めること。 なお、県外企業を下請契約の相手方に選定する場合は、下請契約締結前に書面により発注者に報告を行うこと。	工 程	作業内容	分別解体等の方法	□ 新 築	建築設備工事		□ 増 築	■ 有	□ 手作業	■ 修 繕	□ 無	■ 手作業、機械作業併用	□ 模様替え			(25) 不当介入を受けた場合の措置 暴力団員等による不当介入（三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第14号）を受けた場合の措置について 1) 受注者は暴力団員等（三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第12号）による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査に必要な協力を行うこと。 2) 1)により三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査に必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。 3) 受注者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合には、発注者と協議を行うこと。 (26) 主任技術者又は監理技術者 1) 技術者要件 工事現場に配置する主任技術者又は監理技術者は、本工事の入札公告で定める技術者要件を満たすものとしなければならない。 2) 専任を要しない期間 ・現場施工に着手するまでの期間 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入、又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。 なお、現場施工に着手する日については、請負契約締結後、監督員との打合せにおいて定める。 ・検査終了後の期間 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。 なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。 (27) 火災保険等 三重県建設工事請負契約書第52条第1項の規定により、火災保険、組立保険又はその他の保険等に加えし、その加入証券等を提示しなければならない。 ①保険の目的物 工事目的物及び工事材料（支給材料を含む） ②保険の加入期間 工事着手後速やかに加入し、完成引渡しまでの間 ③保険金額 原則として請負金額に相当する金額 (28) 工事目的物の部分引渡し等について □ 部分引渡しあり ■ 部分使用あり ・指定部分（ ） ・時期（ 令和 年 月 日 ） (29) 埋蔵文化財調査 埋蔵文化財の調査が行われる場合は協力すること。 □ 試掘調査の実施あり（発見された場合、発掘調査等の実施あり） □ 発掘調査等の実施あり (30) 不正軽油の使用の禁止 1) 一般事項 工事現場で使用し、又は使用される車両（資機材等の搬入車両を含む。）並びに建設機械等の燃料として、不正軽油（地方税法第144条の32（製造等の承認を受ける義務等）の規定に違反する燃料をいう。）を使用してはならない。 2) 調査の協力 受注者は、県が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。 また、受注者は下請負者等と同調査を協力するよう管理及び監督しなければならない。 3) 是正措置 受注者は、不正軽油の使用が判明した場合は、速やかに是正措置を講じなければならない。 また、受注者は下請負者等に不正軽油の使用が判明した場合は速やかに是正措置を講じるよう管理及び監督しなければならない。 (31) 社会保険等未加入対策 ・適用除外でないにも関わらず、社会保険等に未加入である建設業者を下請負人としてはならない。 ・受注者は、施工体制台帳・再下請負通知書・作業員名簿により下請業者が社会保険等に加入しているかどうかを確認すること。また、発注者が加入状況を証明する書類の提出又は提示を求めた場合、速やかに対応すること。 (32) 現場での安全確保（自主施工の原則） ・受注者は、工事中の適切な安全確保の措置等の一切の手段について、自らの責任において定め、工事を実施すること。 ・設計図書に明示された施工条件と工事現場が一致せず、安全確保のために指定仮設変更や計上が必要な場合は、監督員と協議を行い、指示を受けた後、受注者として適切な安全確保の措置を講じううえで、工事を実施すること。 (33) 労働安全衛生法に基づく労働災害防止措置 ・労働安全衛生法第30条第2項の規定が適用される場合、次の工事の受注者を指名する。 ■ 本工事 □ 別途工事 □ 建築工事 □ 電気設備工事 □ その他工事 ・本工事受注者が指名された場合の同意は、請負契約を締結することにより得られたものとみなす。 (34) 設計図書の照査 三重県公共工事共通仕様書第1編1章1-1-3 2. 設計図書の照査に基づく照査を実施すること。また、照査の実施において、契約書第18条第1項1号から5号に該当する事実がない場合についても、その旨を監督員に報告すること。 なお、監督員の請求があった場合は、照査の実施が確認できる資料を提示すること。 (35) 工事の一時中止 工事の一時中止の取り扱いについては「三重県工事一時中止に係るガイドライン（平成29年7月三重県県土整備部）」による。 三重県建設工事請負契約書（以下「契約書」という。）第20条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、協議する。 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。 (36) その他 1) 使用機械 低騒音型、低振動型の建設機械の使用に努めること。 2) 測定機器の校正記録 工事で使用する測定機器に対しては適正に校正した器具を使用しなければならない。 測定に先立ち使用する測定機器の検査済証（写し）又は校正記録（写し）を監督員に提示すること。	(4) 自動制御設備工事 本工事は、中央監視盤、空調機器類の自動制御機器の取り付け及びそれに付帯する計装配管・配線工事を行うものである。 (5) 衛生器具設備工事 本工事は、衛生器具を所定の位置に附属金具により堅固に取り付けるものとし陶器の色は監督員と協議の上決定する。 (6) 給水設備工事 本工事は、図示のごとく量水器以降を工事範囲とし、受水槽、揚水ポンプ、高架水槽による重力給水方式により、所要の各所に給水するものである。直圧部の弁類は、水道局規格品JIS 10K とし、高架水槽以降については、 JIS 5K を使用する。 (7) 排水設備工事 屋外排水設備工事は、汚水、雑排水を第一樹より合流方式とし、合併浄化槽（既設樹）に至る配管、樹を勾配に十分留意し敷設するものである。 樹は公団型、現場打ちまたはプラスチック製とする。 (8) 給湯設備工事 本工事は、ガス給湯器（又は電気温水器）による局所給湯方式（温水ボイラーによる中央給湯方式）とし、図示の各所に給湯するものである。 (9) 消火設備工事 屋内消火栓設備工事は、機械室（ポンプ室）に設置する消火栓ポンプユニットより各階層内消火栓に圧加送水するものである。 (10) ガス設備工事 本工事は、液化石油ガス集束装置（都市ガス供給）により図示の各所に配管供給するものである。 ホースコックは、過流出防止機構（ヒューズ）付きとする。 (11) 厨房機器設備工事 本工事は、熱調理器、食器洗浄機及び低温機器を床又は壁に設置するものである。 (12) 雨水利用設備工事 本工事は、建築物から集水する雨水を適切に処理し利用する設備を設置するものである。 (13) 浄化槽設備工事 本工事は、図示の位置に、○○製処理能力○○m3/日、放流水質BOD○○mg /m3、○○○○○方式による合併処理浄化槽を設置し、汚水処理の上放流するものである。 (14) 撤去工事 機器、配管・ダクト等の既設設備の撤去を行うものである。 (15) 発生材処理 工事の遂行にともなえて発生する廃棄物を処分するものである。 8 総合調整 (1) 風量調整 ■ 適用する □ 適用しない (2) 水量調整 ■ 適用する □ 適用しない (3) 室内外空気の温度測定 ■ 適用する □ 適用しない (4) 室内外空気の湿度測定 ■ 適用する □ 適用しない (5) 室内気流及びじんあいの測定 □ 適用する □ 適用しない (6) 騒音の測定 ■ 適用する □ 適用しない (7) 飲料水の水质の測定（水道法施行規則第10条による水質検査） □ 適用する □ 適用しない ※ 一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、pH値、味、臭気、色度、濁度 について測定を行うこと。 ※ 遊離残留塩素 については、上記適用の有無にかかわらず、測定を行うこと。 (8) その他（ ） □ 適用する □ 適用しない
工 程	作業内容	分別解体等の方法																	
□ 新 築	建築設備工事																		
□ 増 築	■ 有	□ 手作業																	
■ 修 繕	□ 無	■ 手作業、機械作業併用																	
□ 模様替え																			



四日市港ポートビル空調設備改修工事（その3）				日付	2025年 2月 24日	
機械設備工事				国	M - O - 3	
配座図、付近見取り図			1/500	番		
建築設備士 馬瀬英成 第0300-02629K				作	作	
株式会社 B S 冷熱設計				設計	馬瀬	
				西川	作	

改修空調機

設置階	記号	系統	エリア	形式	ファン	風量	機外静圧	電動機	風量制御	外気量	排気量	全熱交換器		冷却能力	入口空気		出口空気		加熱能力	入口空気		出口空気		冷温水量	加湿器	加湿量	フィルター		備考
						m3/h	Pa	KW		m3/h	m3/h	風量m3/h	効率 %	kw	℃ CDB	℃ CWB	℃ CDB	℃ CWB	kw	℃ CDB	℃ CWB	℃ CDB	℃ CWB	L/min		kg/h	型式	効率 %	
1F	AHU-011	N系統	エントランス	標準型	給気	10,600	400	5.5	INV	840	840	—	—	44.8	26.8	20.2	17.0	16.0	41.6	18.4	12.1	30.2	16.9	130	気化式	6	中性能	AFI+NBS90	
	AHU-012	S系統	エントランス	標準型	給気	10,600	400	5.5	INV	840	840	—	—	44.8	26.8	20.2	17.0	16.0	41.6	18.4	12.1	30.2	16.9	130	気化式	6	中性能	AFI+NBS90	
2F	AHU-021	NE系統	会議室	コンパクト型	給気	6,300	400	3.7	INV	2,900	2,900	—	—	49.4	30.6	22.9	16.7	15.6	38.3	11.0	7.0	29.5	15.0	145	気化式	19	中性能	AFI+NBS90	2コイル 冷水 18.6KW
	AHU-022	SW系統	ロビー、廊下	コンパクト型	給気	5,000	400	3.7	INV	1,000	1,000	—	—	17.4	28.0	21.0	18.9	18.0	16.8	16.1	10.6	26.2	14.6	50	気化式	7	中性能	AFI+NBS90	
7F																													
	AHU-072	NE系統	大会議室	コンパクト型	給気	4,100	400	3.7	INV	580	580	—	—	18.2	27.4	20.6	17.3	16.6	19.3	17.3	11.4	31.4	17.1	55	気化式	4	中性能	AFI+NBS90	
8F	AHU-081	SW系統	工務課	コンパクト型	給気	7,200	400	3.7	INV	1,280	1,280	—	—	33.2	27.8	20.9	17.5	16.7	30.5	16.5	10.9	29.2	16.1	100	気化式	8	中性能	AFI+NBS90	
	AHU-082	NE系統	企画課	コンパクト型	給気	5,500	400	3.7	INV	850	850	—	—	26.9	27.6	20.8	17.0	16.2	24.0	16.9	11.1	30.0	16.7	80	気化式	6	中性能	AFI+NBS90	
9F	AHU-091	SW系統	総務課	コンパクト型	給気	7,500	400	3.7	INV	940	940	—	—	33.8	27.3	20.5	17.2	16.5	31.3	17.5	11.5	30.0	16.8	100	気化式	6	中性能	AFI+NBS90	
	AHU-092	NE系統	会議、入札室	コンパクト型	給気	5,100	400	3.7	INV	540	540	—	—	21.1	27.1	20.4	17.4	16.6	28.3	17.9	11.7	34.5	18.1	60	気化式	4	中性能	AFI+NBS90	
10F	AHU-101	SW系統	電算室	コンパクト型	給気	6,000	400	3.7	INV	660	660	—	—	26.5	27.1	20.4	17.1	16.3	24.2	17.7	11.7	29.8	16.2	80	気化式	5	中性能	AFI+NBS90	
	AHU-102	NE系統	海務課	コンパクト型	給気	5,100	400	3.7	INV	700	700	—	—	24.1	27.4	20.6	17.0	16.2	26.2	17.3	11.4	32.7	17.6	70	気化式	5	中性能	AFI+NBS90	
11F	AHU-111	SW系統	監査委員室	コンパクト型	給気	7,300	400	3.7	INV	1,100	1,100	—	—	34.5	27.5	20.7	17.1	16.3	32.6	17.1	11.2	30.5	16.7	100	気化式	7	中性能	AFI+NBS90	
	AHU-112	NE系統	議場	コンパクト型	給気	3,600	400	3.7	INV	500	500	—	—	16.9	27.4	20.6	17.1	16.3	15.8	17.3	11.4	30.5	16.7	50	気化式	4	中性能	AFI+NBS90	2コイル 冷水 7.0KW
	AHU-113	NE系統	委員会室	コンパクト型	給気	3,000	400	3.7	INV	300	300	—	—	11.4	27.0	20.3	17.6	16.7	12.7	18.0	11.9	30.7	16.7	35	気化式	2	中性能	AFI+NBS90	
12F	AHU-121	SW系統	レストラン	コンパクト型	給気	5,800	400	3.7	INV	540	540	—	—	23.2	27.0	20.3	17.4	16.6	22.5	18.1	11.9	30.1	15.6	70	気化式	4	中性能	AFI+NBS90	

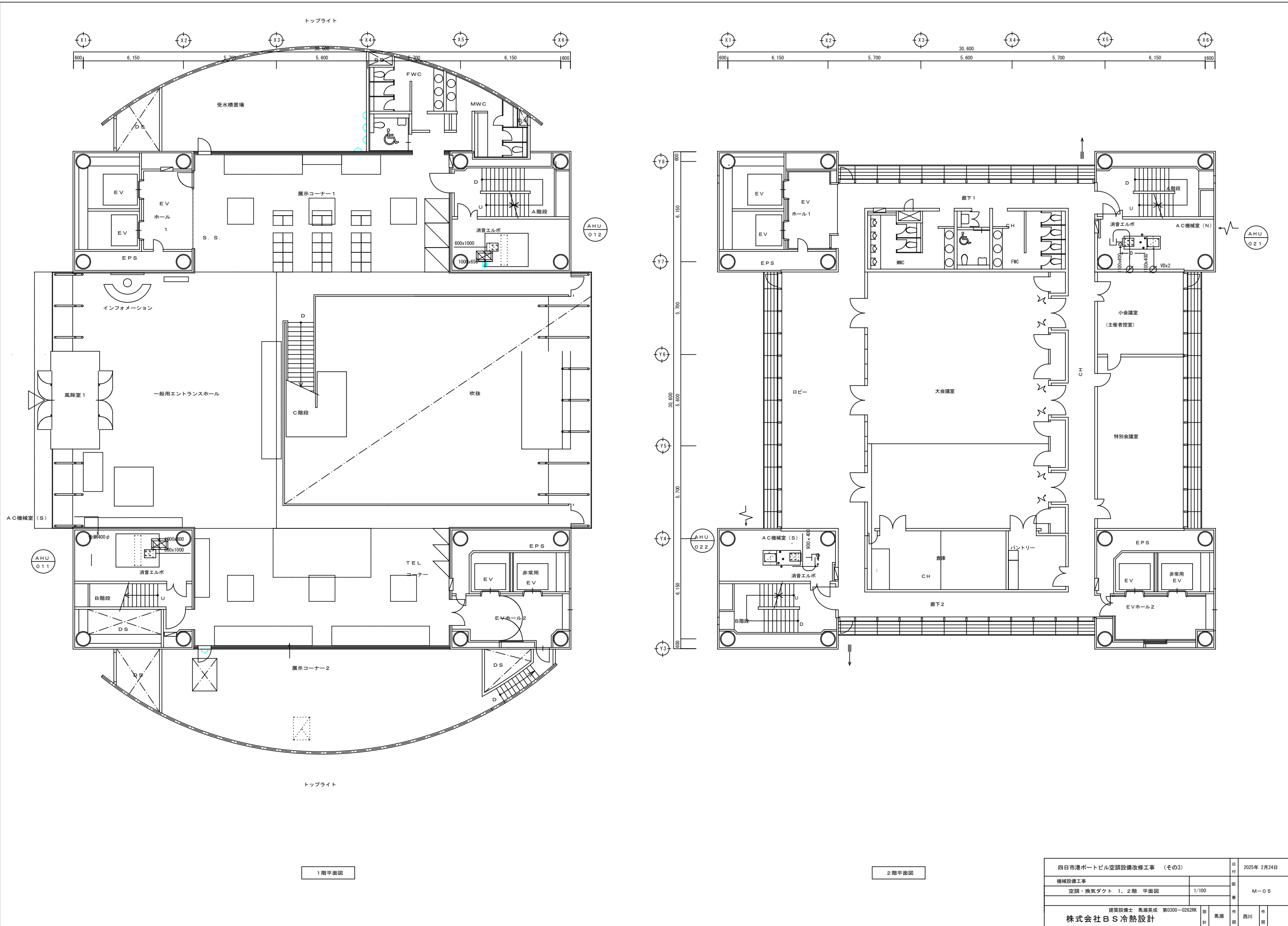
記） 空調機仕様（ﾀｰﾐﾅﾙ型を除く）：冷水入口温度 9℃、温水入口温度 45℃。NBS90は除塩機能を有するもの。制御盤にはINV内蔵の他給気ファン用（0.3kw）INVも内蔵する。
気化式加湿器用電動弁、ゴム防振パッド。

全熱交換ユニット

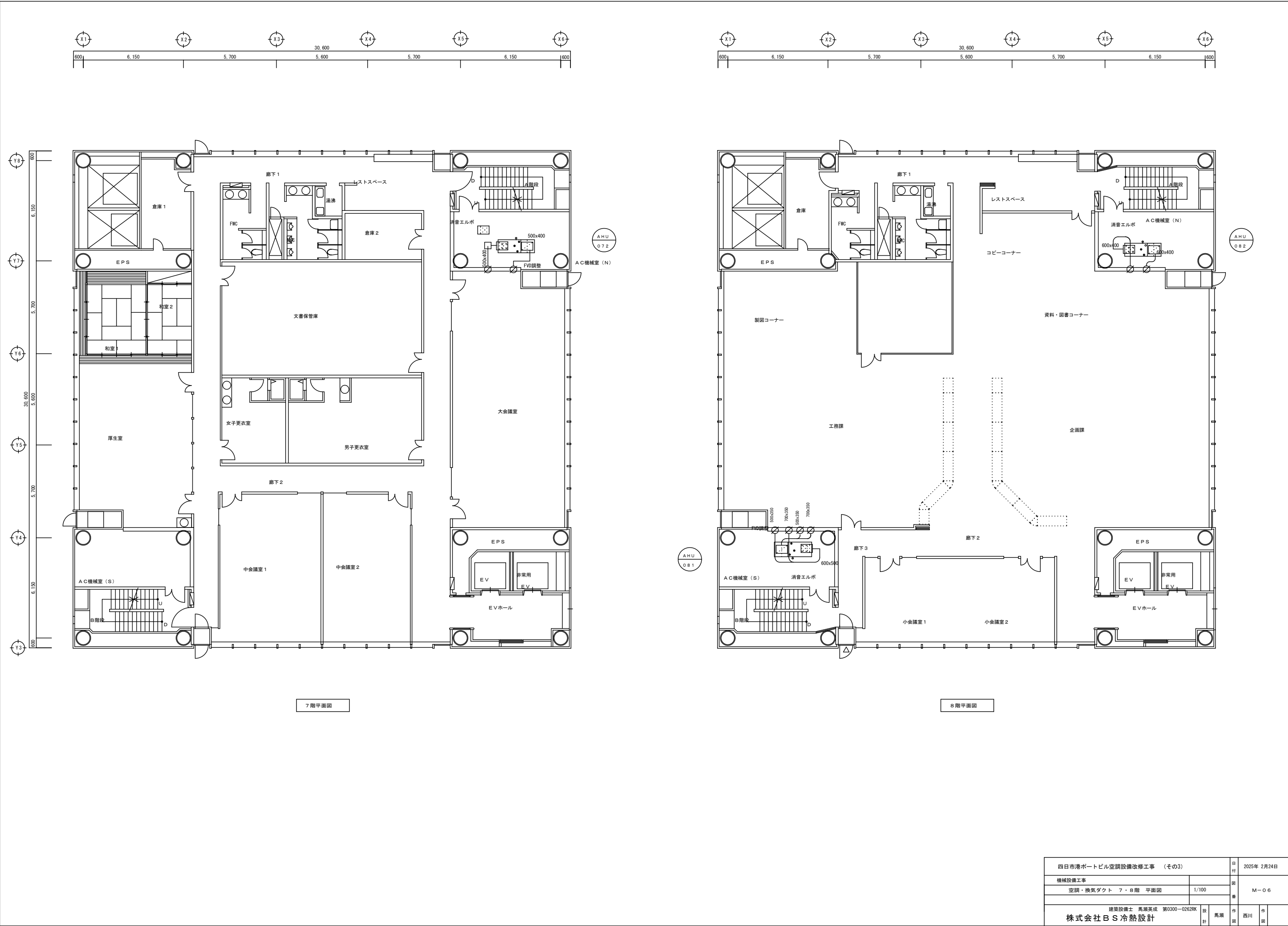
記 号	形式	仕様				電動機			台数	系統	備考
		風量 (m3/h)	静圧 (Pa)	交換効率	加湿器種類	相	V	KW			
HEX - 121	天井埋込形	1,000	147	60	気化式加湿	1	200	0.425	1	12F 船舶情報管理室	
HEX - 141	天井埋込形	1,000	147	60	気化式加湿	1	200	0.425	1	14F 展望・展示	

空冷式ヒートポンプマルチエアコン

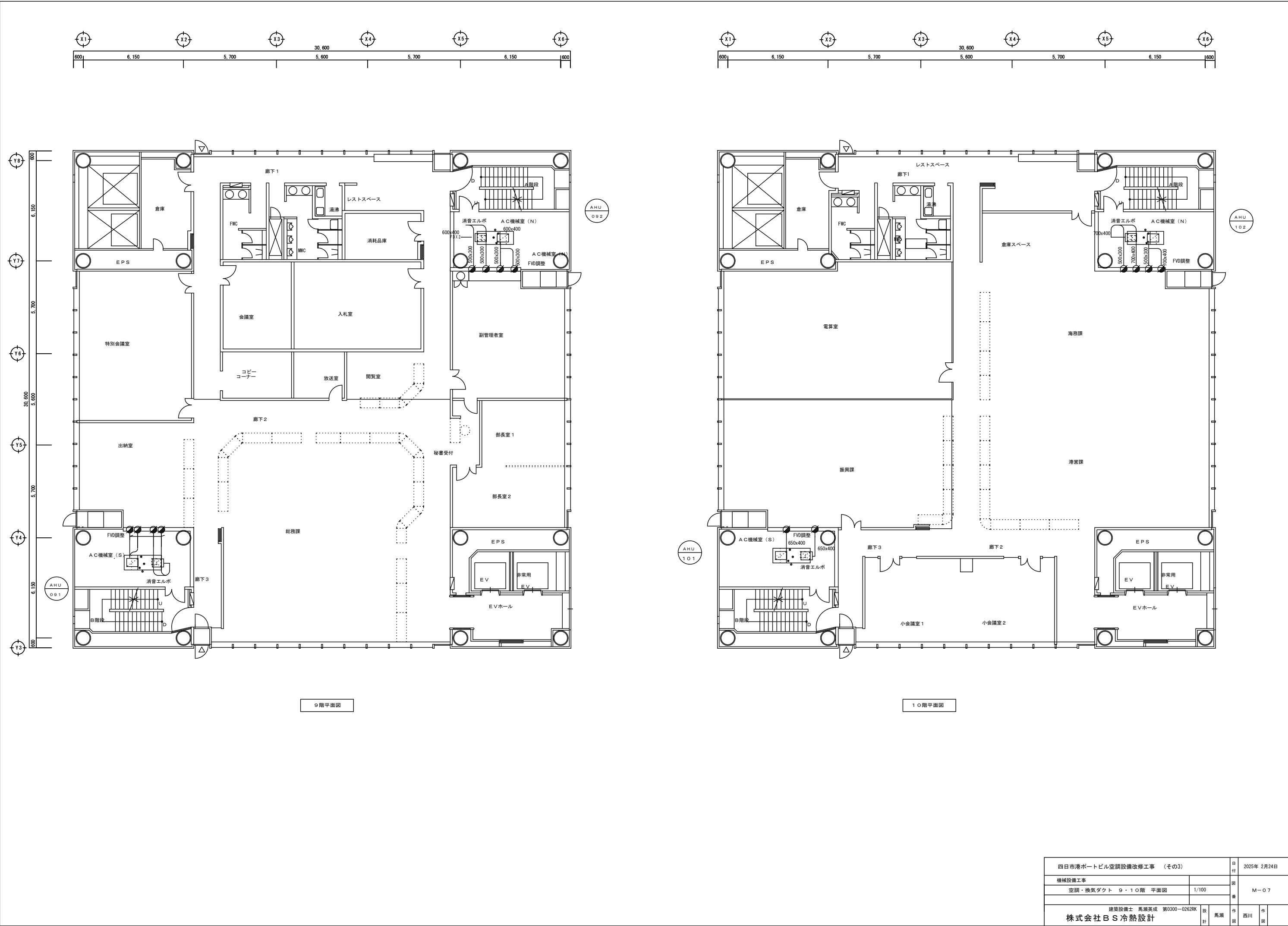
機 器	記 号	形 状		冷房能力 KW	暖房能力 KW	圧縮機 KW	消費電力 KW	風量 m3/min	電 源 V	台数	場 所	備 考
室外機	ACP- 122	8馬力	22.4kW	22.4	25.0	4.7	6.14		3φ-200	1	13F屋外	重耐塩害仕様
室内機	ACP- 122 -1	天井タイプ	11.2kW	4方向吹出	11.2	12.5	0.17	28.0	1φ-200	2	12F船舶情報管理室	リモコン付



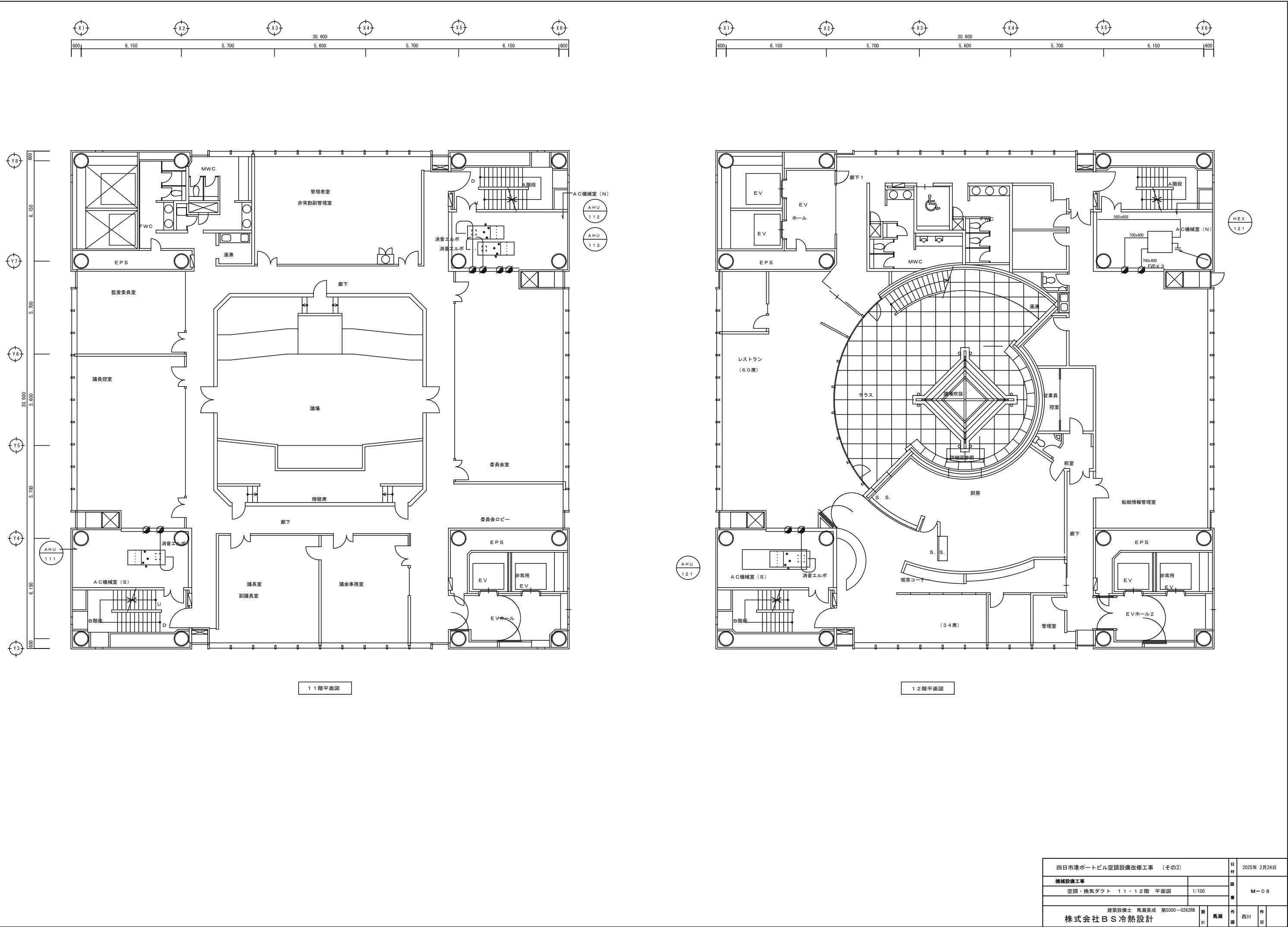
四日市港ポートビル空調設備改修工事 (その3)		日付	2025年 2月24日	
機械設備工事		図	M-05	
空調・換気ダクト 1、2階 平面図		1/100		
建築設備士 馬瀬英成 第0300-0262R		設計	馬瀬	作図
株式会社B S 冷熱設計		計	西川	図



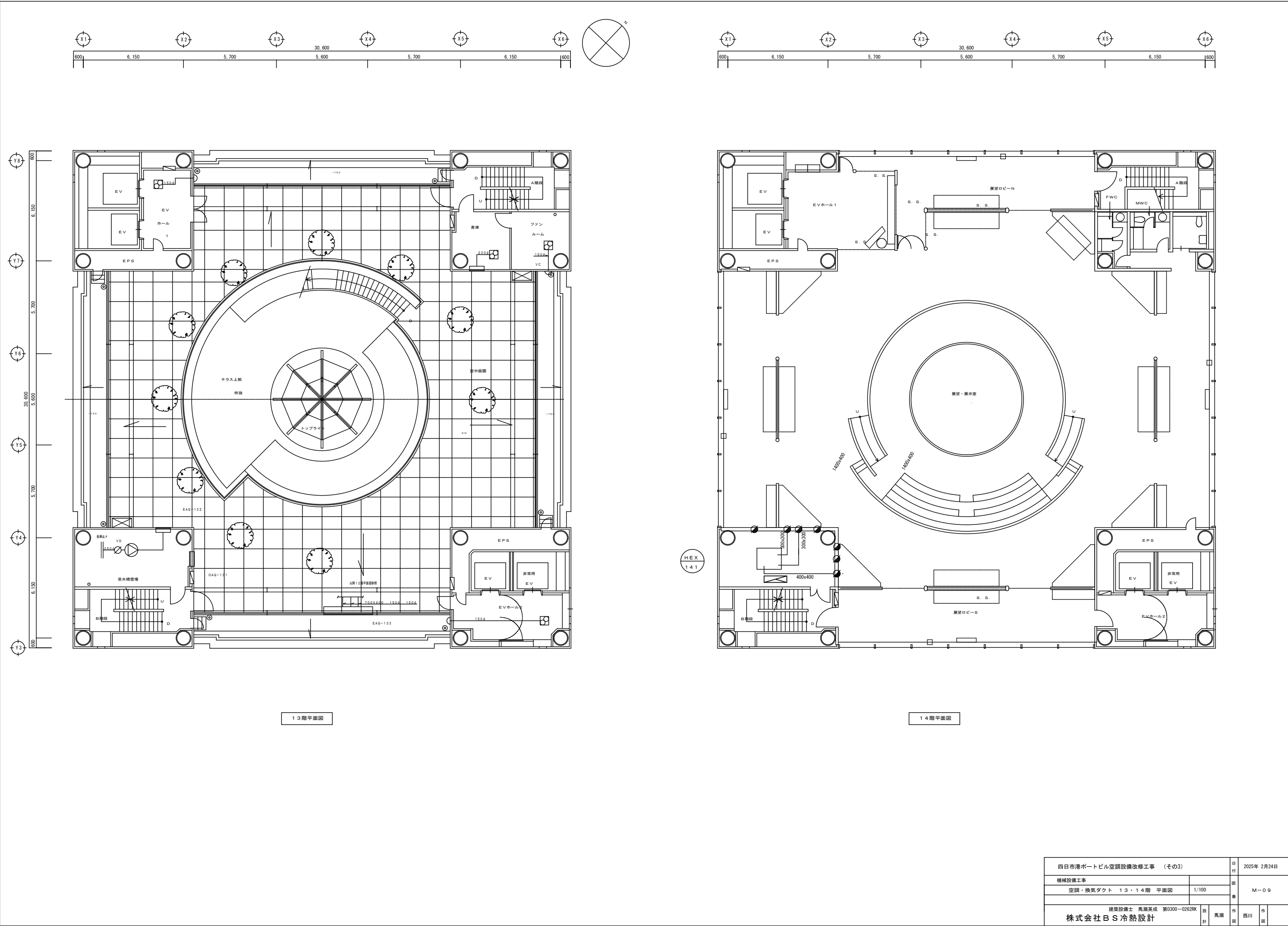
四日市港ポートビル空調設備改修工事（その3）		目付	2025年 2月24日	
機械設備工事		図	M-06	
空調・換気ダクト 7・8階 平面図		1/100		
建築設備士 馬瀬英成 第0300-0262R		設計	馬瀬	作図
株式会社BS冷熱設計		計	西川	図



四日市港ポートビル空調設備改修工事 (その3)		目付	2025年 2月24日	
機械設備工事		図	M-07	
空調・換気ダクト 9・10階 平面図		1/100		
建築設備士 馬瀬英成 第0300-0262R		設計	馬瀬	作図
株式会社BS冷熱設計		設計	西川	作図



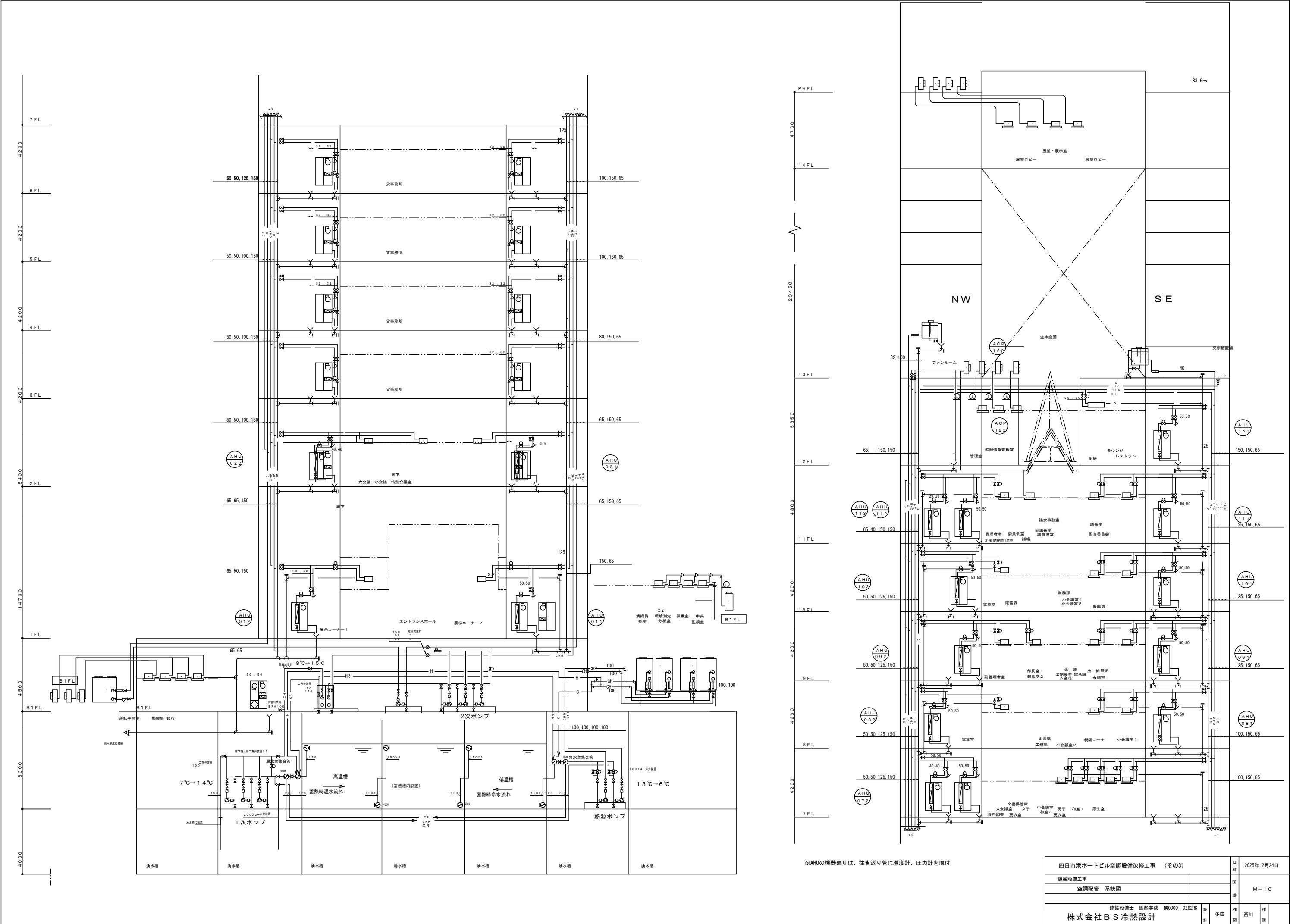
四日市港ポートビル空調設備改修工事（その3）		目付	2025年 2月24日	
機械設備工事		図	M-08	
空調・換気ダクト 11・12階 平面図		1/100		
建築設備士 馬瀬英成 第0300-0262R		設計	馬瀬	作図
株式会社B S 冷熱設計		図	西川	図



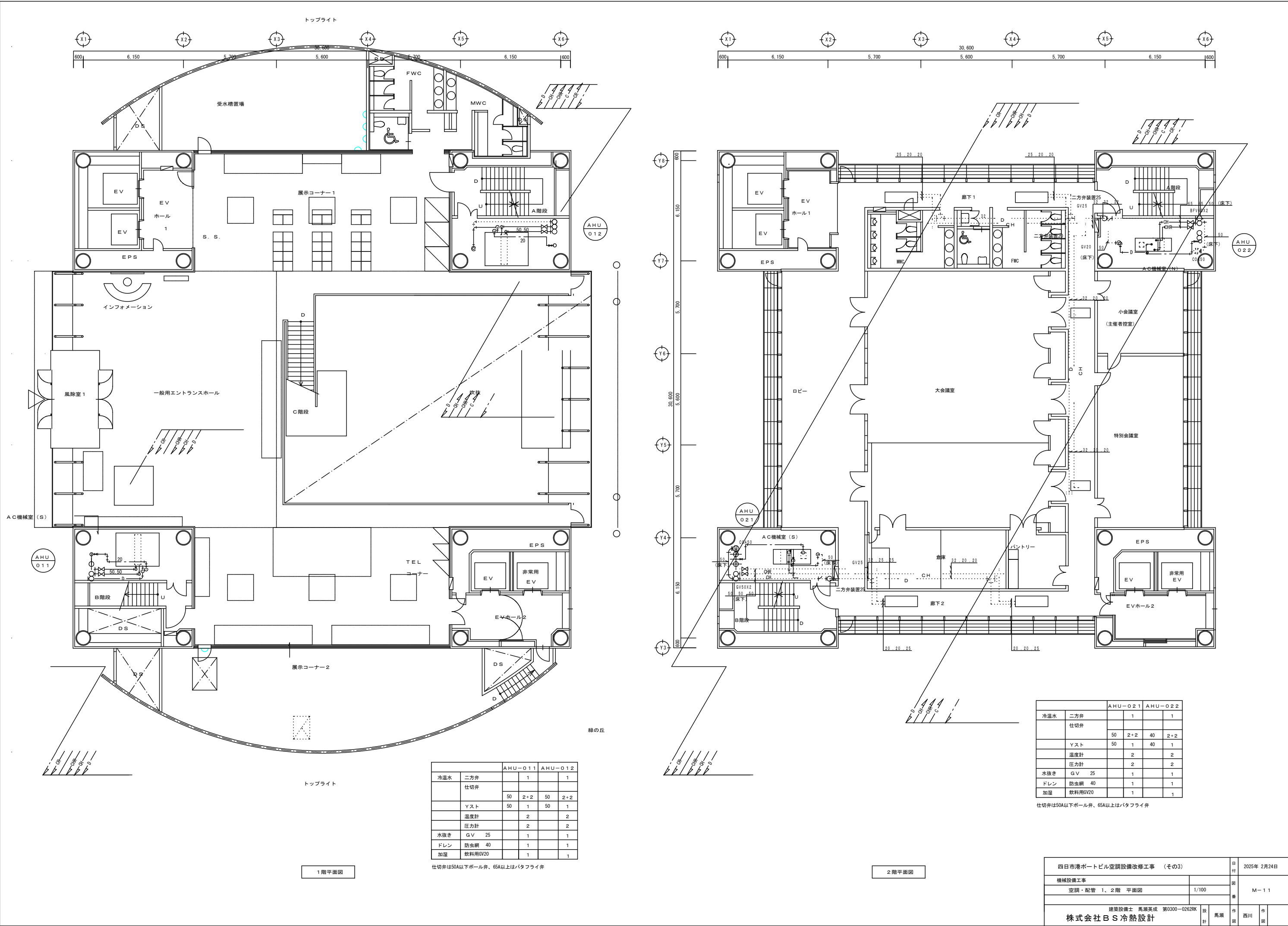
1 3 階平面図

1 4 階平面図

四日市港ポートビル空調設備改修工事（その3）		目付	2025年 2月24日	
機械設備工事		図	M-09	
空調・換気ダクト 13・14階 平面図		1/100		
建築設備士 馬瀬英成 第0300-0262R		設計	馬瀬	作図
株式会社B S 冷熱設計		計	西川	図



四日市港ポートビル空調設備改修工事 (その3)		日付	2025年 2月24日	
機械設備工事		図	M-10	
空調配管 系統図		番		
建築設備士 馬瀬英成 第0300-0262R		設計	多田	作図
株式会社BS冷熱設計		設計	西川	作図



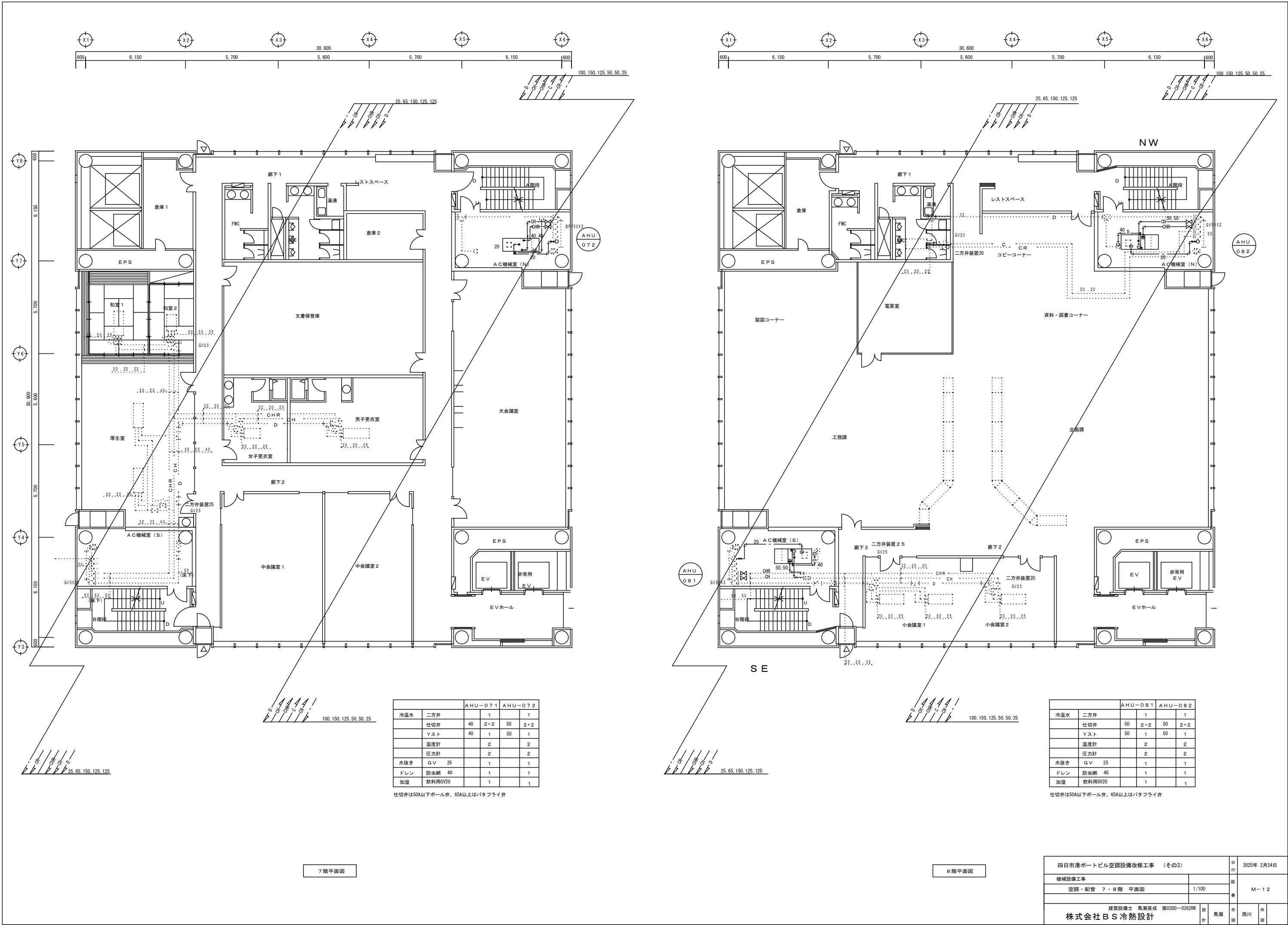
		AHU-011	AHU-012
冷温水	二方弁		1
	仕切弁		1
		50	2+2
	Yスト	50	1
	温度計		2
	圧力計		2
水抜き	GV 25		1
ドレン	防虫網 40		1
加温	飲料用GV20		1

仕切弁は50A以下ボール弁、65A以上はバタフライ弁

		AHU-021	AHU-022
冷温水	二方弁		1
	仕切弁		1
		50	2+2
	Yスト	50	1
	温度計		2
	圧力計		2
水抜き	GV 25		1
ドレン	防虫網 40		1
加温	飲料用GV20		1

仕切弁は50A以下ボール弁、65A以上はバタフライ弁

四日市港ポートビル空調設備改修工事 (その3)	目付	2025年 2月24日
機械設備工事	図	M-11
空調・配管 1、2階 平面図	1/100	
建築設備士 馬瀬英成 第0300-0262R	設計	馬瀬
株式会社B S 冷熱設計	作図	西川



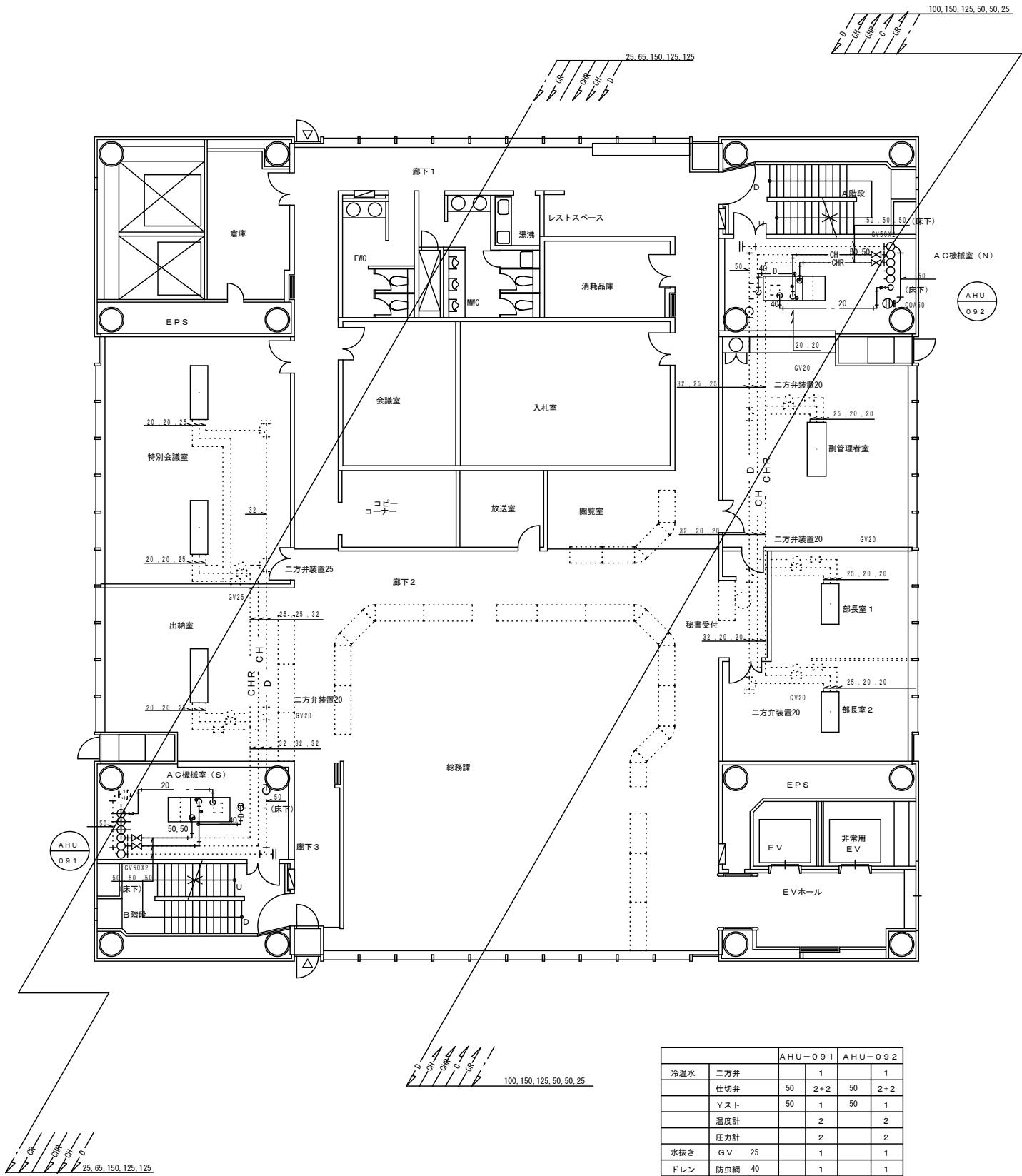
		AHU-071		AHU-072	
冷温水	二方弁		1		1
	仕切弁	40	2+2	50	2+2
	Yスト	40	1	50	1
	温度計		2		2
	圧力計		2		2
水抜き	GV	25	1		1
ドレン	防虫網	40	1		1
加温	飲料用GV20		1		1

仕切弁は50A以下ボール弁、65A以上はバタフライ弁

		AHU-081		AHU-082	
冷温水	二方弁		1		1
	仕切弁	50	2+2	50	2+2
	Yスト	50	1	50	1
	温度計		2		2
	圧力計		2		2
水抜き	GV	25	1		1
ドレン	防虫網	40	1		1
加温	飲料用GV20		1		1

仕切弁は50A以下ボール弁、65A以上はバタフライ弁

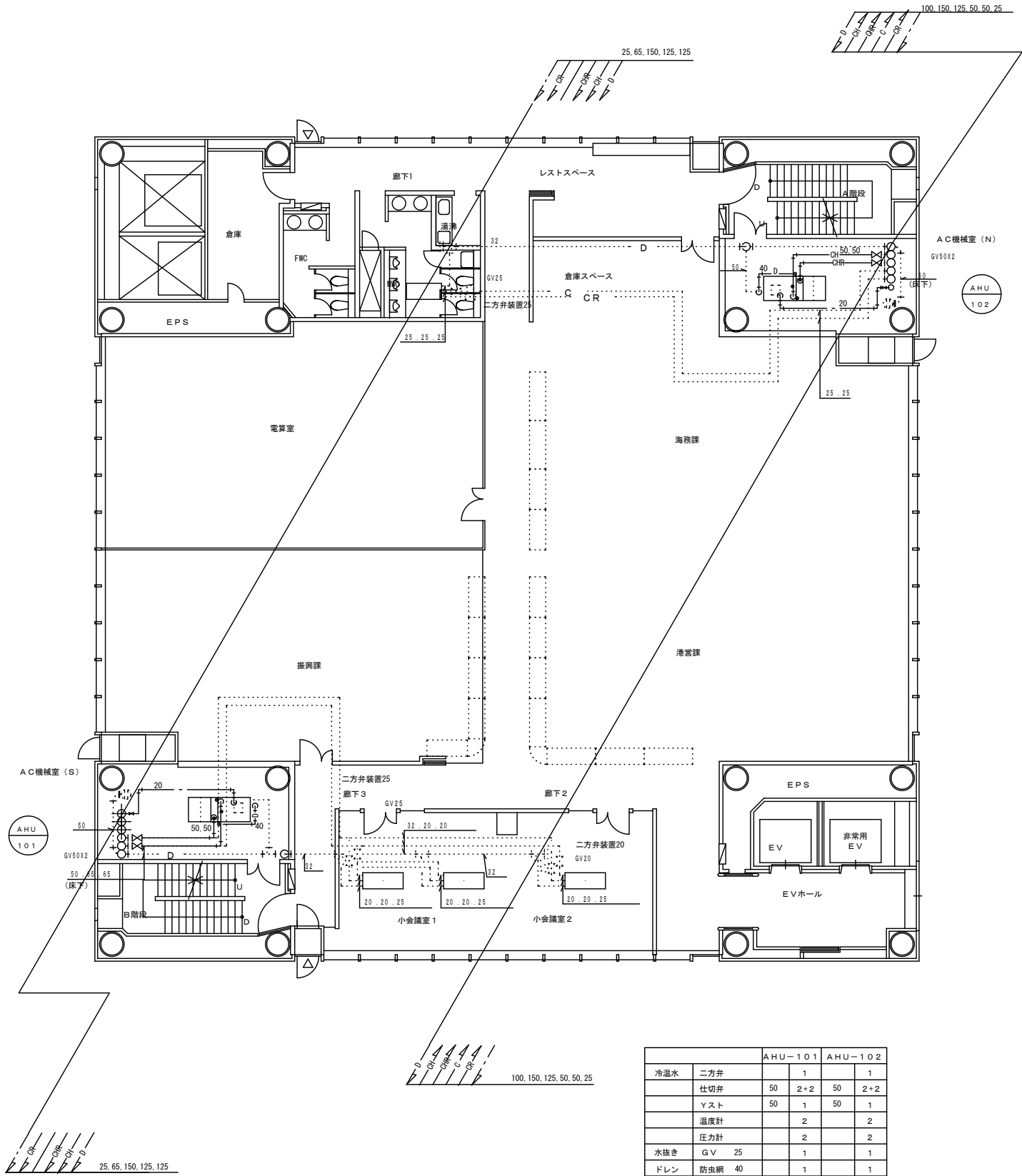
四日市港ポートビル空調設備改修工事 (その3)				日付	2025年 2月24日		
機械設備工事				図	M-12		
空調・配管 7・8階 平面図				表			
建築設備士 馬瀬英成 第0300-0262Rk				設計	馬瀬	作図	西川
株式会社BS冷熱設計				計	馬瀬	作図	西川



		AHU-091	AHU-092
冷温水	二方弁	1	1
	仕切弁	50 2+2	50 2+2
	Yスト	50 1	50 1
	温度計	2	2
	圧力計	2	2
水抜き	GV 25	1	1
ドレン	防虫網 40	1	1
加湿	飲料用GV20	1	1

仕切弁は50A以下ボール弁、65A以上はバタフライ弁

9 階平面図

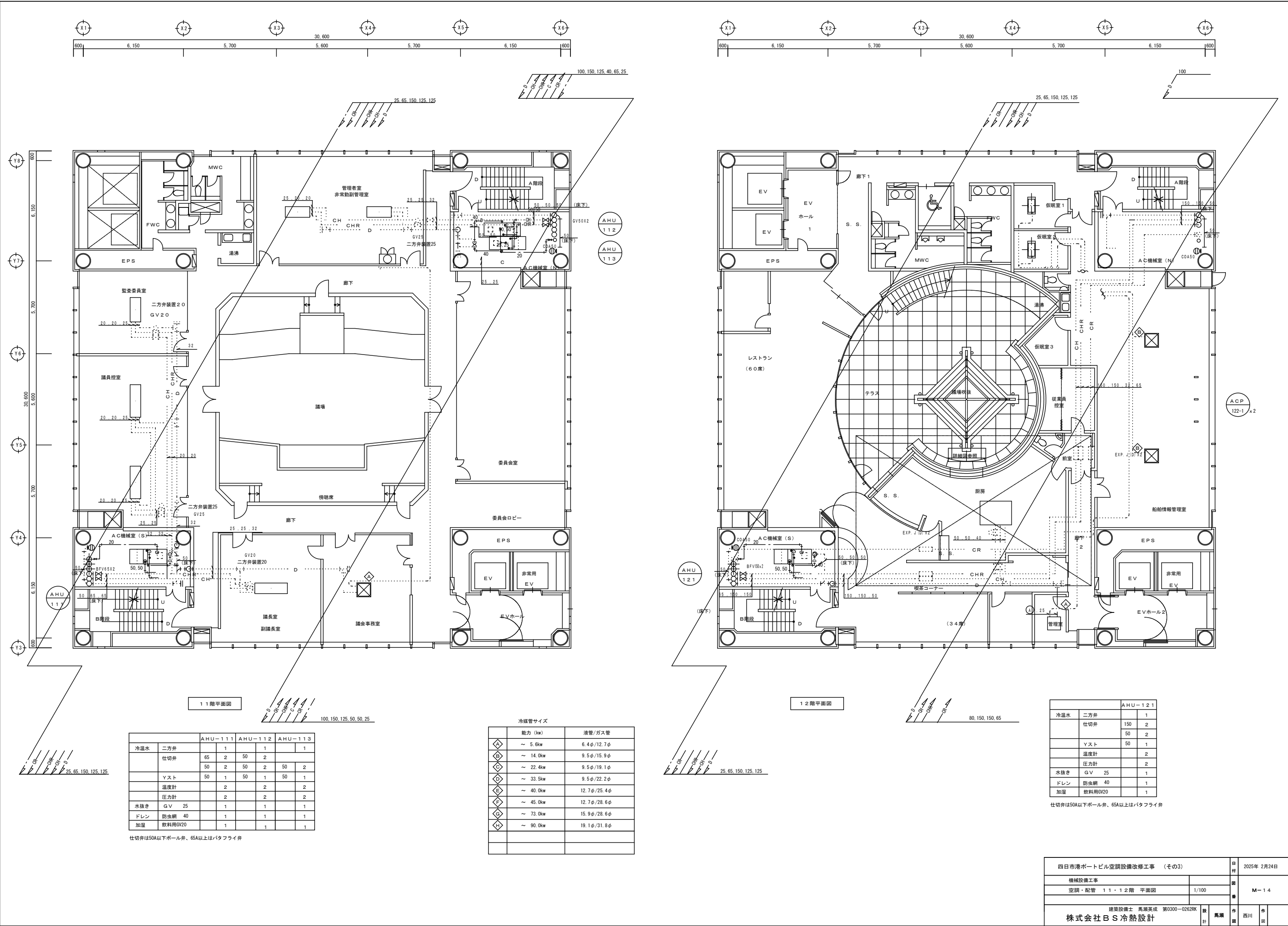


		AHU-101	AHU-102
冷温水	二方弁	1	1
	仕切弁	50 2+2	50 2+2
	Yスト	50 1	50 1
	温度計	2	2
	圧力計	2	2
水抜き	GV 25	1	1
ドレン	防虫網 40	1	1
加湿	飲料用GV20	1	1

仕切弁は50A以下ボール弁、65A以上はバタフライ弁

10 階平面図

四日市港ポートビル空調設備改修工事 (その3)		目付	2025年 2月24日	
機械設備工事		図	M-13	
空調・配管 9・10階 平面図		1/100		
建築設備士 馬瀬英成 第0300-0262R		設計	馬瀬	作図
株式会社B S 冷熱設計		計	西川	図



1 1 階平面図

		AHU-111	AHU-112	AHU-113
冷温水	二方弁	1	1	1
	仕切弁	65 2	50 2	50 2
	Yスト	50 1	50 1	50 1
	温度計	2	2	2
	圧力計	2	2	2
水抜き	GV 25	1	1	1
ドレン	防虫網 40	1	1	1
加湿	飲料用GV20	1	1	1

仕切弁は50A以下ボール弁、65A以上はバタフライ弁

冷媒管サイズ

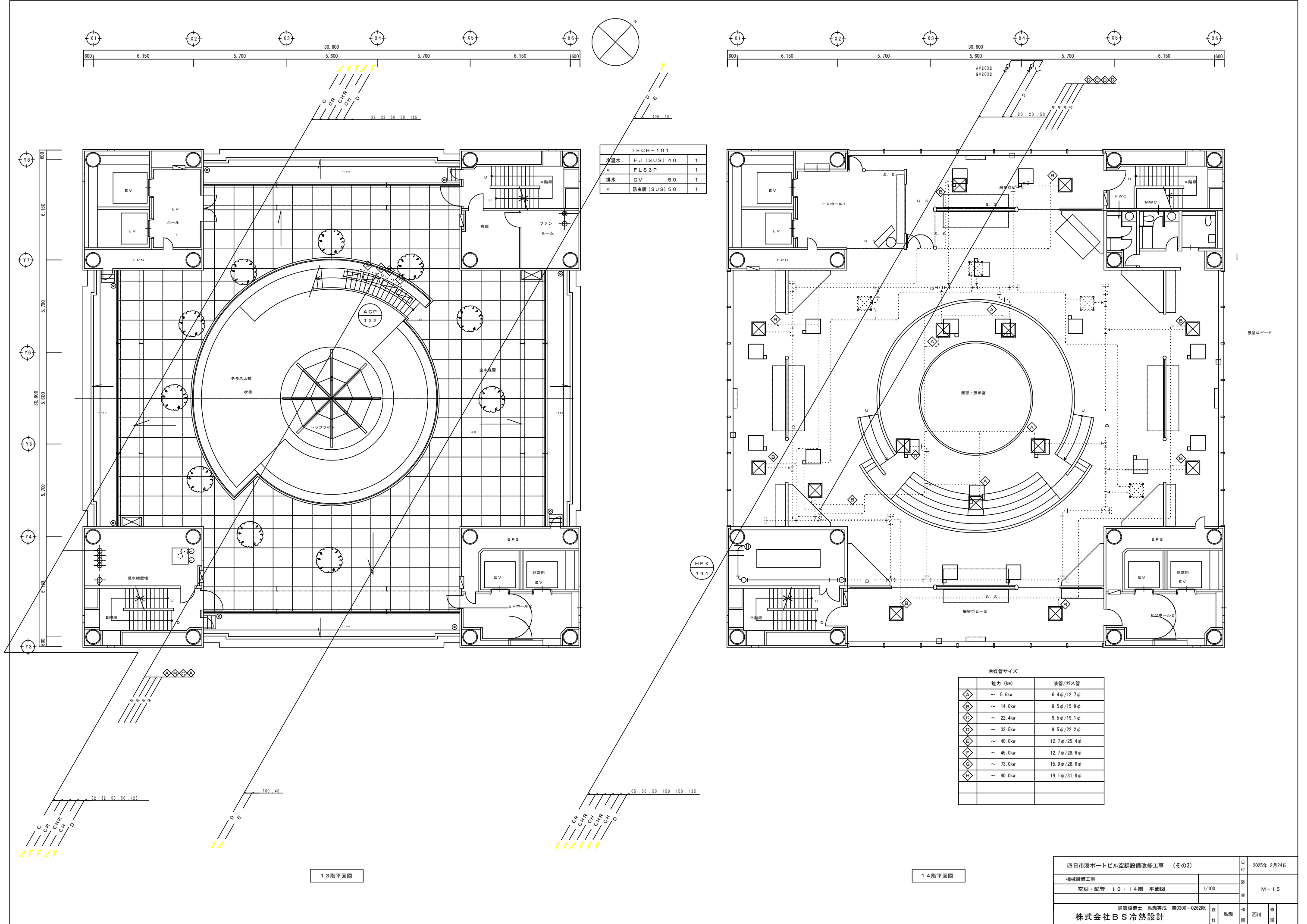
	能力 (kw)	液管/ガス管
◇	~ 5.6kw	6.4φ/12.7φ
◇	~ 14.0kw	9.5φ/15.9φ
◇	~ 22.4kw	9.5φ/19.1φ
◇	~ 33.5kw	9.5φ/22.2φ
◇	~ 40.0kw	12.7φ/25.4φ
◇	~ 45.0kw	12.7φ/28.6φ
◇	~ 73.0kw	15.9φ/28.6φ
◇	~ 90.0kw	19.1φ/31.8φ

1 2 階平面図

	AHU-121
冷温水	二方弁 1
	仕切弁 150 2
	50 2
	Yスト 50 1
	温度計 2
	圧力計 2
水抜き	GV 25 1
ドレン	防虫網 40 1
加湿	飲料用GV20 1

仕切弁は50A以下ボール弁、65A以上はバタフライ弁

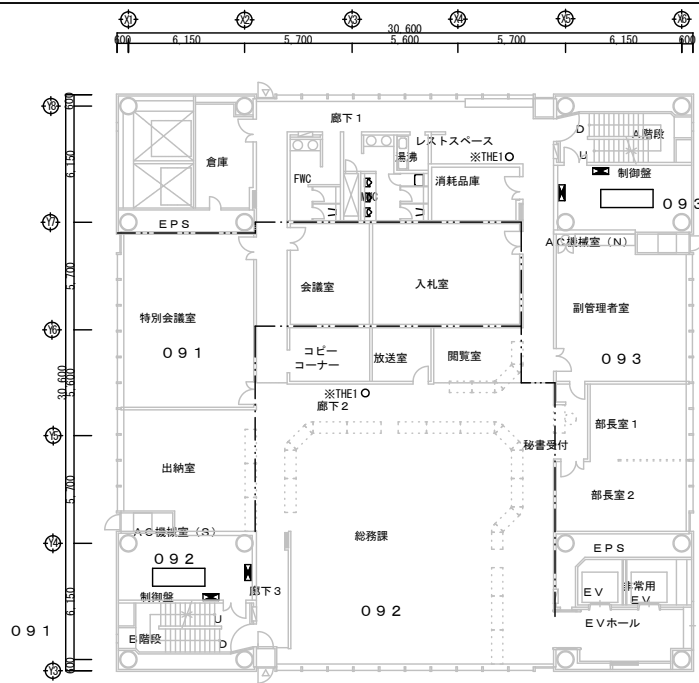
四日市港ポートビル空調設備改修工事 (その3)	目付	2025年 2月24日
機械設備工事	図	M-14
空調・配管 1 1・1 2 階 平面図	1/100	
建築設備士 馬瀬英成 第0300-0262R	設計	馬瀬
株式会社 B S 冷熱設計	作図	西川



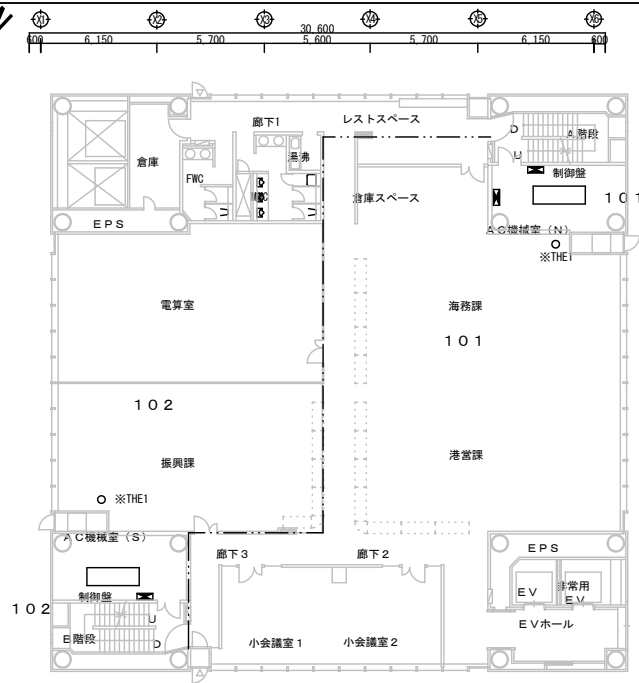
TECH-101			
冷水	FJ (SUS) 40	1	
排水	FLS3P	1	
排水	GV 50	1	
排水	防虫網 (SUS) 50	1	

冷媒管サイズ		
	能力 (kw)	液管/ガス管
△	～ 5.6kw	6.4φ/12.7φ
△	～ 14.0kw	9.5φ/15.9φ
△	～ 22.4kw	9.5φ/19.1φ
△	～ 33.5kw	9.5φ/22.2φ
△	～ 40.0kw	12.7φ/25.4φ
△	～ 45.0kw	12.7φ/28.6φ
△	～ 73.0kw	15.9φ/28.6φ
△	～ 90.0kw	19.1φ/31.8φ

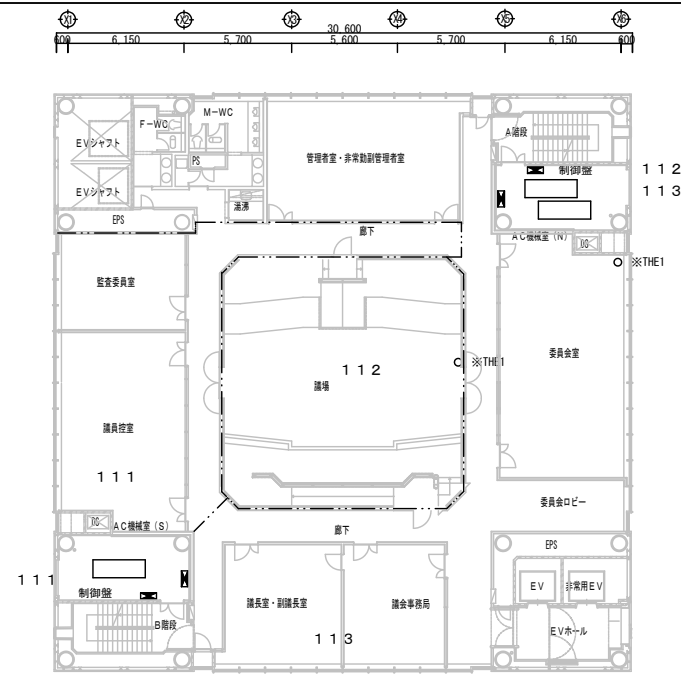
四日市港ポートビル空調設備改修工事 (その3)		目付	2025年 2月24日	
機械設備工事		図	M-15	
空調・配管 13・14階 平面図		1/100		
建築設備士 馬瀬英成 第0300-0262R		設計	馬瀬	作図
株式会社BS冷熱設計		設計	西川	図



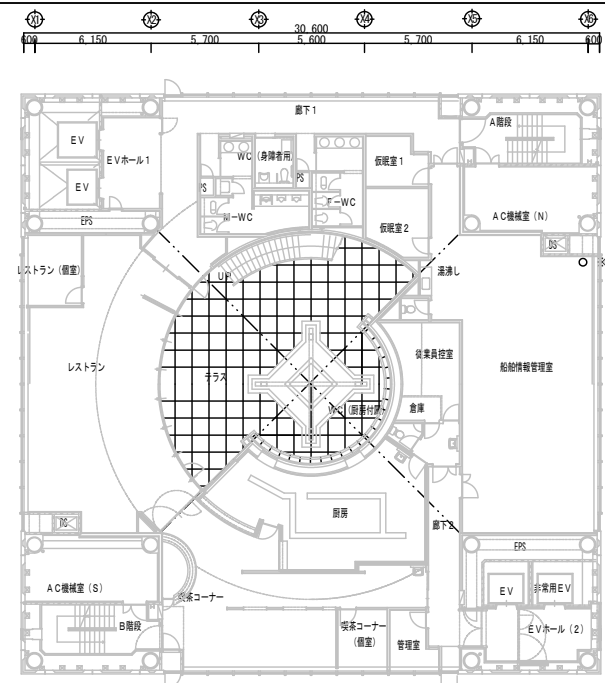
9階平面図



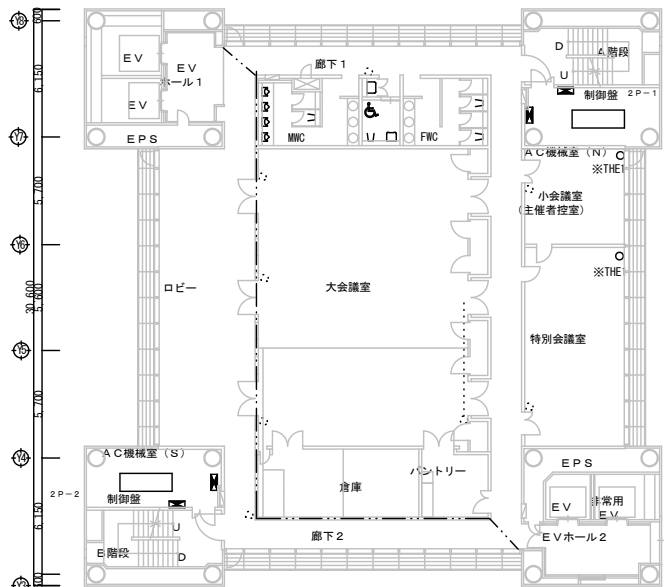
10階平面図



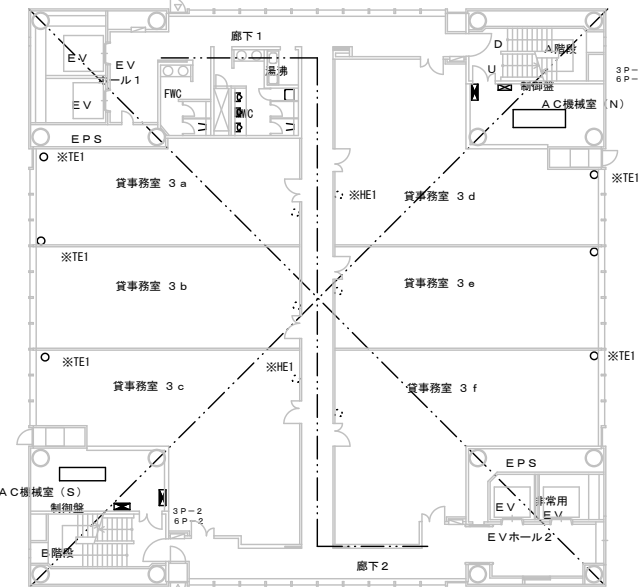
11階平面図



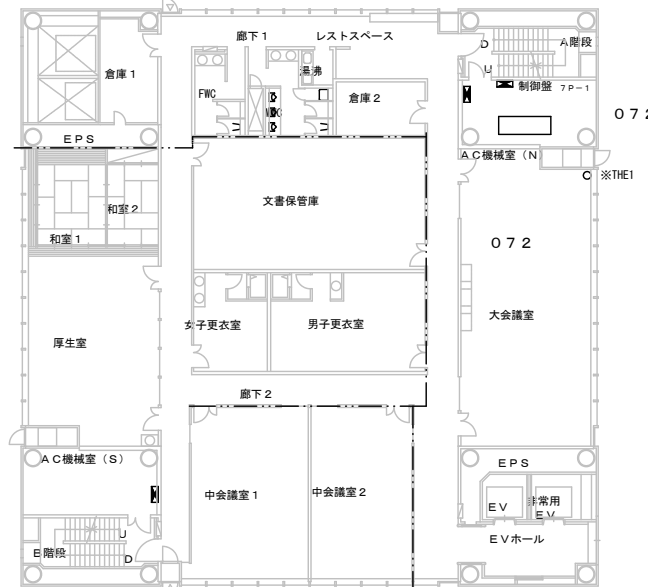
12階平面図



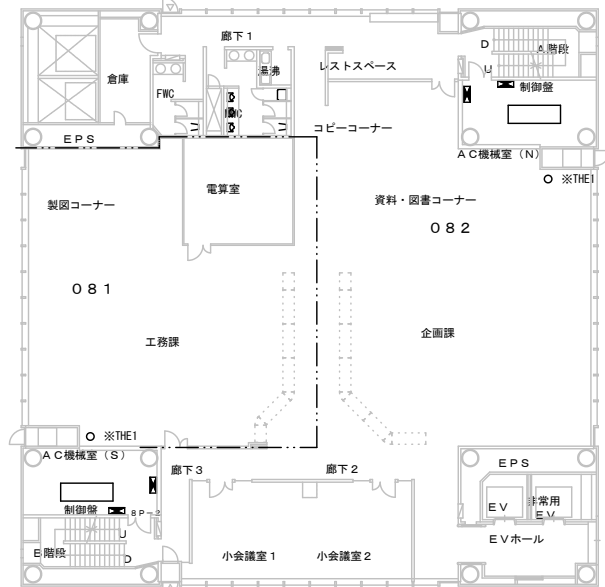
2階平面図



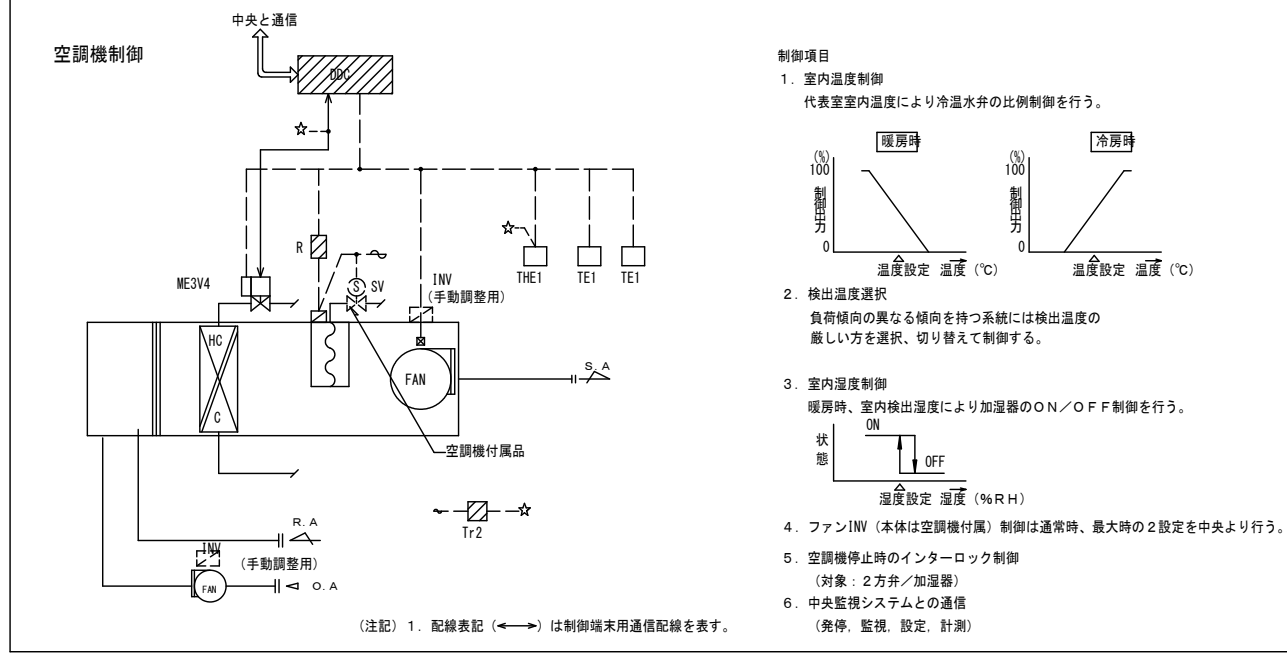
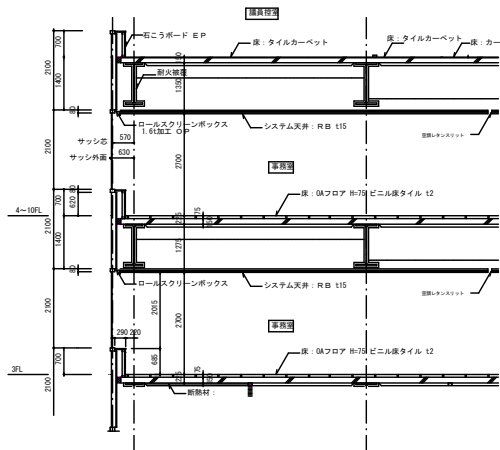
工事対象外
3～6階平面図



7階平面図



8階平面図



- 制御項目
- 室内温度制御
代表室内温度により冷温水弁の比例制御を行う。
 - 検出温度選択
負荷傾向の異なる傾向を持つ系統には検出温度の低い方を選択、切り替えて制御する。
 - 室内湿度制御
暖房時、室内検出湿度により加湿器のON/OFF制御を行う。
 - ファンINV (本体は空調機付属) 制御は通常時、最大時の2設定を中央より行う。
 - 空調機停止時のインターロック制御 (対象: 2方弁/加湿器)
 - 中央監視システムとの通信 (発停、監視、設定、計測)

(注) ※センサーの位置は参考とし、エアハンからの風向等により協議とする。

四日市港ポートビル空調設備改修工事 (その3)	目付	2025年 2月24日
機械設備工事	図	M-17
自動制御 2、7-11階 平面図、空調機制御図	1/200	
建築設備士 馬瀬英成 第0300-02626K	設計	馬瀬
株式会社B S 冷熱設計	作図	西川

既設機器一覧表（撤去）

空調機

記号	系統	仕様	冷能	却力	加熱量	送風	風機	風機	機外静圧	外気量	電動機						加湿器 種類	コイル 列	冷	加				熱 水量	損失 水頭	フィルター	付属品	台数	設置場所		
			Kcal/h	Kcal/h	m ³ /h	m ³ /h	Pa	Pa	m ³ /h		相	V	kW	相	V	kW			コイル入口空気	コイル出口空気	コイル入口空気	コイル出口空気	コイル入口空気							コイル出口空気	L/min
AHU - 011	1Fエントランス	床置縦型	46,800	32,800	15,600	-	400	-	870	3	200	7.5	-	-	-	-	4	26.5	20.0	18.7	16.5	20.7	13.7	28.0	16.3	120	3.04	平形	ゴム防振パッド	1	1F AC機械室1
AHU - 012	1Fエントランス (S)	床置縦型	46,800	32,800	15,600	-	400	-	870	3	200	7.5	-	-	-	-	4	26.5	20.0	18.7	16.5	20.7	13.7	28.0	16.3	120	3.04	平形	ゴム防振パッド	1	1F AC機械室2
AHU - 021	2F各会議室	床置コンパ'外型 (1)	70,000	62,600	10,400	10,400	520	200	2,000	3	200	11	3	200	0.3	気化式	6	29.0	22.3	15.3	14.9	14.4	9.8	35.3	17.8	210	3.61	中性能 (ブレ付)	ゴム防振パッド 全熱交換機	1	2F AC機械室1
		2コイル仕様 (2)	16,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	29.0	22.3	23.7	20.8	-	-	-	-	60	3.6				
AHU - 022	2Fロビー・廊下	床置コンパ'外型	29,700	21,600	7,500	7,500	550	200	2,000	3	200	5.5	3	200	3.7	気化式	6	27.6	21.0	17.5	16.7	18.1	12.2	28.1	16.1	80	4.69	中性能 (ブレ付)	ゴム防振パッド 全熱交換機	1	2F AC機械室2
AHU - 071	7F文書保管庫・廊下	床置コンパ'外型	38,300	34,400	6,300	6,300	400	30	3,720	3	200	3.7	3	200	3.7	気化式	6	28.4	21.8	15.9	15.1	16.0	10.8	35.0	18.0	120	1.43	中性能 (ブレ付)	ゴム防振パッド 全熱交換機	1	7F AC機械室1
AHU - 072	7F大会議室	床置コンパ'外型	20,600	12,100	3,800	3,800	500	40	1,650	3	200	2.2	3	200	2.2	気化式	6	27.7	21.1	15.8	15.1	17.6	11.9	28.7	16.2	50	3.24	中性能 (ブレ付)	ゴム防振パッド 全熱交換機	1	7F AC機械室1
AHU - 073	7F中会議室	欠番																												1	
AHU - 081	8F製図コーナー・公務 (ペリメータ)	床置コンパ'外型	10,700	4,300	3,700	-	400	-	0	3	200	2.2	-	-	-	-	6	26.0	19.5	17.4	16.2	22.0	14.7	26.0	16.1	30	1.44	平形	ゴム防振パッド	1	8F AC機械室2
AHU - 082	8F工務・企画・資料 (インテリア)	床置コンパ'外型	48,400	34,700	7,900	7,900	400	30	4,425	3	200	5.5	3	200	5.5	気化式	8	28.5	21.9	15.7	15.2	15.7	10.7	31.0	16.5	120	3.2	中性能 (ブレ付)	ゴム防振パッド 全熱交換機	1	8F AC機械室1
AHU - 083	8F企画・資料 (ペリメータ)	床置コンパ'外型	15,900	6,500	5,500	-	400	-	0	3	200	3.7	-	-	-	-	6	26.0	19.5	17.3	16.2	22.0	14.7	26.1	16.2	40	2.37	平形	ゴム防振パッド	1	8F AC機械室2
AHU - 091	9F総務 (ペリメータ)	床置コンパ'外型	8,400	4,100	2,000	2,000	400	30	625	3	200	1.5	3	200	1.5	気化式	6	27.2	20.6	16.8	15.9	18.9	12.7	26.0	15.5	20	1.23	中性能 (ブレ付)	ゴム防振パッド 全熱交換機	1	9F AC機械室2
AHU - 092	9F総務 (インテリア)	床置コンパ'外型	22,000	17,000	4,700	4,700	400	30	1,935	3	200	3.7	3	200	2.2	気化式	6	27.8	21.2	17.0	16.1	17.4	11.8	30.0	16.6	60	4.2	中性能 (ブレ付)	ゴム防振パッド 全熱交換機	1	9F AC機械室2
AHU - 093	9Fレストスペース・廊下	床置コンパ'外型	12,500	9,500	3,700	3,700	400	30	680	3	200	2.2	3	200	2.2	-	6	26.7	20.2	17.3	16.4	20.2	13.5	29.1	16.8	40	2.24	中性能 (ブレ付)	ゴム防振パッド 全熱交換機	1	9F AC機械室1
AHU - 094	9F会議・入札室	床置コンパ'外型 (1)	8,500	5,200	1,300	1,300	400	40	900	3	200	1.5	3	200	1.5	気化式	6	29.0	22.3	15.7	15.2	14.5	9.8	28.4	15.4	30	2.53	中性能 (ブレ付)	ゴム防振パッド 全熱交換機	1	9F AC機械室1
		2コイル仕様 (2)	3,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	29.0	22.3	21.2	19.9	-	-	-	-	10	0.2				
AHU - 101	10F電算 (ペリメータ)	床置コンパ'外型	8,700	4,000	3,000	-	350	-	0	3	200	1.5	-	-	-	-	6	26.0	19.5	17.3	16.2	22.0	14.7	26.6	16.3	30	2.53	平形	ゴム防振パッド	1	10F AC機械室2
AHU - 102	10F (インテリア)	床置コンパ'外型	50,600	38,300	9,400	9,400	400	30	4,440	3	200	5.5	3	200	5.5	気化式	8	28.1	21.5	16.4	15.5	16.8	11.4	30.9	16.7	130	1.78	中性能 (ブレ付)	ゴム防振パッド 全熱交換機	1	10F AC機械室2
AHU - 103	10F (ペリメータ)	床置コンパ'外型	18,200	11,500	6,300	-	350	-	0	3	200	3.7	-	-	-	-	6	26.0	19.5	17.4	16.2	22.0	14.7	28.3	16.9	50	3.24	平形	ゴム防振パッド	1	10F AC機械室1
AHU - 111	11F議員・議会事務所	床置コンパ'外型	27,600	32,200	5,200	5,200	500	40	3,045	3	200	3.7	3	200	3.7	気化式	6	28.6	22.0	17.1	16.4	15.4	10.4	36.9	18.4	110	4.31	中性能 (ブレ付)	ゴム防振パッド 全熱交換機	1	11F AC機械室2
AHU - 112	11F議場	床置コンパ'外型 (1)	33,700	17,200	8,500	8,500	550	45	1,700	3	200	5.5	3	200	5.5	気化式	6	26.8	20.2	16.9	15.8	20.0	13.4	27.0	16.0	90	3.2	中性能 (ブレ付)	ゴム防振パッド 全熱交換機	1	11F AC機械室1
		2コイル仕様 (2)	6,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	26.8	20.2	24.3	19.5	-	-	-	-	10	0.2				
AHU - 113	11F委員会・委員会ロビー	床置コンパ'外型	17,100	9,500	3,300	3,300	550	45	1,275	3	200	2.2	3	200	2.2	気化式	6	27.7	21.1	16.1	15.3	17.7	12.0	27.7	15.8	50	3.06	中性能 (ブレ付)	ゴム防振パッド 全熱交換機	1	11F AC機械室1
AHU - 121	12Fレストランラウンジ	床置コンパ'外型	48,100	29,000	8,900	8,900	500	40	3,380	3	200	7.5	3	200	5.5	気化式	8	27.6	21.0	15.7	14.9	17.9	12.1	29.2	16.4	120	1.59	中性能 (ブレ付)	ゴム防振パッド 全熱交換機	1	12F AC機械室2
AHU - 122	12F厨房	天埋型	63,700	45,200	6,100	-	350	-	6,100	3	200	2.2	-	-	-	-	6	35.3	27.5	18.8	17.3	-1.6	-3.8	24.1	10.0	160	1.93	平形	-	1	12F 厨房天井内

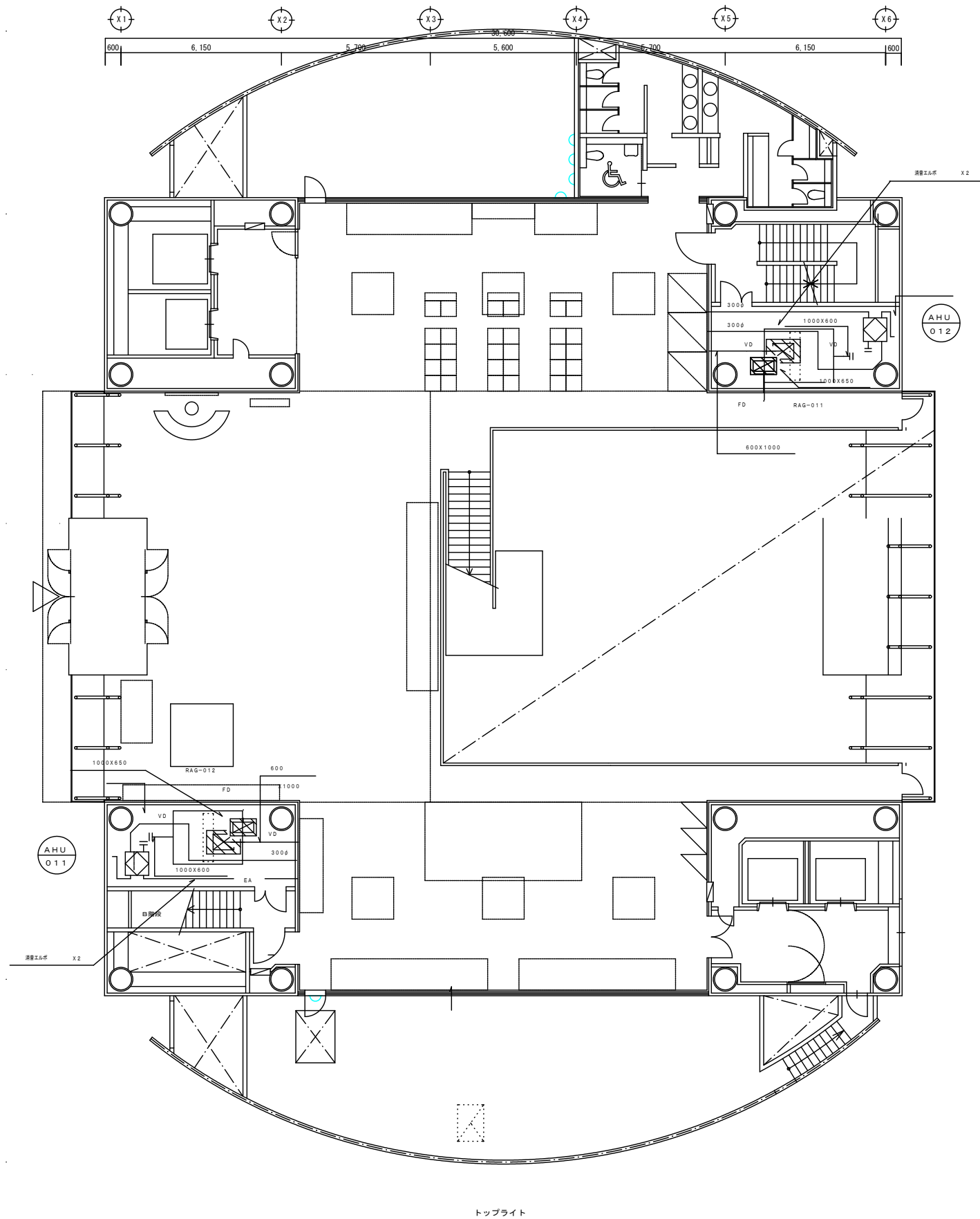
全熱交換ユニット

記 号	形式	仕様		電動機				台数	系統	備考
		風量(m ³ /h)	静圧(Pa)	交換効率	加湿器種類	相	V	kW		
HEX - 121	床置ダクト形	2,600	392(OA) 294(EA)	60	気化式加湿	3	200	1.5	1	12F 船舶情報管理室 (NBS65%)、(AF180%)、ゴム防振パット、制御盤
HEX - 141	床置ダクト形	2,600	392(OA) 294(EA)	60	気化式加湿	3	200	1.5	1	14F 展望・展示

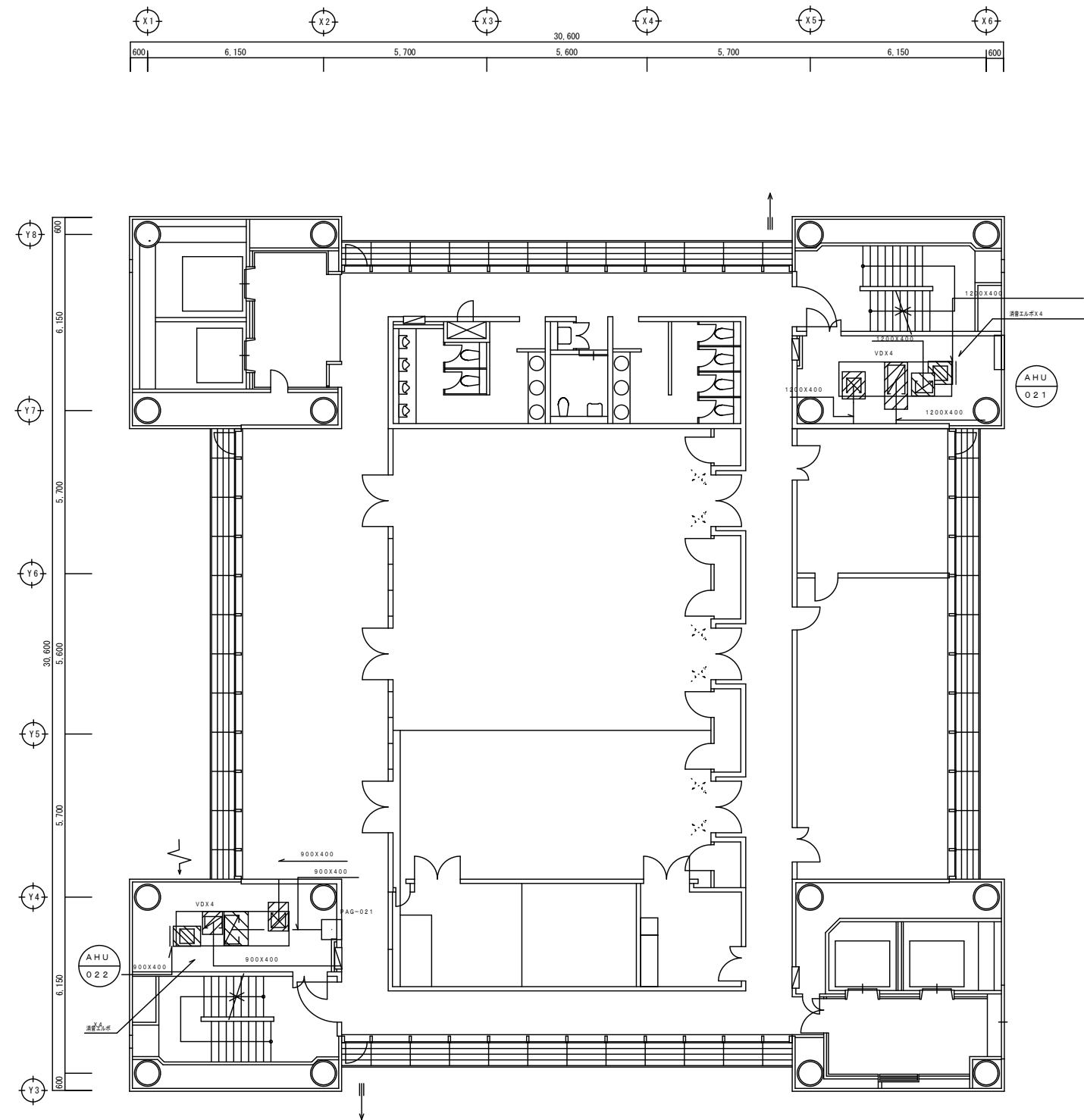
空冷式ヒートポンプマルチエアコン

機器	記 号	形 状	冷房能力 KW	暖房能力 KW	圧縮機 KW	消費電力 KW	風量 m ³ /min	電 源 V	台数	場 所	備 考
室外機	ACP- 122	8馬力	22.4kW	22.4	25.0	4.7	6.14	3φ-200	1	13F屋外	重耐塩害仕様
室内機	ACP- 122 -1	天井ヶット形	11.2kW	11.2	12.5	0.17	28.0	1φ-200	2	12F船舶情報管理室	リモコン付

四日市港ポートビル空調設備改修工事（その3）					日付	2025年 2月24日	
機械設備工事				図番	M－18		
機器一覧表（撤去）			—				
建築設備士 馬瀬英成 第0300－0262RK				設計	多田	作図	西川 図
株式会社B S 冷熱設計							

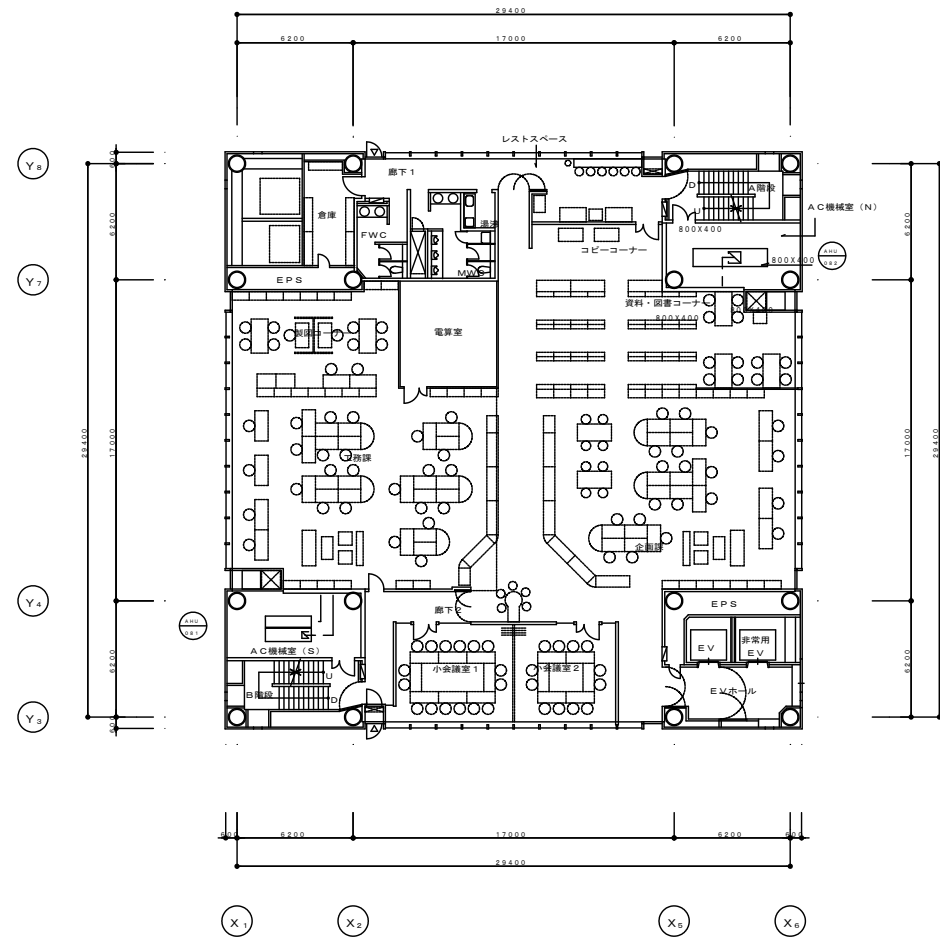
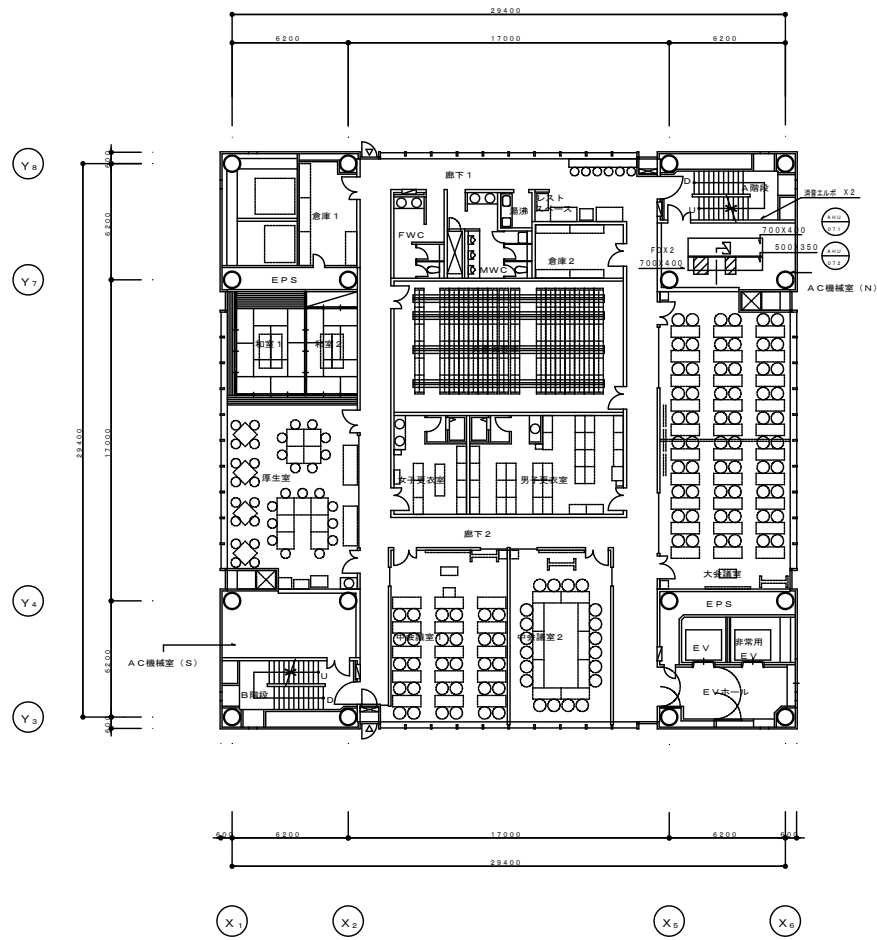


1 階平面図

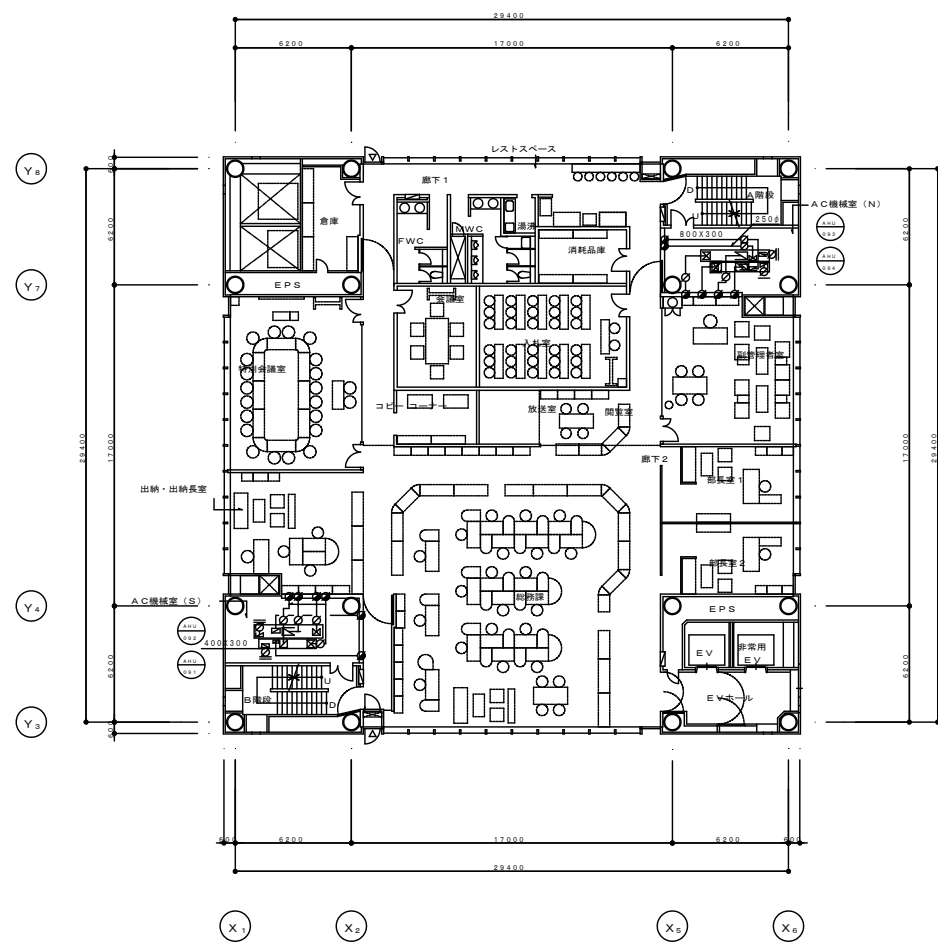


2 階平面図

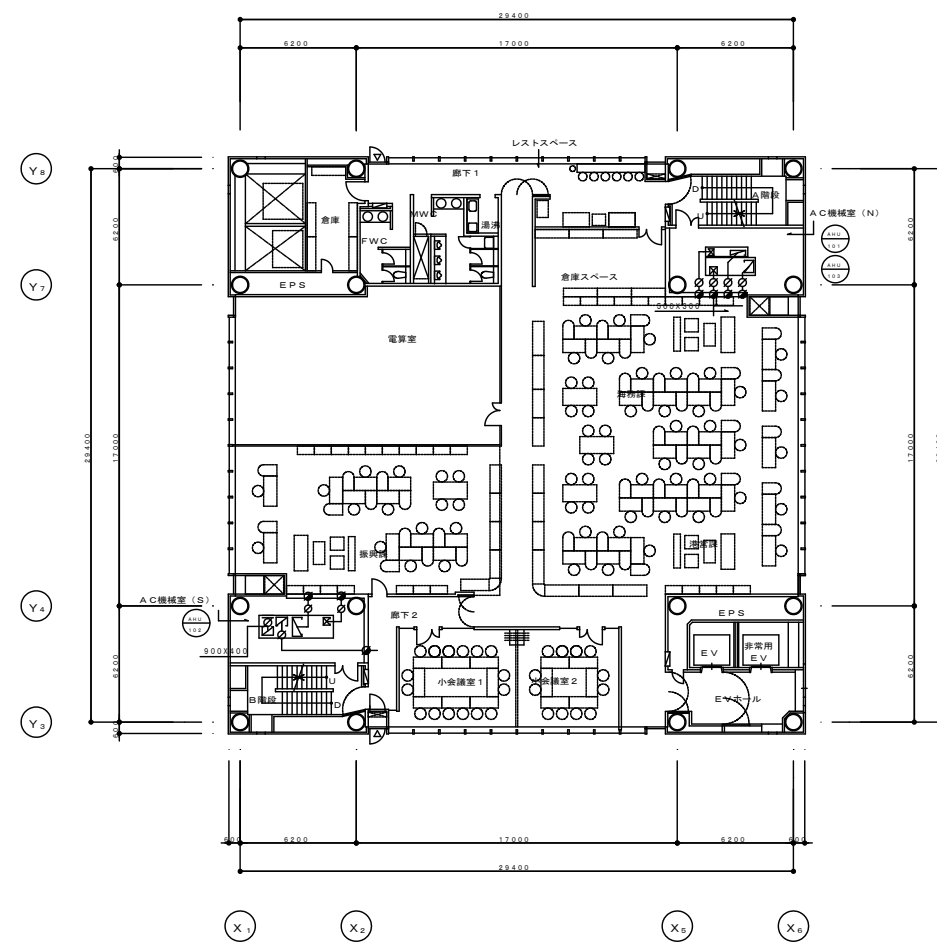
四日市港ポートビル空調設備改修工事 (その3)		日付	2025年 2月24日	
機械設備工事		図	M-19	
空調・ダクト 1・2階 平面図 (撤去)		1/100		
建築設備士 馬瀬英成 第0300-0262R		設計	馬瀬	作図
株式会社BS冷熱設計		計	西川	図



四日市港ポートビル空調設備改修工事 (その3)		日付	2025年 2月24日	
機械設備工事		図	M-20	
空調・換気ダクト 7・8階 平面図 (撤去)		1/200		
建築設備士 馬瀬英成 第0300-0262R		設計	馬瀬	作図
株式会社B S 冷熱設計		計	西川	図

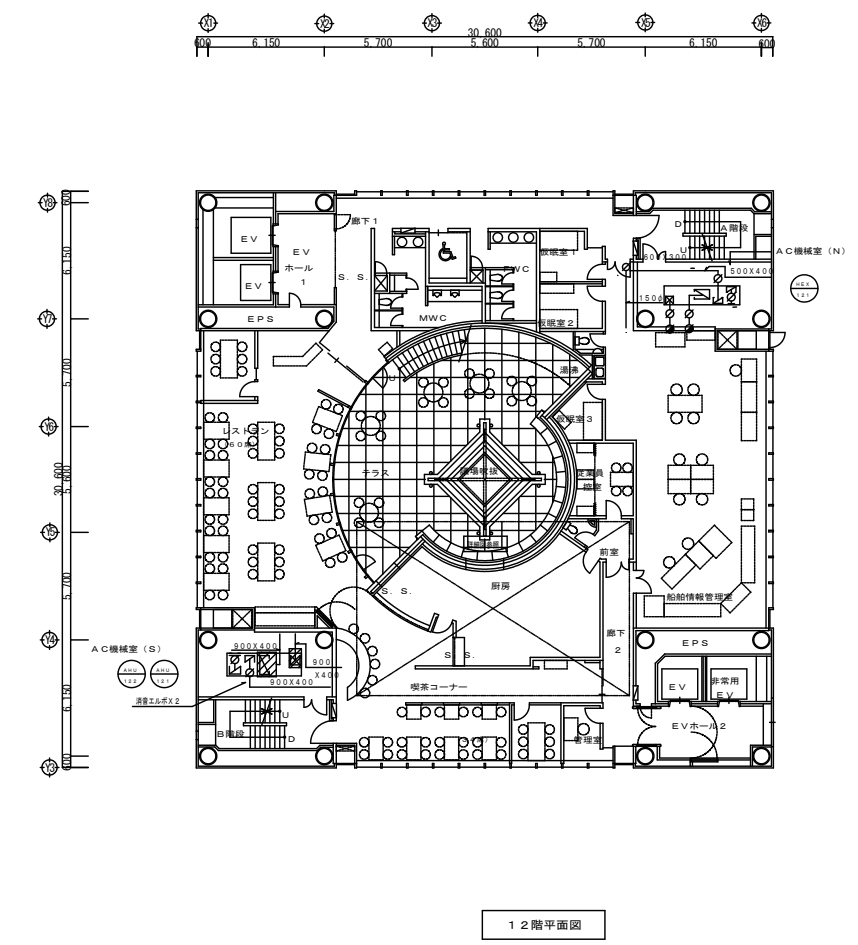
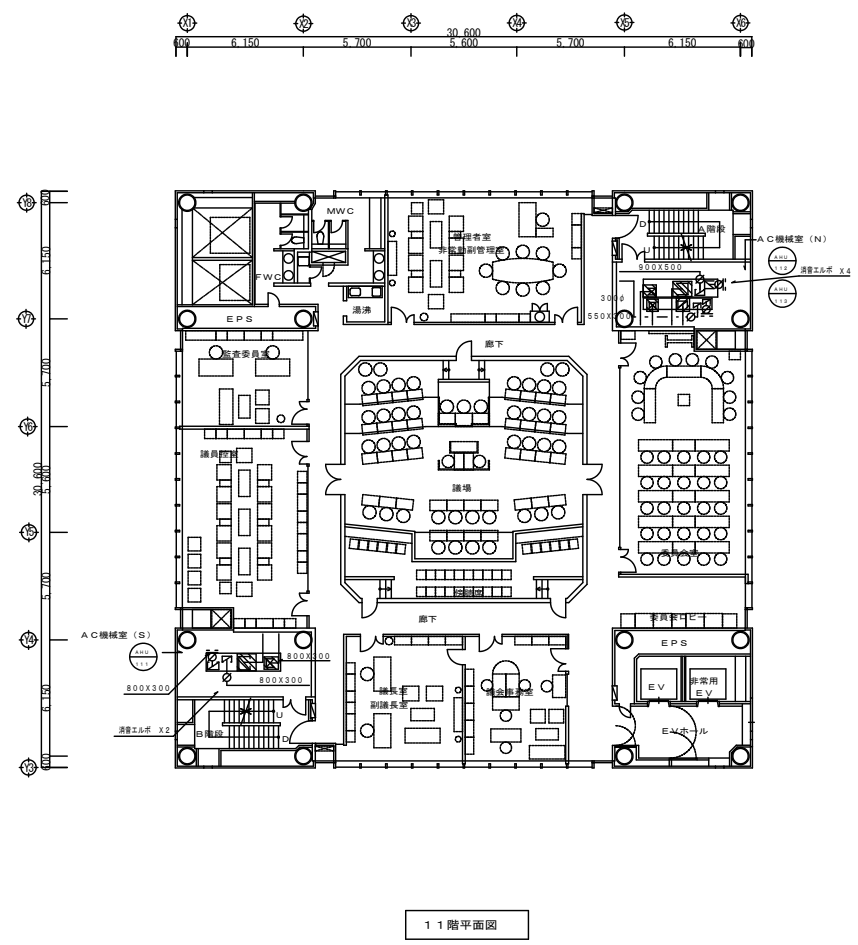


9階平面図



10階平面図

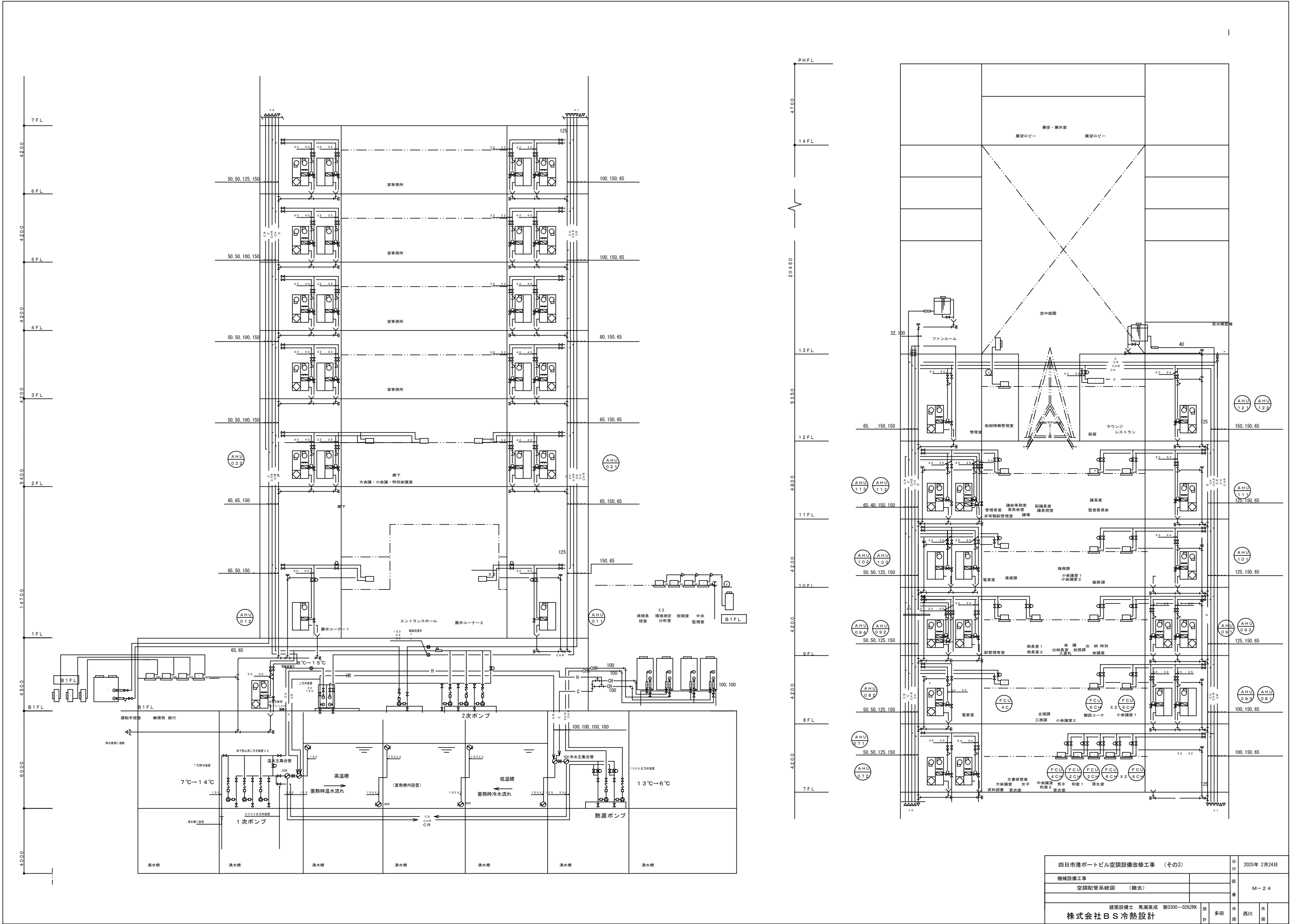
四日市港ポートビル空調設備改修工事（その3）		目付	2025年 2月24日	
機械設備工事		図	M-21	
空調・換気ダクト 9・10階 平面図（撤去）		1/200		
建築設備士 馬瀬英成 第0300-0262R		設計	馬瀬	作図
株式会社B S 冷熱設計		計	西川	図

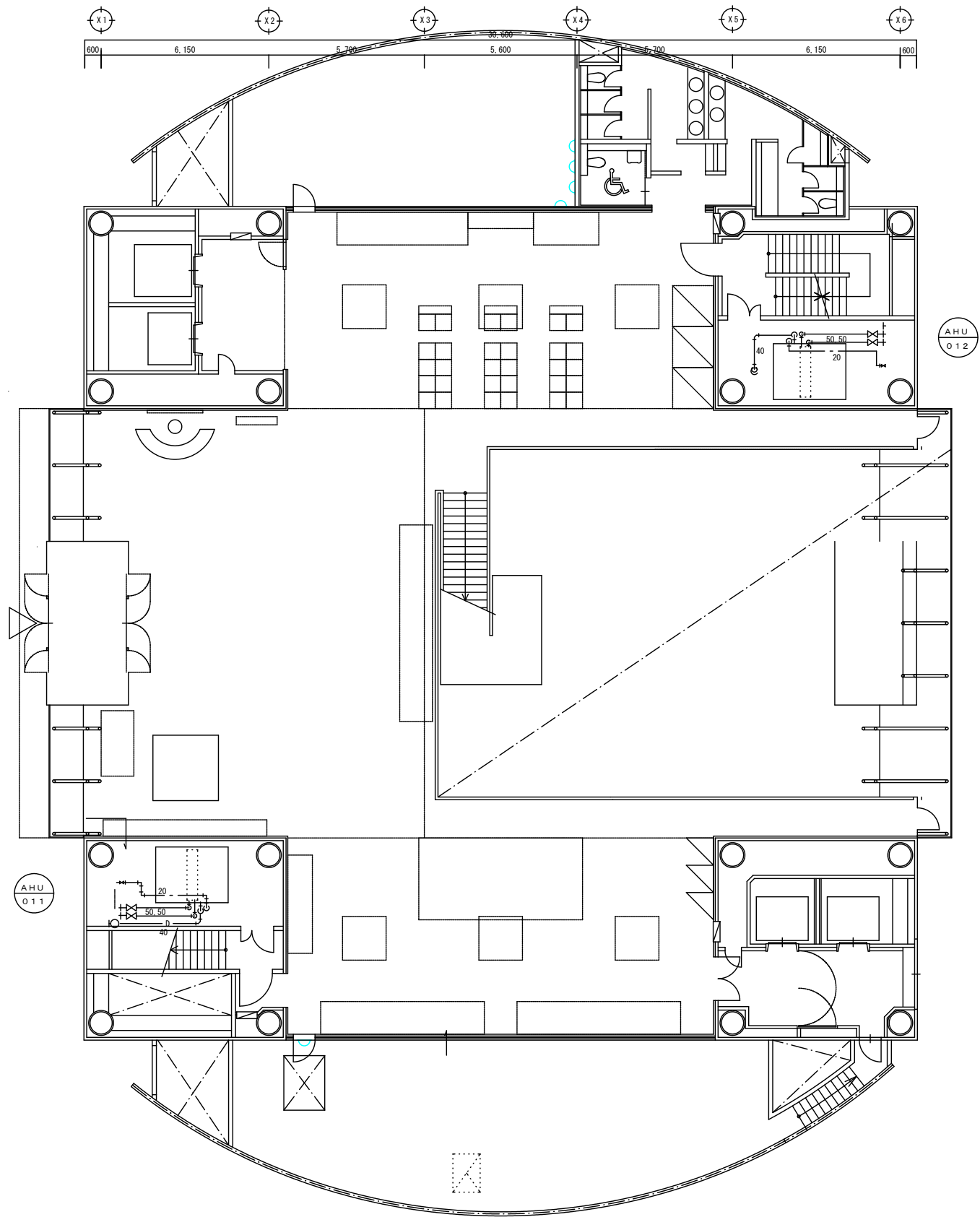


四日市港ポートビル空調設備改修工事 (その3)		目付	2025年 2月24日	
機械設備工事		図	M-22	
空調・換気ダクト 1 1・1 2 階 平面図 (撤去)		1/200		
建築設備士 馬瀬英成 第0300-0262R		設計	馬瀬	作図
株式会社B S 冷熱設計		計	西川	図



四日市港ポートビル空調設備改修工事（その3）				日付	2025年 2月24日	
機械設備工事				図	M-2 3	
空調・換気ダクト 1 3 ・ 1 4 階 平面図（撤去）				1/200		
建築監理士 馬瀬英成 第0300-0262R				設計	馬瀬	作業
株式会社 B 熱設計					西川	作業



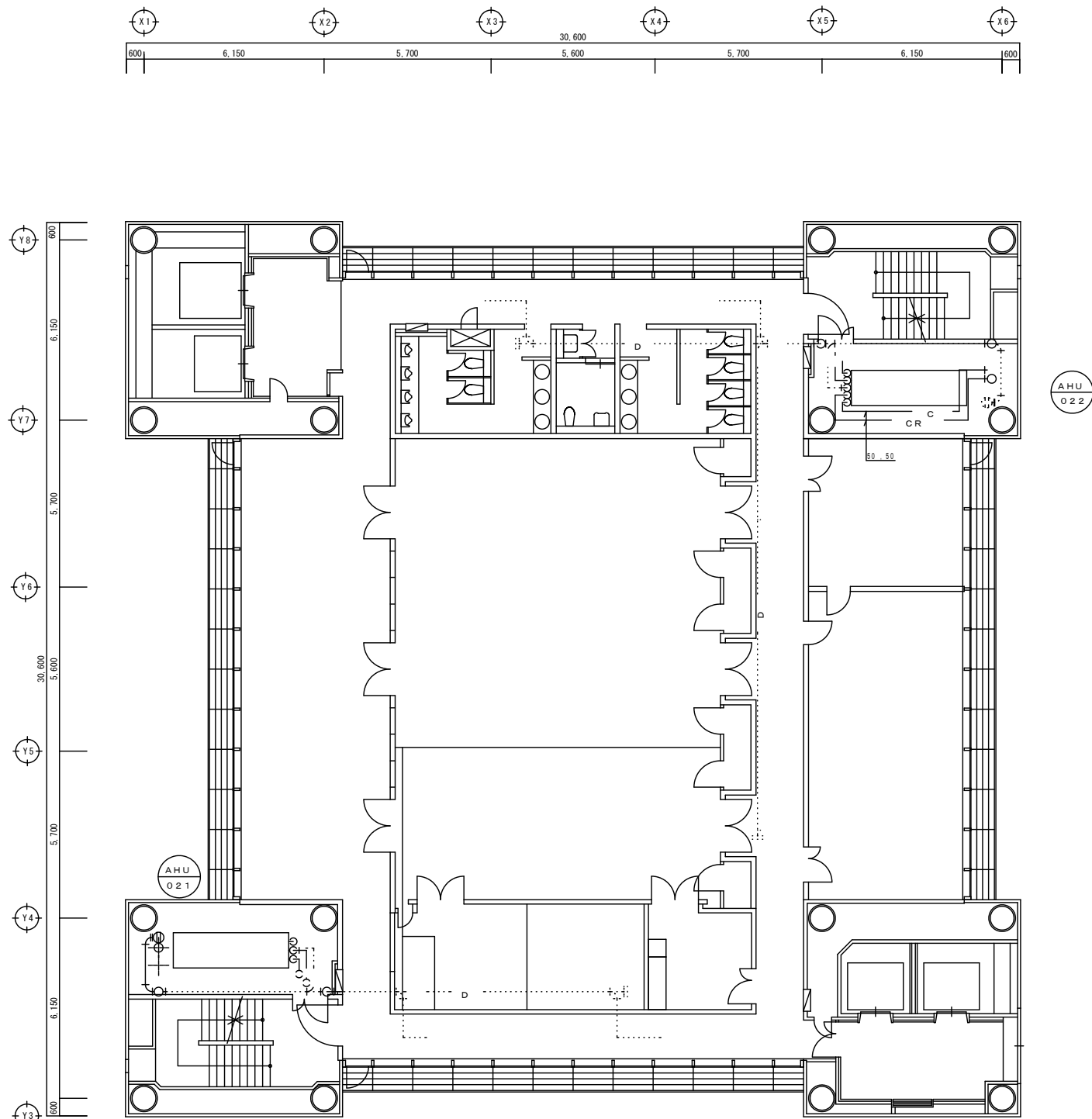


トップライト

		AHU-011		AHU-012	
冷温水	二方弁		1		1
	仕切弁	50	2+2	50	2+2
	Yスト	50	1	50	1
	温度計		2		2
	圧力計		2		2
水抜き	GV 25		1		1
ドレン	防虫網 40		1		1
加湿	飲料用GV20		1		1

仕切弁は50A以下ボール弁、65A以上はバタフライ弁

1階平面図



		AHU-021		AHU-022	
冷温水	二方弁		1		1
冷水	二方弁		1		
	仕切弁	65	2		2
		50	2	40	2
	Yスト	65	1		
	Yスト	50	1	40	1
	温度計		4		2
	圧力計		4		2
水抜き	GV 25		1		1
ドレン	防虫網 40		1		1
加湿	飲料用GV20		1		1

仕切弁は50A以下ボール弁、65A以上はバタフライ弁

2階平面図

四日市港ポートビル空調設備改修工事 (その3)		日付	2025年 2月24日	
機械設備工事		図	M-25	
空調・配管 1・2階 平面図 (撤去)		1/100		
建築設備士 馬瀬英成 第0300-0262R		設計	馬瀬	作図
株式会社BS冷熱設計		設計	西川	作図

AHU-071		
冷温水	二方弁（機器付属）	1
#	GV	50
#	Yスト	50
#	温度計	2
#	圧力計	2
排水	GV（水抜き）	20
#	防虫網（SUS）	50

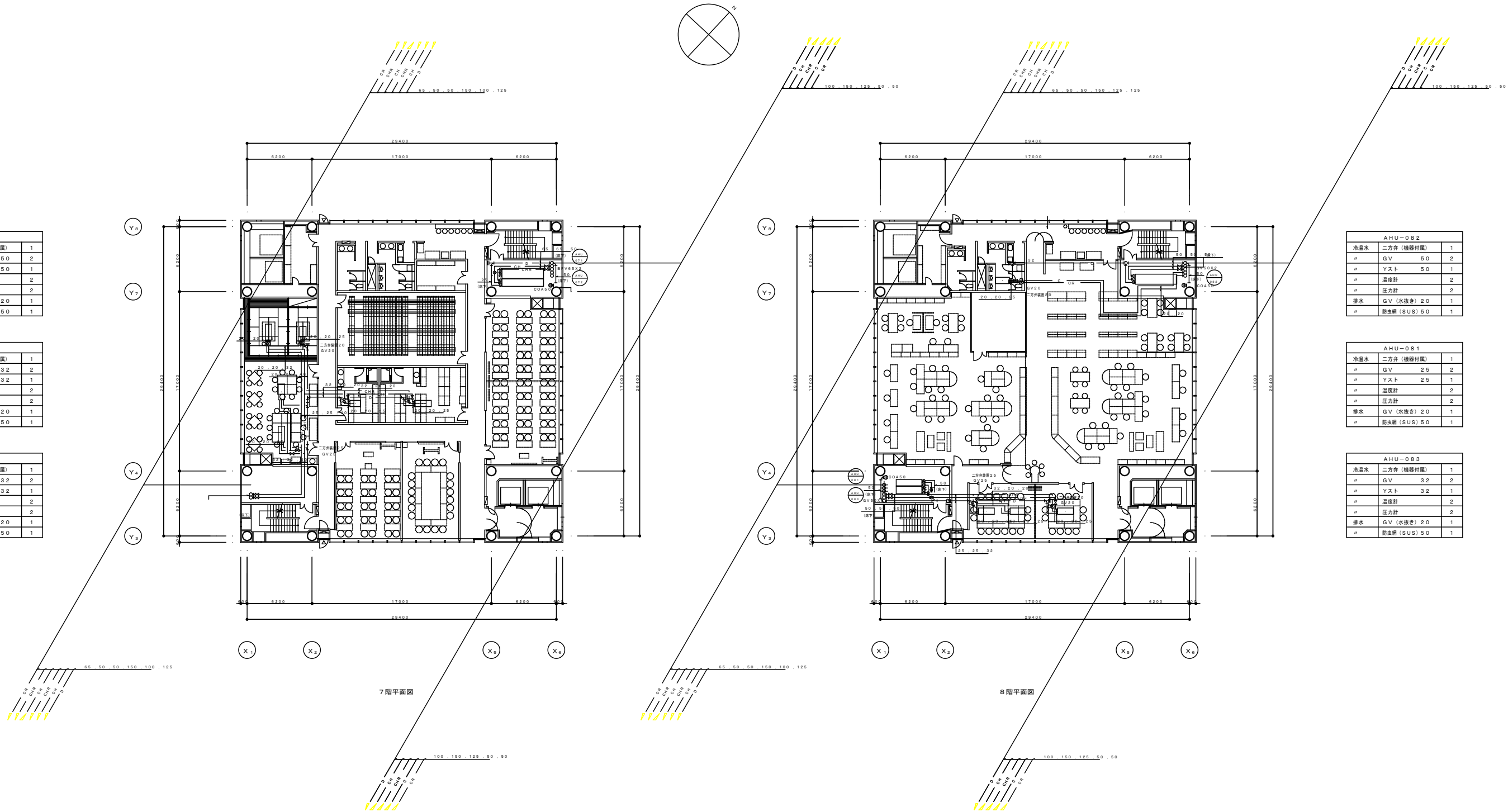
AHU-072		
冷温水	二方弁（機器付属）	1
#	GV	32
#	Yスト	32
#	温度計	2
#	圧力計	2
排水	GV（水抜き）	20
#	防虫網（SUS）	50

AHU-073		
冷温水	二方弁（機器付属）	1
#	GV	32
#	Yスト	32
#	温度計	2
#	圧力計	2
排水	GV（水抜き）	20
#	防虫網（SUS）	50

AHU-082		
冷温水	二方弁（機器付属）	1
#	GV	50
#	Yスト	50
#	温度計	2
#	圧力計	2
排水	GV（水抜き）	20
#	防虫網（SUS）	50

AHU-081		
冷温水	二方弁（機器付属）	1
#	GV	25
#	Yスト	25
#	温度計	2
#	圧力計	2
排水	GV（水抜き）	20
#	防虫網（SUS）	50

AHU-083		
冷温水	二方弁（機器付属）	1
#	GV	32
#	Yスト	32
#	温度計	2
#	圧力計	2
排水	GV（水抜き）	20
#	防虫網（SUS）	50



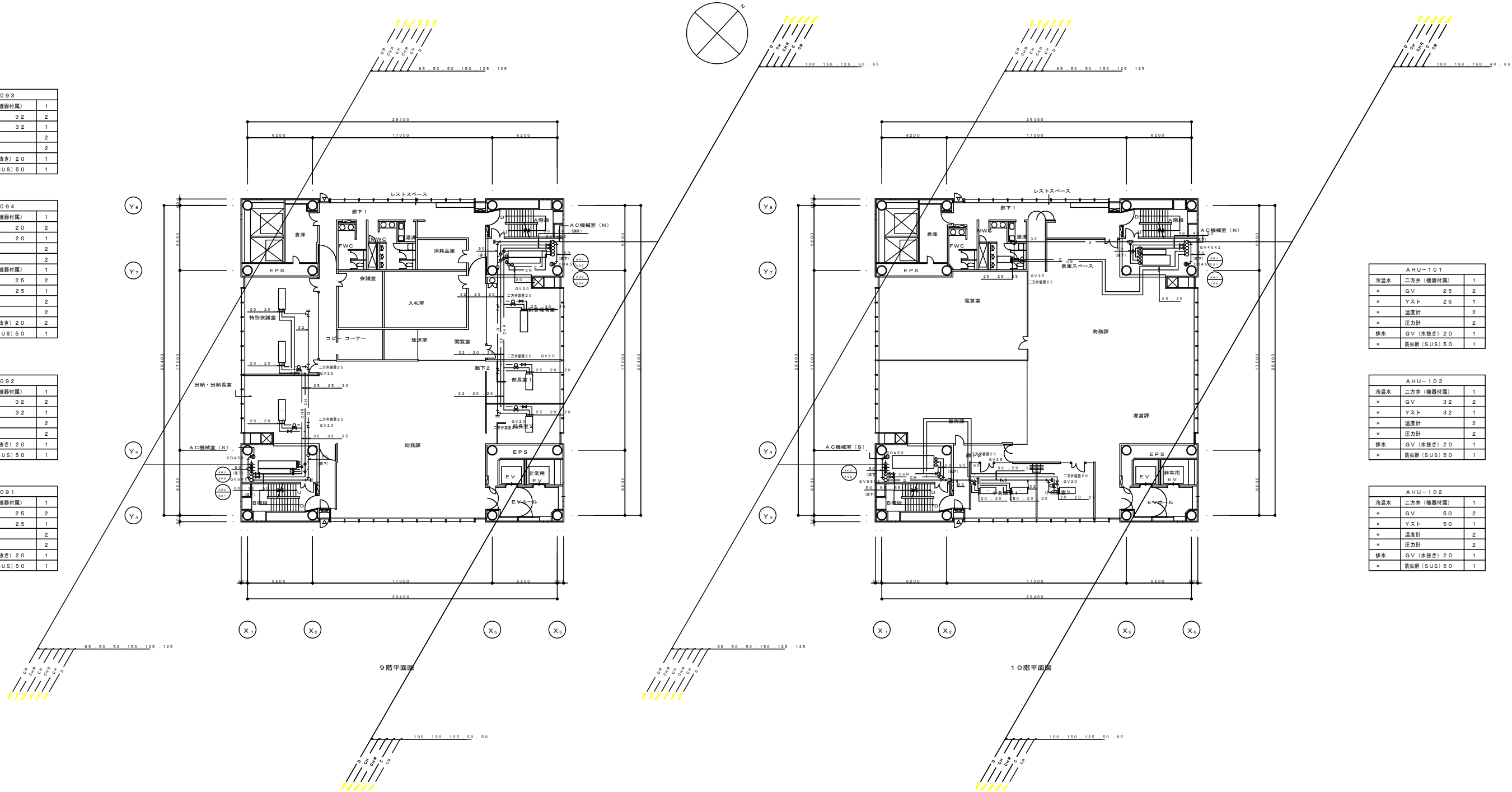
四日市港ポートビル空調設備改修工事（その3）		目付	2025年 2月24日	
機械設備工事		図	M-26	
空調・配管 7・8階 平面図（撤去）		1/200		
建築設備士 馬瀬英成 第0300-0262R		設計	馬瀬	作図
株式会社BS冷熱設計		計	西川	作図

AHU-093		
冷水	二方弁 (機器付属)	1
＃	GV	32 2
＃	＼スト	32 1
＃	温度計	2
＃	圧力計	2
排水	GV (水抜き) 20	1
＃	防虫網 (SUS) 50	1

AHU-094		
冷水	二方弁 (機器付属)	1
＃	GV	20 2
＃	＼スト	20 1
＃	温度計	2
＃	圧力計	2
冷水	二方弁 (機器付属)	1
＃	GV	25 2
＃	＼スト	25 1
＃	温度計	2
＃	圧力計	2
排水	GV (水抜き) 20	2
＃	防虫網 (SUS) 50	1

AHU-092		
冷水	二方弁 (機器付属)	1
＃	GV	32 2
＃	＼スト	32 1
＃	温度計	2
＃	圧力計	2
排水	GV (水抜き) 20	1
＃	防虫網 (SUS) 50	1

AHU-091		
冷水	二方弁 (機器付属)	1
＃	GV	25 2
＃	＼スト	25 1
＃	温度計	2
＃	圧力計	2
排水	GV (水抜き) 20	1
＃	防虫網 (SUS) 50	1



AHU-101		
冷水	二方弁 (機器付属)	1
＃	GV	25 2
＃	＼スト	25 1
＃	温度計	2
＃	圧力計	2
排水	GV (水抜き) 20	1
＃	防虫網 (SUS) 50	1

AHU-103		
冷水	二方弁 (機器付属)	1
＃	GV	32 2
＃	＼スト	32 1
＃	温度計	2
＃	圧力計	2
排水	GV (水抜き) 20	1
＃	防虫網 (SUS) 50	1

AHU-102		
冷水	二方弁 (機器付属)	1
＃	GV	50 2
＃	＼スト	50 1
＃	温度計	2
＃	圧力計	2
排水	GV (水抜き) 20	1
＃	防虫網 (SUS) 50	1

四日市港ポートビル空調設備改修工事 (その3)		目付	2025年 2月24日
機械設備工事		図	M-27
空調・配管 9・10階 平面図(撤去)	1/200	表	
建築設備士 馬瀬英成 第0300-0262R		設計	馬瀬
株式会社BS冷熱設計		作図	西川
		監図	



AHU-112		
冷水	二方弁 (機器付属)	1
#	GV	25
#	Yスト	25
#	温度計	2
#	圧力計	2
冷水水	二方弁 (機器付属)	1
#	GV	50
#	Yスト	50
#	温度計	2
#	圧力計	2
排水	GV (水抜き)	20
#	防虫網 (SUS)	50

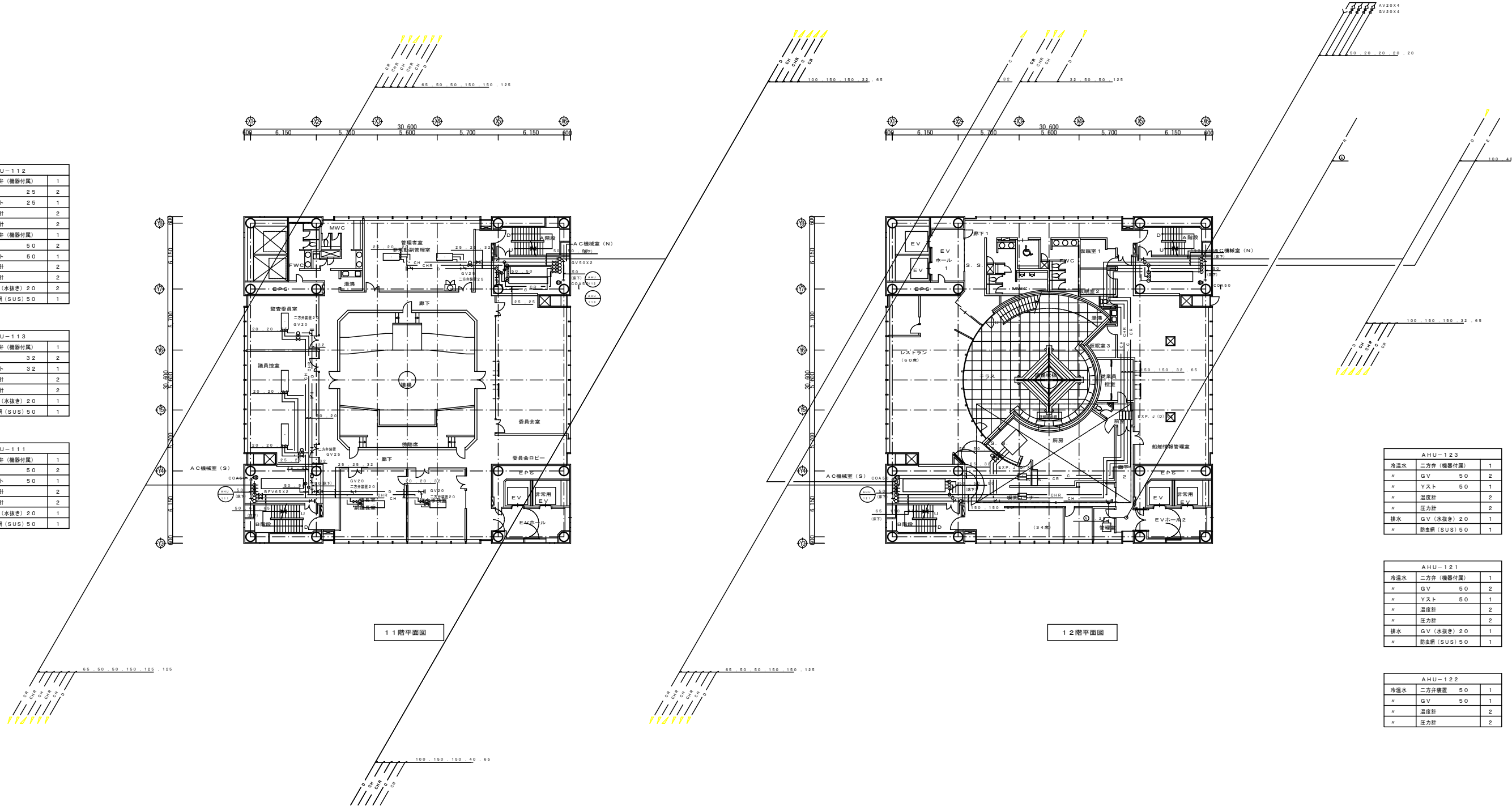
AHU-113		
冷水水	二方弁 (機器付属)	1
#	GV	32
#	Yスト	32
#	温度計	2
#	圧力計	2
排水	GV (水抜き)	20
#	防虫網 (SUS)	50

AHU-111		
冷水水	二方弁 (機器付属)	1
#	GV	50
#	Yスト	50
#	温度計	2
#	圧力計	2
排水	GV (水抜き)	20
#	防虫網 (SUS)	50

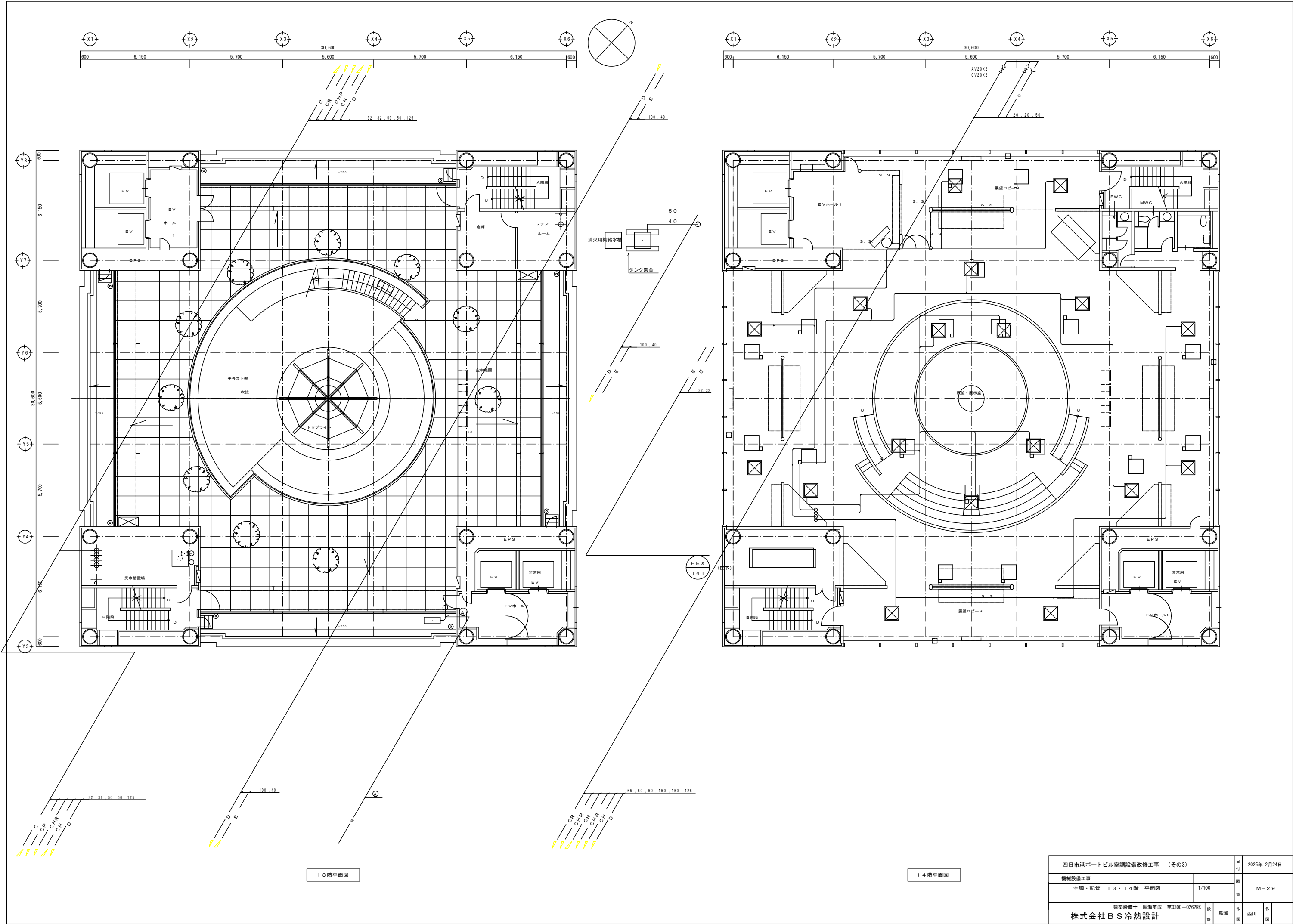
AHU-123		
冷水水	二方弁 (機器付属)	1
#	GV	50
#	Yスト	50
#	温度計	2
#	圧力計	2
排水	GV (水抜き)	20
#	防虫網 (SUS)	50

AHU-121		
冷水水	二方弁 (機器付属)	1
#	GV	50
#	Yスト	50
#	温度計	2
#	圧力計	2
排水	GV (水抜き)	20
#	防虫網 (SUS)	50

AHU-122		
冷水水	二方弁装置	50
#	GV	50
#	温度計	2
#	圧力計	2



四日市港ポートビル空調設備改修工事 (その3)		目付	2025年 2月24日	
機械設備工事		図	M-28	
空調・配管 11・12階 平面図 (撤去)		1/200		
建築設備士 馬瀬英成 第0300-0262R		設計	馬瀬	作図
株式会社B S 冷熱設計		計	西川	図



四日市港ポートビル空調設備改修工事（その3）		目付	2025年 2月24日	
機械設備工事		図	M-29	
空調・配管 13・14階 平面図		1/100		
建築設備士 馬瀬英成 第0300-0262R		設計	馬瀬	作図
株式会社B S 冷熱設計		計	西川	図

電気設備工事特記仕様書	
I. 工事概要	
1. 工事名称	令和7年度 四日市港ポートビル空調機器改修工事
2. 工事場所	四日市市霞町2丁目1番地1
3. 建物概要	鉄骨造 ＊階建 延べ面積 20,152.18㎡ 用途区分 別表第1(16)項口 高層建物
4. 工事種目	用途区分は消防法施行令別表第一による表記 ●に電力で●印を付した工事を対象とする。 ●電力設備 ●受変電設備 ●電力貯蔵設備 ●発電設備 ●通信・情報設備 ●中央監視制御設備 ●医療関係設備 ●構内配電線路 ●構内通信線路 ●その他
II. 共通仕様	
図面及び特記仕様書に記載されていない事項については下記による。 ・三重県公共工事共通仕様書（令和6年7月制定版） ・三重県建設工事実務必携（令和6年4月1日版） ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」（建築工事編・電気（機械）設備工事編 各令和4年版） 「公共建築改修工事標準仕様書」（建築工事編・電気（機械）設備工事編 各令和4年版） 「公共建築設備工事標準図」（電気設備工事編・機械設備工事編 各令和4年版） ・電気設備に関する技術基準を定める省令（電気設備技術基準） ・電気工事業の業務の適正化に関する法律 ・電気工事法 ・労働安全衛生法 ・消防関連法規（条例・所轄署指導要領を含む。） ・電力会社供給約款 ・その他関連法令、関連諸基準	
III. 一般共通事項	
下記の該当する項目を適用する。また、選択する事項は、●印のついたものを適用する。	
1. 一般事項	(1) 工事の詳細については、本設計図面及び仕様書による他、上記各施工基準に準拠し監督員指示の下に意にかつ誠実に施工すること。 (2) 設計図面に定められた内容、現場の納まり・取り合い等の不明な点や施工上の困難・不都合、図面との誤記及び記載漏れ等に起因する問題点及び疑義、設計図書のとおりに施工することで将来不具合が発生しうると予想される場合については、その都度、監督員と協議すること。 なお、設計図書のとおりの施工であっても使用上の不具合が発生した場合は、協議のうえ改善策を講じること。 (3) 他工事との取合いについては予め当該工事関係者間において協議し、円滑な工事進捗に努めること。調整不足による意匠的な仕上がり不備や不具合が発生した場合は、監督員の指示により手直し施工を行うこと。
2. 技術検査	中間技術検査 実施回数（＊）回 実施する段階（＊＊＊）
3. 火災保険等	三重県建設工事請負契約書第52条第1項の規定により、火災保険、組立保険又はその他の保険等に加えし、その加入証券等を提示しなければならない。 ① 保険の目的物 工事目的物及び工事材料（支給材料を含む） ② 保険の加入期間 工事着手後速やかに加入し、完成引渡しまでの間 ③ 保険金額 原則として請負金額に相当する金額
4. 足場等	・別契約の関係受注者（下請け工事の場合は元請け）が設置したものは無償で利用できる。 ・本工事で設置する。 足場を設ける場合には、「手すり先行工法等に関するガイドライン」によるものとし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）第1編第2章2.2.2より足場の種別は以下による。 ・内部足場（Ａ種 ・Ｂ種 ・Ｃ種 ・Ｄ種 ・Ｅ種 ・Ｆ種 ・Ｇ種） ・外部足場（Ａ種 ・Ｂ種 ・Ｃ種 ・Ｄ種 ・Ｅ種 ・Ｆ種）
5. 三重県産業廃棄物税	高さが5m以上の箇所での作業を行う場合、労働安全衛生規則の各規定により使用する要求性能墜落制止用器具はフルハーネス型とし、「墜落制止用器具の規格」（平成31年1月25日厚生労働省告示第11号）によるものとする。
6. 電気工作物の種類	・一般電気工作物 ●自家用電気工作物
7. 電気工事士	電気工事士法の区分により施工するものとし、契約電力が500kW以上の電気工作物においても、第一種電気工事士により施工するものとする。
8. 電気工事業の業務の適正化に関する法律	電気工事の施工場所ごとに、その見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他の経済産業省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。
9. 電気保安技術者	電気工作物に係る工事は電気保安技術者を配置し、工事期間中の電気工作物の保安業務を行う。 また、電気主任技術者が選任されている施設においては、電気主任技術者に工事内容の説明を行い、工事の調整にあたる指導を受けるものとする。

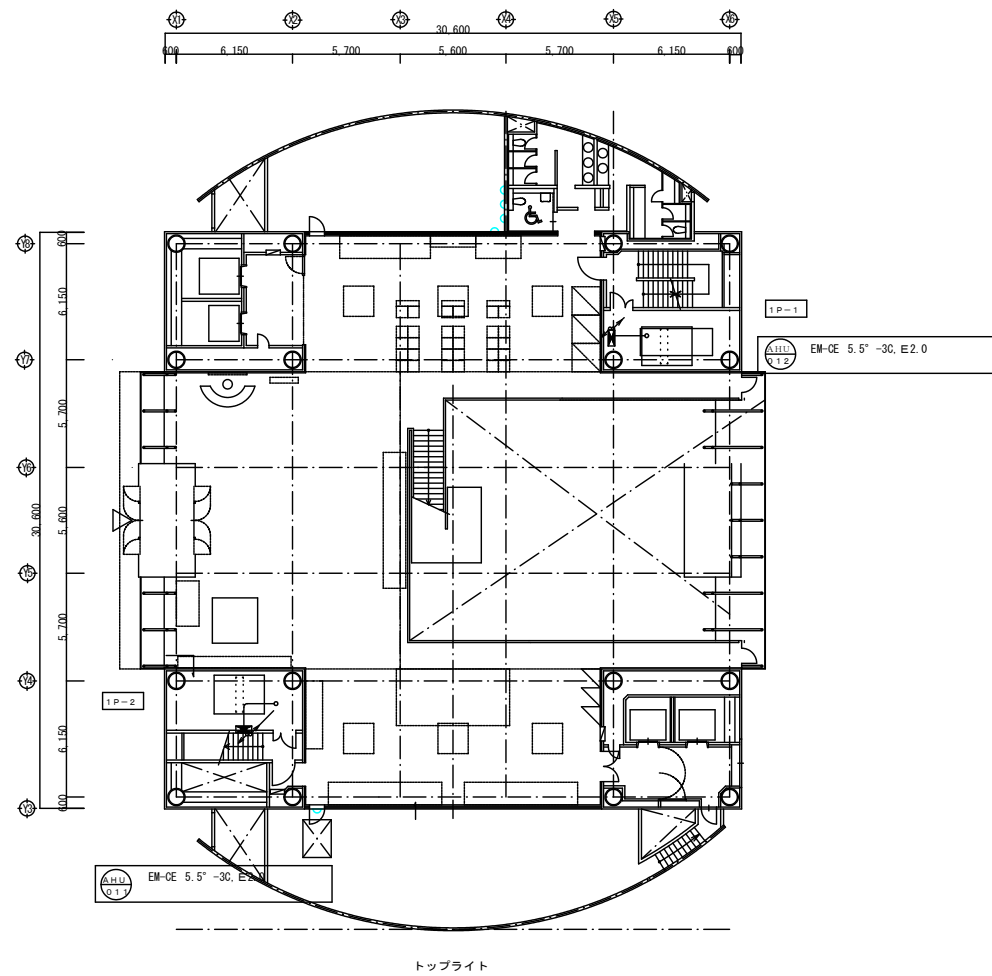
なお、電気主任技術者の立会費用は、下記のとおりとする。 ・受注者負担 ・不要 ・その他（ ）	
10. 品質計画	品質計画については、監督員の承諾を受けること
11. 測定機器の校正等	試験に使用する計測器類は2年以内の校正証明書（写）又は有効期限内の精度保証書（写）等を提出する。 また、照度計、騒音計、振動レベル計等の特定計量器を用いて計測する場合は、計量法に基づく検定に合格し、かつ検定有効期限内のものを使用する。
12. 施工計画等	受注者は施工に先立ち、次の書類を提出し監督員と打合せを行う。 なお、書類の作成においては、関連する関係者と十分に調整すること。 ① 総合施工計画書 包含工事の場合は、電気設備工事施工計画書とする。 ② 工種別施工計画書（施工要領書） 各種工種ごとに作成し、停電及び搬入計画書も作成する。 ③ 施工図（プロット図、平面図、展開図、各種詳細図） 主要機器、重量機器、3kg超過吊器具類等については、固定方法、吊り方法等の詳細図を作成し、十分な耐震性能を確保する施工方法を提案すること。 ④ 耐震計算書、幹線計算書等 ⑤ 照度分布図、センサ動作範囲図など
13. 機材等	工事に使用する材料及び機器等については、次の書類を提出する。 ① 使用機材届出書 ② 機器明細図 ③ 各種計算書 設計図書による他、監督員の指示による。 ④ 機材の品質・性能証明 設備機材については、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明資料（「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」（（一社）公共建築協会）による場合は評価書の写し）を監督員に提出する。また、品質が求められる水準以上であれば、県内生産品の優先使用に努め、「みえ・グリーン購入基本方針」に準ずること。 建設資材の調達にあたっては、極力県内の取り扱い業者から購入するよう努めること。 認定製品が入手できない場合は、監督員との協議による。 （認定製品の品名： 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するように努めること。 （認定製品の品名：間伐材製工用扉バリエード・看板・標示板・ ）
14. 工事写真	宮繕工事写真撮影要領（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修（令和5年版））に従い、工事写真を撮影すること。 なお、デジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の小黑板情報電子化について（令和5年3月1日付け国営建技第14号）」による。
15. 施工条件	監督員及び関係部局と協議調整し決定すること。 (1) 施工可能日 ・指定なし ・一部指定あり（振動・騒音等作業、重機搬入等入退場、停電作業等） ●指定あり 指定日（・施設休業日 ●打ち合わせ ・その他（ ）） (2) 施工可能時間帯 ・指定なし ・一部指定あり（振動・騒音等作業、重機搬入等入退場、停電作業等） ●指定あり 指定時間（・（ ）時～（ ）時 ●打ち合わせ ・その他（ ）） (3) 概成工期 ・適用する（工事期日より（ ）日前） ・適用しない (4) その他（ ）
16. 埋蔵文化財調査	埋蔵文化財の調査が行われる場合は協力すること。 ●試掘調査を実施する（発見された場合、発掘調査等の実施あり） ・発掘調査等の実施あり
17. 部分引渡し等	部分引渡し等がある場合は協力すること。 ・部分引渡し（あり ） ・部分使用（あり ） 該当部分（ ） 時期（ ）
18. 事故の発生時	工事施工中に事故が発生した場合には直ちに監督員に通報するとともに、所定の様式により工事事故報告書を監督員が指示する期日までに、監督員に提出しなければならない。 なお、事故発生後の措置について監督員と協議を行うとともに、当該事故に係る状況聴取調査、検証等に協力すること。
19. 建設副産物情報交換システムへの登録	請負金額100万円以上の工事について、受注者は工事着手前に「再生資源利用計画書」（建設資材の搬入がある場合）及び「再生資源利用促進計画書」（建設副産物の搬出がある場合）を作成し、施工計画書に含めて監督員へ写しを提出するとともに法令等に基づき、再生促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。 また、工事完了後には「再生資源利用実施書」（建設資材の搬入があった場合）及び「再生資源利用促進実施書」（建設副産物の搬出があった場合）をすみやかに作成し、監督員へ写しを提出すること。 なお、各計画書及び実施書の作成等は、ＪＡＣＩＣが運営する「建設副産物情報交換システム」に登録のうえ、行うこと。
20. 発生材の処理等	・本工事は、その施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」施行令で定める建設工事の規模に関する基準以上の工事である。 分別解体等及び特定建設資材の再資源等の実施について適正な措置を講ずることとする。 工事契約後に明らかになったやむをえない事情により、予定した条件により難しい場合は、監督員と協議するものとする。 分別解体等の方法 工種 ・新築 ・増築 ・修繕 ・模様替 ・解体 ・その他（ ） 分別解体の方法 ・手作業 ・手作業・機械作業併用 (1) 引き渡しを要するものは下記のとおりとし、それ以外は別途監督員の指示による。（ ）

(2) 特別管理産業廃棄物	・変圧器 ・コンデンサ ・その他（ ） 現場内の監督員の指定する場所へ保管するものとする。
なお、施工に際してＰＣＢ等特別管理産業廃棄物及び疑わしき機器等が発見した場合は、監督員に報告し対応を協議するものとする。	
(3) 現場内において再利用を図るもの	・発生土 ・その他（ ）
(4) 再資源化を図るもの	・コンクリート塊 ・アスファルトコンクリート塊 ・建設発生木材 ・（ ） ・蛍光灯 ・ＨＩＤランプ（高輝度放電ランプ） ・その他（ ） 「水銀廃棄物ガイドライン 第3版」（令和3年3月 環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制課）に基づき適切に 処理すること。
(6) 発注者へ引き渡すものについては「現場発生品調書」を提出すること。	また、再利用を図るものについても調書を作成し、監督員へ提出すること。
(7) 引き渡しを要しないものは、全て構外に搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、再生資源の利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令に従い適正に処理し、監督員に報告すること。	
21. 電子納品	(1) 工事写真は「営繕工事に係る電子納品マニュアル（デジタル工事写真編）」等に基づき、電子媒体も提出すること。 (2) 工事完成図書は「営繕工事に係る電子納品マニュアル（工事完成図書編）」等に基づき、電子媒体も提出すること。
22. 官公署への手続き	工事の着手、着工、完成にあたり、関係官公署への必要な届出、手続き等を遅滞なく行う。 なお、当該手続きに係る費用は受注者の負担とする。 ・消防設備関係 ・電気工作物関係 ・受電関係 ・通信関係 ・建設工事関係 ・その他（ ）
23. 消防法関係の手続き	(1) 消火器に係る消防用設備等設置届出書の作成 ・本工事（ ・建築工事 ・電気設備工事 ・機械設備工事 ） ・別途工事 (2) 防火対象物使用開始届出書 書類の作成（電気設備図面の作成及び電気設備に関する部分の記入）を行うこと。
24. 工所用仮設物	構内への設置 ●できる（施設管理者と協議） ・できない
25. 工所用電力、水、その他	(1) 本工事に必要な工所用電力、水等の費用は受注者の負担とする。 (2) 本工事で新規受電または既設電気回路に接続し、通電した時から工事の範囲の電力料金も本工事に含まれる。また、本受電後、引渡しまでの電気主任技術者の選任及びこれに伴う費用負担も本工事に含まれる。
26. 工事中等の保安監理	電気工作物の範囲が変更になった場合、工事着手前から引渡しまでの電気保安管理等にかかる費用は本工事に含まれる。
27. 搬入計画	大型機器、重量物等の搬入前に、搬入経路の有効寸法（厚、天井高さ、搬入経路上の曲がり等）、障害物（足場等）、養生方法、運送車両、揚重機械、搬入機械の種類、台数及び数量、雨天の場合の処置、受入検査の方法等を記載し監督員に提出する。
28. 製品確認	発注者及び受注者の協議により仕様を決定し、製作するような規格品でない製品並びに監督員が指定する製品については、試験及び検査等を行う機器が整備された施設内において、監督員等が製品の確認をするものとする。
29. 機材等の検査及び試験	検査及び試験を行うべき機材等は、設計図書によるほか、監督員の指示による。
30. 完成確認及び完成検査時等の電源確保	機器の動作確認、電圧、極性、相関係等確認できるように電源を確保すること。
31. 完成時の操作説明	総合盤等操作の必要な機器については、使用開始前に操作説明を行うものとする。また、必要に応じて操作説明書、操作注意事項書を作成し、機側に備えるものとする。
32. 不正軽油の使用の禁止	(1) 工事現場で使用し、又は使用させる車両（資機材の搬出入車両を含む。）並びに建設機械等の燃料として、不正軽油（地方税法第144条の32「製造等の承認を受ける義務等」の規定に違反する燃料をいう。）を使用してはならない。 (2) 受注者は、県が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。また、受注者は下請負者等と同調査に協力するよう管理及び監督しなければならない。 (3) 受注者は、不正軽油の使用が判明した場合は、速やかに正措置を講じなければならない。また、受注者は下請負者等に不正軽油の使用が判明した場合は速やかに正措置を講じるよう管理及び監督しなければならない。
33. 下請次数制限及び県内（管内）企業優先利用	(1) 本工事における下請の次数は、2次（建築一式工事は3次）までとする。 なお、その次数を超える下請契約を締結する場合は、下請契約締結前に書面により発注者の承諾を得ること。 (2) 本工事において、下請契約を締結する場合は、当該契約の相手方（2次以下の請負人を含む）を三重県内に本店（建設業法において規定する主たる営業所を含む）を有する者の中から選定するように努めること。また、工事場所を所管する建設事務所管内又は隣接する建設事務所管内に本店（建設業法において規定する主たる営業所を含む）を有する者を優先して選定するよう努めること。 なお、県外企業を下請契約の相手方に選定する場合は、下請契約締結前に書面により発注者に報告を行うこと。
34. 総合評価方式	総合評価方式の工事において、技術提案の不履行があった場合は、本工事の完成年度の翌年度に総合評価方式で発注する案件（以下「発注工事」という。）で、貴社の評価点において発注工事の技術評価点（満点）の1割を減点する。また、同一年度に複数工事で不履行があった場合は不履行工事件数に応じて、発注工事の技術評価点（満点）を減点する。
35. 不当介入を受けた場合の措置	暴力団員等による不当介入（三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第14号）を受けた場合の措置について (1) 受注者は暴力団員等（三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第12号）による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。 (2) (1)により三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。

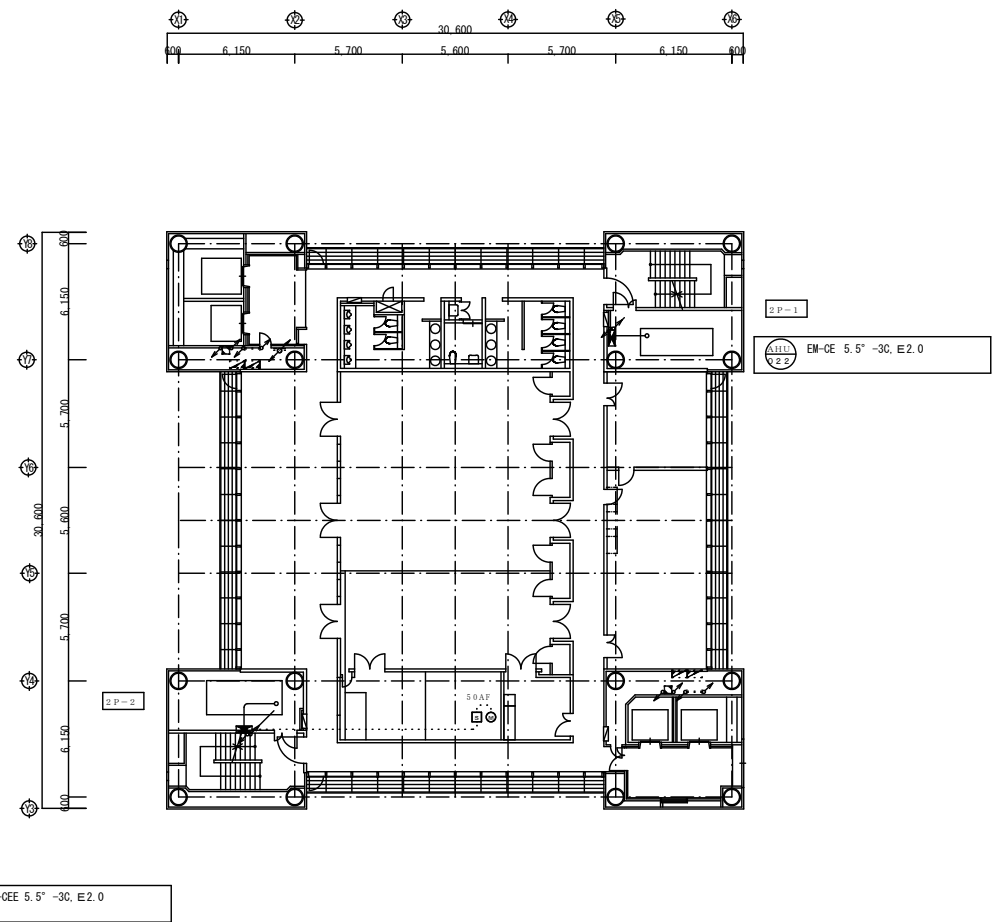
(3) 受注者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。	
36. 主任技術者又は監理技術者	(1) 技術者要件 工事現場に配置する主任技術者又は監理技術者は、本工事の入札公告で定める技術者要件を満たす者としなければならない。 (2) 専任を要しない期間 1）現場施工に着手するまでの期間 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約締結後、監督員との打合せにおいて定める。 2）検査終了後の期間 工事完成後検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。
37. 工事の一時中止	工事の一時中止の取り扱いについては「三重県工事一時中止に係るガイドライン」（平成29年7月三重県県土整備部）による。 三重県建設工事契約書第20条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間における工事現場の管理に関する基本計画書を発注者に提出し、協議する。 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。
38. 社会保険等未加入対策	(1) 適用除外でないにも関わらず社会保険等に未加入である建設業者を下請負人としてはならない。 (2) 受注者は、施工体制台帳・再下請通知書・作業員名簿により下請業者が社会保険等に加入しているかどうかを確認すること。また、発注者が加入状況を証明する書類の提出又は提示を求めた場合、速やかに対応すること。
39. 現場での安全確保（自主施工の原則）	(1) 受注者は、工事中の適切な安全確保の措置等の一切の手段について、自らの責任において定め、工事を実施すること。 (2) 設計図書に明示された施工条件と工事現場が一致せず、安全確保のために指定仮設の変更や計上が必要な場合は、監督員と協議を行い、指示を受けた後、受注者として適切な安全確保の措置を講じたうえで、工事を実施すること。
40. 労働安全衛生法に基づく労働災害防止措置	労働安全衛生法第30条第2項の規定が適用される場合、次の工事の受注者を指名する。 ・本工事 ●別途工事 ●建築工事 ・機械設備工事 ・その他工事）
41. 設計図書の照査	三重県公共工事共通仕様書第1編1章1-1-1-3 2. 設計図書の照査に基づく照査を実施すること。また、照査の実施において、契約書第18条第1項1号から5号に該当する事実がない場合についても、その旨を監督員に報告すること。 なお、監督員の請求があった場合は、照査の実施が確認できる資料を提示すること。
IV. 施工仕様	
下記の該当する項目を適用する。また、選択する事項は、●印のついたものを適用する。	
1. 既設設備等の調査	既設設備等の改修を含む場合、他の設備、施設運営に影響をきたさないよう、現地工事着工前に十分な調査を行うこと。 (1) 地中埋設管路 1）項 目 ・埋設配管 ・構造物 ・その他（ ） 2）調査範囲 ・埋設ルート ・その他（ ）
(2) 貫通及びはつり	1）項 目 ・鉄筋 ・配管 ・その他（ ） 2）調査範囲 ・施工部分 ・その他（ ）
(3) 既設との取合い	1）項 目 ●接続箇所 ●増設箇所 ・その他（ ） 2）調査範囲 ●施工部分 ・その他（ ）
2. 施工前の測定等	改修工事にあたっては、工事範囲の既設機器の動作確認及び絶縁測定等を着工前に行い、監督員に報告すること。
3. 耐震基準	耐震措置の計算及び施工方法は、次の基準を適用する。 (1) 「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準 平成25年版」（国土交通省大臣官房官庁営繕部） (2) 「建築設備耐震設計・施工指針 2014年版」（一財）日本建築センター）
4. 耐震基準	(1) 想定される地震に設備を対応させる。 (2) 耐震計算書を監督員に提出する。
5. はつり	(1) 穴開け及び補修 ●なし ・あり（貫通場所及び口径は別図による） (2) 溝はつり及び補修 ●なし ・あり（はつり深さは別図による）
6. あと施工アンカー	性能確認試験及び施工確認試験 ・行う ●行わない
7. 基礎の配線ビット	基礎に配線ビットを設ける場合、ビットの寸法は敷設するケーブルの曲げ半径、条数、将来増設時の作業性、事故時の対応、排水等に配慮する。
8. 配管・配線の耐震処置	建物引込部の配管の耐震処置 ●行う ・行わない 建物のエキスパンションジョイント部の配線の耐震処置 ●行う ・行わない
9. 最上階の埋込配管	最上階のコンクリート屋根スラブへの埋込配管は、原則として行わない。
10. 露出配管	(1) 雨線外など水気のある場所に施設する場合は、U字配管を行わない。 (2) 附属品は、ねじ込み形を使用する。 (3) 壁面配管で人が容易に触れるおそれのある部分（2m以下）の配管には、突起のない支持金物又は保護カバーを使用する。 (4) 通路部分では床配管を避け、天井配管の場合は原則2.1m以上とする。 (5) 監督員の指示がある場合は、上記に係わらずその指示に従う。
11. 合成樹脂管	(1) 合成樹脂管の管端には、プッシングを取り付ける。 (2) 原則として屋外の露出には使用しない。（P F管）

		縮尺：NON	四日市港ポートビル空調設備改修工事（その3）	E－01
		令和6年7月1日 改定	電気設備工事 特記仕様書 1	

12. 予備配管等 (1)埋込型分電盤からの立上り予備配管は、予備回路が4回路以下は（P F 2 2）を1本、5回路以上は（P F 2 2）を2本施工する。スラブ天井の場合は、天井又は梁下200mmまで立上げ、位置ボックスを取付ける。また、二重天井の場合は、天井まで立上げ、位置ボックスを取付ける。 (2)防犯主装置、自動火災報知受信機、MDF、警報盤等の間に移報のための空配管を行う。 13. 金属製電線管等の塗装 (1)露出配管、露出ボックス、鋼製プルボックス等のうち下記の部分には、塗装を施す。 1) 屋外、屋内（電気室、機械室、E P S、居室、廊下）、その他建築意匠上必要な箇所。 2) 図面に特記なき場合は、溶融亜鉛メッキ鋼材製のポール及びアームは塗装しなくてもよい。ただし、図面に指示がある場合はその指示による。 3) 湿気、水気のある場所及びコンクリート埋込みの金属製位置ボックスの内面には絶縁性防錆塗料を十分に塗布すること。（監督員が指示した場所は除く。） 4) 仮枠貫通部の金属配管には錆止め塗装を施すこと。 (2)塗装はエッチングプライマー1種の下地処理のうえ、監督員の指定する色にて調合ペイント2回塗りとする。ただし、指定場所及びその他建築意匠上、必要な箇所の露出プルボックスは指定色焼付塗装とする。 14. 導入線 通線を行わない配管及び配線引きき後に空となった配管には、導入線（φ1.2mm以上の樹脂被覆鉄線等）を挿入する。ただし、長さ1m以下の部分は省略することができる。 15. 予備スリーブ 梁下に配管・配線スペースがない梁には、1スパンに2本程度を予備スリーブとして埋込む。なお、防火区画貫通スリーブは、防火区画処理を行うこと。 16. ボックス類 位置ボックス及びジョイントボックス類は、特記なき場合、原則として金属製とする。 17. 軽量間仕切のボックス 軽量間仕切に位置ボックスを固定する場合は、ボルト等により堅固に固定する。 18. プルボックス (1)屋外形、特殊な形状又は一辺が800mm以上のものは、製作図を提出すること。 (2)屋外形プルボックスはボックス内に支持ボルトが突出しない構造とし、取付部にはコーキングを行う。 19. ボルト・ナット類 屋外に使用する支持金物及びボルト、ナット類で特記のないもの ●ステンレス ・溶融亜鉛メッキ仕上げ 20. 環境に配慮した電線類の採用 電線、ケーブル及び通信線はEM（エコマテリアル）ケーブルを使用すること。 21. ケーブル及び配線 (1)表示 下記の箇所で、ケーブル等に行き先等表示札（ケーブル種別及びサイズ、行き先、施工年、用途、施工者名等を表示。）を取り付ける。 ① ケーブルがスラブを貫通する部分 ② ケーブル分岐部分 ③ 変電所内のケーブル引出し部分 ④ 盤内及び接地端子箱の外部配線引込み部分 ⑤ 屋内の直線部分は、30mごと ⑥ プルボックス内 ⑦ 屋外の共同溝等の直線部分は、50mごと ⑧ 屋外の地中管路より建物内への引込み部分 ⑨ マンホール及びハンドホールごと (2)ケーブル余長 1) 地中線式の場合、マンホール、ハンドホール内でケーブル余長を見込む箇所数 ●2箇所 ・4箇所 ・（ ）箇所 2) 架空線式の場合、電柱上でケーブル余長を見込む箇所数 ●2箇所 ・4箇所 ・（ ）箇所 (3)耐火処置 高圧引下げケーブルの屋外露出部には高圧絶縁テープを施す。 22. 配線器具の設置 (1)特殊コンセントはプラグ付とする。 (2)電源の種類により色を区別する。 (3)公共住宅の住戸部分に設置するスイッチ・コンセントは原則として表示付とし、特記なきスイッチはワイドスイッチとする。 (4)配線器具を取り付ける場所が金属の場合は、絶縁棒を使用する。 (5)プレートは、図面に特記なき場合、新金属製とする。 (6)カバープレートは、原則として新金属製とする。 なお、器具を塗装しない位置ボックスには用途表示をすること。 (7)フロアプレートは、水平高低調整型（空転防止リング付）とする。 23. 照明器具の設置 (1)照明器具を設置する前に、照度分布図を作成し監督員の承諾を得ること。 (2)照明器具取付完了後、照度測定を行う。照度計は一般形A A級とする。 (3)天井下地利より支持をする場合は、ワイヤ等により脱落防止の措置を行う。 (4)パイプ吊りの照明器具は振れ止めを施工する。 24. 照明改修の際の測定 対象室の改修前後の照度及び回路電流値の測定を次のとおり行うこと。 測定箇所（*****） 測定回数 前後各（*）回 25. 分電盤、制御盤、キュービクル等 (1)図面ホルダー内には、完成図及び回路の行き先がわかる図面を備える。また、既設分電盤・制御盤等を改造した場合は、図面を修正するものとする。 26. 受変電設備、発電設備の設置場所 (1)保守点検、防火上有効な空間、維持管理の空間を考慮する。 (2)屋内に設置する場合は、床の強度計算書、換気計算書等を監督員に提出する。 (3)屋外に設置する場合は、機器及び基礎の質量を求め、地盤の許容地耐力を確認し、結果を監督員に提出する。 なお、地盤改良を行う場合は、工法について監督員と協議する。 (4)基礎の高さは周囲の状況を考慮する。 (5)電気室には水管・蒸気管、ガス管、ダクト等を通過させない。 27. 発電設備の燃料配管 (1)フレキシブルジョイント取付位置は、施工前に所轄の消防署と十分に打合せを行う。 (2)配管の接続は、機器の取外し又は保守点検を考慮し施工する。 28. 非常放送設備のスピーカ設置 (1)放送区域の各部からスピーカまでの水平距離は10m以内とする。 (2)階段等にスピーカを設置する場合は、垂直距離15m以内とする。 (3)増幅器からスピーカまでの配線及び非常電話の配線は、各系統ごとに独立させ、共通線方式は用いない。 29. 土工事 (1)埋戻しの材料及び工法 ●B種 （材料：根切り土の中の良質土 / 工法：機器による締固め） ・その他（ ） ただし、配管周りの埋戻し材料は山砂とする。 (2)特記なき地中埋設配管の深さは、GLE=600mm以上とする。 (3)根切りの種類は、マンホール、ハンドホール、屋外受変電設備及び自家発電装置の基礎等は総掘り、埋設管路等は布掘り、外灯基礎、電柱等とは掘りとする。 (4)機械掘削は根切り底を乱さないようにする。 (5)建設発生土の処理 ・構内敷ならし ・処分地指定（ ） ・処分地未定につき相互協議する。暫定運搬距離（ ）km 30. ハンドホール、マンホール 高さ900mmを超えるものにあつては、タラップ付とする。 なお、タラップの取付は450mm間隔以内とする。 31. 地中配線路の表示杭 下記の箇所に、地中配線路の表示杭を設置する。 ① 建物への引込口及び送出口付近 ② マンホール・ハンドホール付近 ③ 地中線路の曲折箇所 ④ 道路横断箇所 ⑤ 直線部分では30m程度に1個（30mに満たない部分はその間に1個） V. 機器仕様 下記の該当する項目を適用する。また、選択する事項は、●印のついたものを適用する。なお、詳細については図面による。 【電力設備】 1. 電灯設備 (1)既設等との取り合い (2)機器類 (3)一般照明器具 (4)照明制御器 (5)外灯（単独設置） (6)コンセント等 (7)分電盤、制御盤等 2. 動力設備 (1)既設等との取り合い (2)機器類 (3)負荷設備 (4)負荷設備への接続 (5)電動機等の接地 (6)分電盤、制御盤等 3. 雷保護設備 (1)避雷針 (2)雷サージ保護 (3)電源回路保護 (4)通信回線保護 4. 接地設備 (1)接地工事 (2)接地抵抗測定 (3)接地極埋設標 【受変電設備】 5. 受変電設備 (1)既設等との取り合い (2)機器類 (3)盤類 (4)交流遮断器 (5)断路器 (6)負荷開閉器 (7)変圧器 (8)進相コンデンサ (9)直列リアクトル（進相コンデンサ用） (10)キュービクル等 【電力貯蔵設備】 6. 直流電源設備 (1)用途 (2)容量 (3)整流装置 (4)蓄電池 7. 交流無停電電源設備 (1)用途 (2)容量 (3)給電方式 (4)整流装置等 (5)蓄電池 8. 電力平準化用蓄電設備 9. 分散電源エネルギーマネジメントシステム 1) 耐雷トランス ・設置（・単相用 ・動力用） ・設置しない 2) SPD ・低圧用（・クラスⅠ ・クラスⅡ） ・通信用（・カテゴリC2 ・カテゴリD1） 3) SPDの性能仕様は別図による 1) 低圧用SPDに使用する配線用遮断器は警報接点付とする。 2) 主幹機器の2次側に設ける場合の配線用遮断器は、定格遮断容量5kA以上とする。 電話回線、制御回線などの通信回線に侵入するおそれがある場合は、雷サージから機器を保護するため通信用SPDを設置する。 1) 種別 ●A種 ・B種 ・C種 ・D種 2) 施工 ●各種単独 ・共用有り（ ） 1) 測定方法 ●電位差計方式 ・電圧降下法 2) 測定回数 ●3回 ・（ ）回 接地には接地極埋設標を施工し、接地極の位置がわかるようにする。 高圧以外の受変電設備については、本項によらず別図による。 ・無し ・改造（機器取替、追加等を含む） ・増設 ・配線接続 ・その他（ ） ・盤類 ・交流遮断器 ・断路器 ・避雷器 ・負荷開閉器 ・変圧器 ・進相コンデンサ ・直列リアクトル ・配線用遮断器 ・電磁接触器 ・その他（ ） 1) 形式 ●キュービクル式配電盤（JIS C 4620） ・高圧スイッチギア（JEM 1425）（・CX ・CW ・PW ・MW） ・開放形配電盤 ・その他（ ） 2) 中通路 3) 特記事項（ ） 真空遮断器（VCB） ①操作方式 ●手動ばね操作 ・電動ばね操作 ・電磁操作 ②引外し方式 ●電流引外し ・コンデンサ引外し ・直流電圧引外し 1) 形式 ●3極単投 ・単極単投（避雷器用に限る） 2) 操作方式 ●遠方手動操作 ・フック棒操作（避雷器用に限る） 1) 形式 ●配電盤用 ●引込柱用 ・地中引込用 2) 配電盤用 ①操作方式 ●フック棒操作 ・遠方手動操作 ・電動操作 ②限流ヒューズ ●有（ストライカ付き） ・無 ③引外し装置 ●ストライカ引外し ・電圧引外し ・無 ①本体及び制御箱の材質 ・ステンレス製 ・鋼製 ②保護装置 過電流差勢トリップ付地絡方向継電器とし、制御電源用変圧器内蔵とする ③避雷器 ●内蔵 ・無 保護装置は、過電流差勢トリップ付地絡方向継電器とし、制御電源用変圧器内蔵とする ・エスロンロープ ・ポリエチレンロープ ・ロープガイド 1) 形式 ●油入 ・モールド 2) 設置方式 ●屋外型 ・屋内型 3) ダイヤル温度計 ●有 ●最大値指針 有 ・最大値指針 無 ） ・無 油入500kVA以上、モールド150kVA以上の場合は必須とする 1) 絶縁方式 ●油入 ・モールド ・ガス入 2) その他 ①内部異常を検知して動作する保護接点をつけること ②放電装置を附属又は内蔵すること 1) 絶縁方式 ●油入 ・モールド 2) 容量 ●6％ ・13％ 3) その他 内部異常を検知して動作する警報接点をつけること 1) 銘板には、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）に定める事項に加えて、施工年月、受注者名、施工者名を記載する。 2) 図面ホルダーは、A4サイズ以上（キャビネットのサイズ等により取付けできない場合を除く。）とする。 3) 表示ランプ等がある場合は、ランプテストボタンを取付ける。 4) 接地用端子又は接地線用銅帯は点検のしやすい場所に設ける。 5) 絶縁抵抗測定用接地端子は盤内の作業のしやすい場所に設ける。 6) 配線用遮断器の定格電流は、予備を含めた負荷電流以上とし、定格遮断容量は、系統に流れる短絡電流の値以上とする。 1) 絶縁方式 ●油入 ・モールド 2) 容量 ●6％ ・13％ 3) その他 内部異常を検知して動作する警報接点をつけること 1) 銘板には、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）に定める事項に加えて、施工年月、受注者名、施工者名を記載する。 2) 図面ホルダーは、A4サイズ以上（キャビネットのサイズ等により取付けできない場合を除く。）とする。 3) 表示ランプ等がある場合は、ランプテストボタンを取付ける。 4) 接地用端子又は接地線用銅帯は点検のしやすい場所に設ける。 5) 絶縁抵抗測定用接地端子は盤内の作業のしやすい場所に設ける。 6) 配線用遮断器の定格電流は、予備を含めた負荷電流以上とし、定格遮断容量は、系統に流れる短絡電流の値以上とする。 7) 電流計は赤指針付（定格電流指示）とする。 【発電設備】 10. 燃料式発電設備 (1)用途 (2)設置場所 (3)機器 (4)発電装置 1) 用途 ●防災電源専用（防災認定品） ・防災電源兼用（防災認定品） ・一般用 ・常用 ●非常用 2) 区分 ●屋内 ・屋外（・普通地域 ・塩害地域） ●発電装置 ●燃料槽 ●給油ボックス ●燃料移送ポンプ ・その他（ ） 1) 種類 ●ディーゼル発電装置 ・ガスエンジン発電装置 ・ガスタービン発電装置 2) 形式 ●簡易式 ・オープン式 ●キュービクル式（●85dB(A)/1m ・75dB(A)/1m） 3) 始動時間（停電後始動） ●10秒以内 ・40秒以内 ・（ ）秒以内 4) 連続運転時間 ・2時間以上 ・10時間以上 ・24時間以上 ●72時間以上 ・その他（ ） 5) 発電機 ①電気方式 ●三相3線式（・6.6kV ・200V ・（ ）V） ・単相3線式（200／100V） ・単相2線式（200V ・100V ・（ ）V） ②定格周波数 60Hz ③定格出力（ ）kVA 6) 原動機 ①定格出力 ●（ ）kW 以上 ・（ ）ps 以上 ②冷却方式 ●ラジエータ方式 ・その他（ ） (5)燃料 1) 種類 ●軽油 ・灯油 ・A重油 ・その他（ ） 2) 引渡時燃料 ●満タン ・指定なし ・その他（ ） 1) 形式及び容量 ・パッケージ搭載タンク（ ）リットル ・燃料小出槽（ ）リットル ・主燃料槽（ ）リットル ・屋外型（●ステンレス製 ・鋼製） ・屋内型（・ステンレス製 ●鋼製） 2) 燃料小出槽 3) 主燃料槽 ①設置場所 ・屋内 ・屋外(地上) ●地下埋設（●タンク室内埋設 ・直埋設） ●二重殻タンク ・一重殻タンク ・その他（ ） ②形式 ●本工事 ・別途工事 ・その他（ ） ④タンク室工事 ●本工事 ・別途工事 ・既設利用 ・その他（ ） ●ステンレス製 ・鋼製 ・その他（ ） (7)給油ボックス 1) 材質 ●有 ・無 (8)燃料移送ポンプ 1) 電動ポンプ ●歯車ポンプ ・油中ポンプ 2) 手動ポンプ（ウイングポンプ） ●有 ・無 3) 電動ポンプ水没防止カバー ●有 ・無 ●本工事（●21N/mm2 ・18N/mm2） ・別途工事 ・既設利用 ・その他（ ） ・（ ）の仕様詳細は別図による。 【通信・情報設備】 12. 構内情報通信網設備 13. 構内交換設備 (1)機器 (2)交換装置 (3)電話機 (4)端子盤類 (5)アウトレット 14. 情報表示設備 (1)設備 (2)ディスプレイ装置 (3)出退表示装置 (4)時刻表示装置 (5)警報等表示装置 15. 映像音響設備 1) 用途 ●防災電源専用（防災認定品） ・防災電源兼用（防災認定品） ・一般用 ・常用 ●非常用 2) 区分 ●屋内 ・屋外（・普通地域 ・塩害地域） ●発電装置 ●燃料槽 ●給油ボックス ●燃料移送ポンプ ・その他（ ） 1) 種類 ●ディーゼル発電装置 ・ガスエンジン発電装置 ・ガスタービン発電装置 2) 形式 ●簡易式 ・オープン式 ●キュービクル式（●85dB(A)/1m ・75dB(A)/1m） 3) 始動時間（停電後始動） ●10秒以内 ・40秒以内 ・（ ）秒以内 4) 連続運転時間 ・2時間以上 ・10時間以上 ・24時間以上 ●72時間以上 ・その他（ ） 5) 発電機 ①電気方式 ●三相3線式（・6.6kV ・200V ・（ ）V） ・単相3線式（200／100V） ・単相2線式（200V ・100V ・（ ）V） ②定格周波数 60Hz ③定格出力（ ）kVA 6) 原動機 ①定格出力 ●（ ）kW 以上 ・（ ）ps 以上 ②冷却方式 ●ラジエータ方式 ・その他（ ） (5)燃料 1) 種類 ●軽油 ・灯油 ・A重油 ・その他（ ） 2) 引渡時燃料 ●満タン ・指定なし ・その他（ ） 1) 形式及び容量 ・パッケージ搭載タンク（ ）リットル ・燃料小出槽（ ）リットル ・主燃料槽（ ）リットル ・屋外型（●ステンレス製 ・鋼製） ・屋内型（・ステンレス製 ●鋼製） 2) 燃料小出槽 3) 主燃料槽 ①設置場所 ・屋内 ・屋外(地上) ●地下埋設（●タンク室内埋設 ・直埋設） ●二重殻タンク ・一重殻タンク ・その他（ ） ②形式 ●本工事 ・別途工事 ・その他（ ） ④タンク室工事 ●本工事 ・別途工事 ・既設利用 ・その他（ ） ●ステンレス製 ・鋼製 ・その他（ ） (7)給油ボックス 1) 材質 ●有 ・無 (8)燃料移送ポンプ 1) 電動ポンプ ●歯車ポンプ ・油中ポンプ 2) 手動ポンプ（ウイングポンプ） ●有 ・無 3) 電動ポンプ水没防止カバー ●有 ・無 ●本工事（●21N/mm2 ・18N/mm2） ・別途工事 ・既設利用 ・その他（ ） ・（ ）の仕様詳細は別図による。 【通信・情報設備】 12. 構内情報通信網設備 13. 構内交換設備 (1)機器 (2)交換装置 (3)電話機 (4)端子盤類 (5)アウトレット 14. 情報表示設備 (1)設備 (2)ディスプレイ装置 (3)出退表示装置 (4)時刻表示装置 (5)警報等表示装置 15. 映像音響設備 縮尺：NON 四日市港ポートビル空調設備改修工事（その3） 令和6年7月1日 改定 電気設備工事 特記仕様書 2 E－02
--

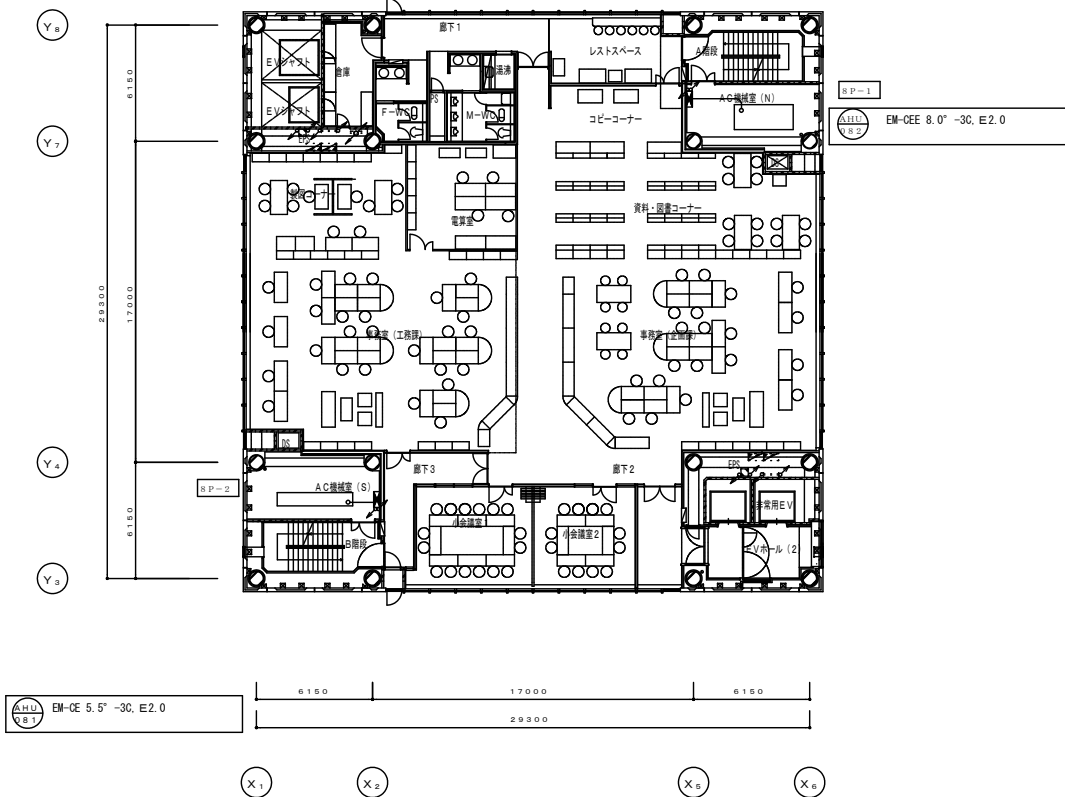


1階平面図

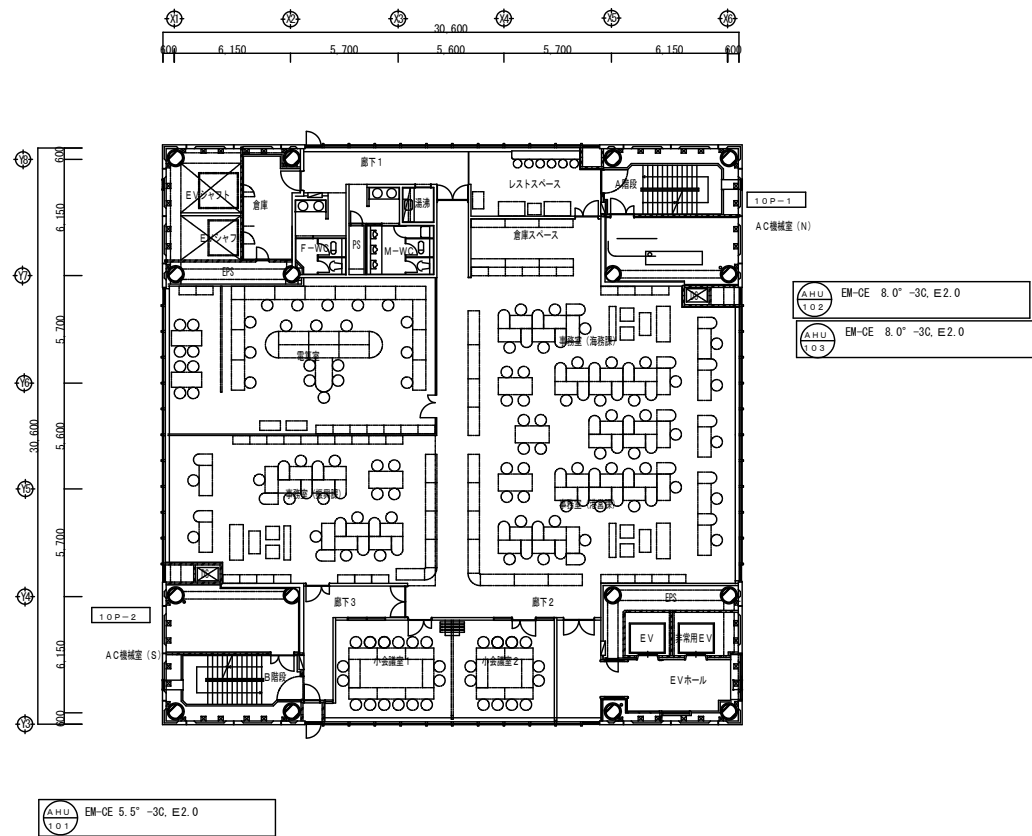


2階平面図

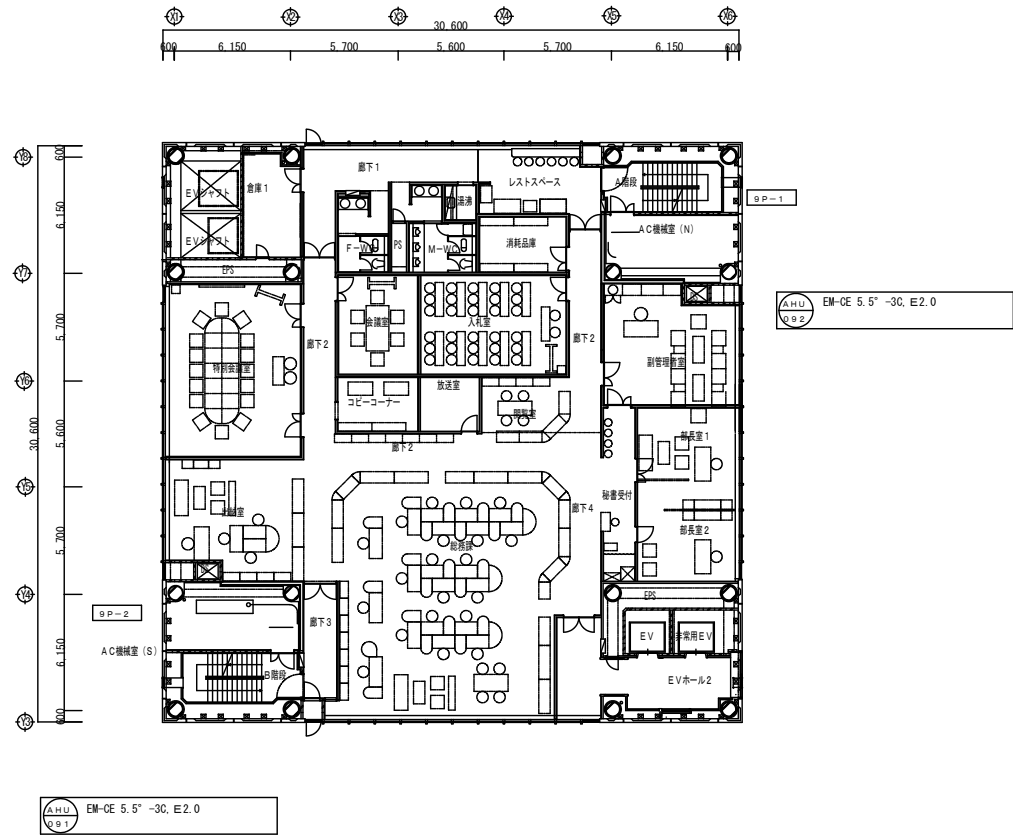
四日市港ポートビル空調設備改修工事（その3）				日付	2025年 2月24日	
電気設備工事				図	E-03	
1、2階 平面図		1/200				
				番		
建築設備士 馬瀬英成 第0300-0262R				作	西川	作
株式会社BS冷熱設計						



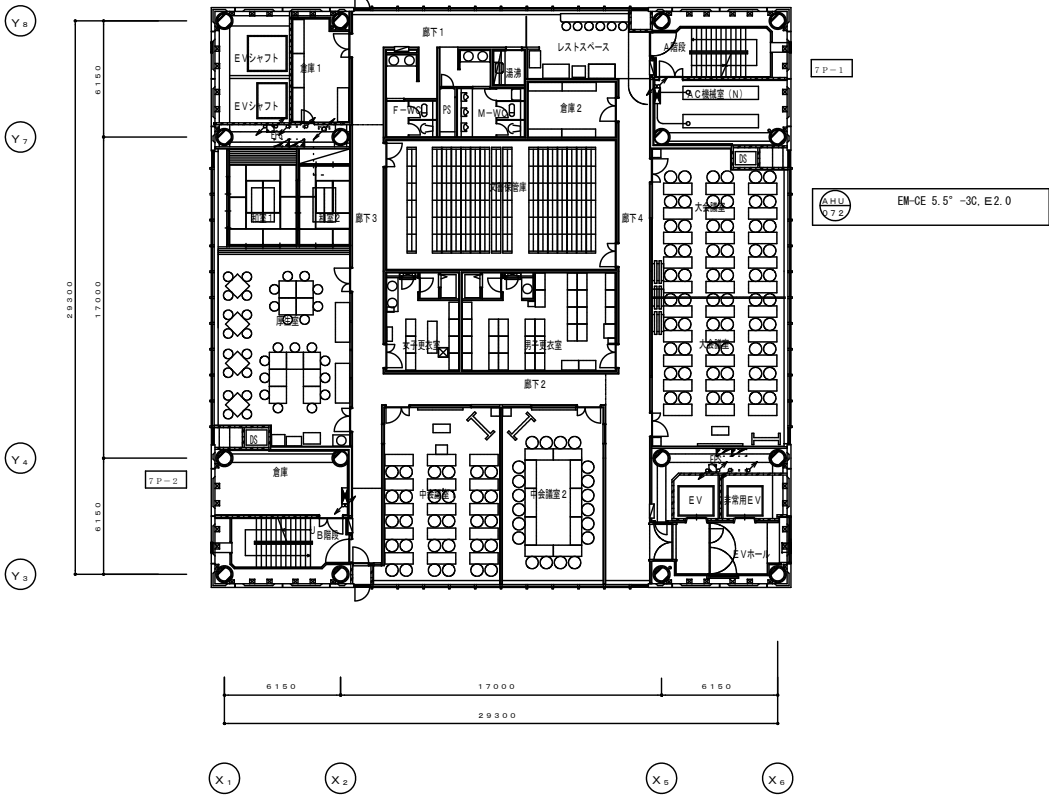
8階平面図



10階平面図



9階平面図

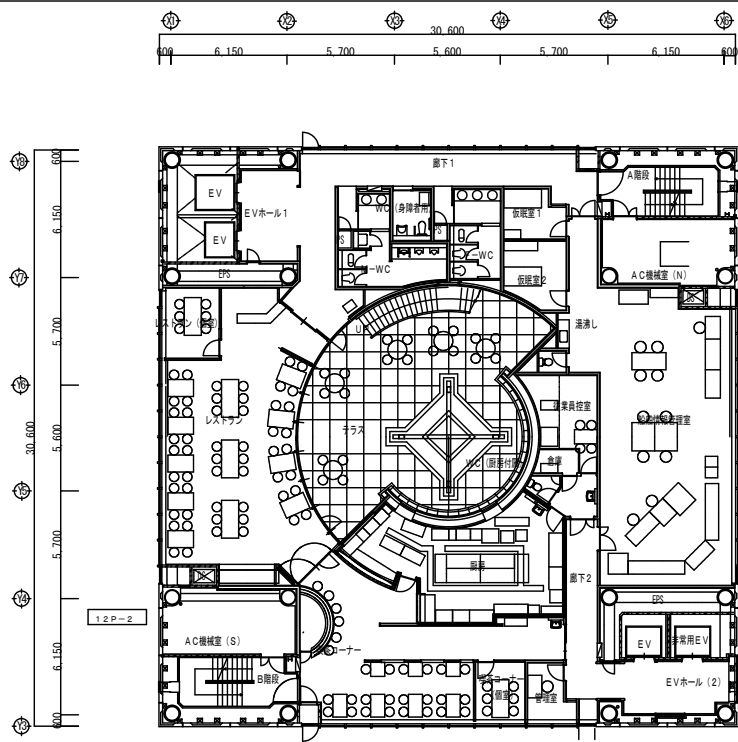


7階平面図

記) 下記表記部は改修を表す。破線部は既設。

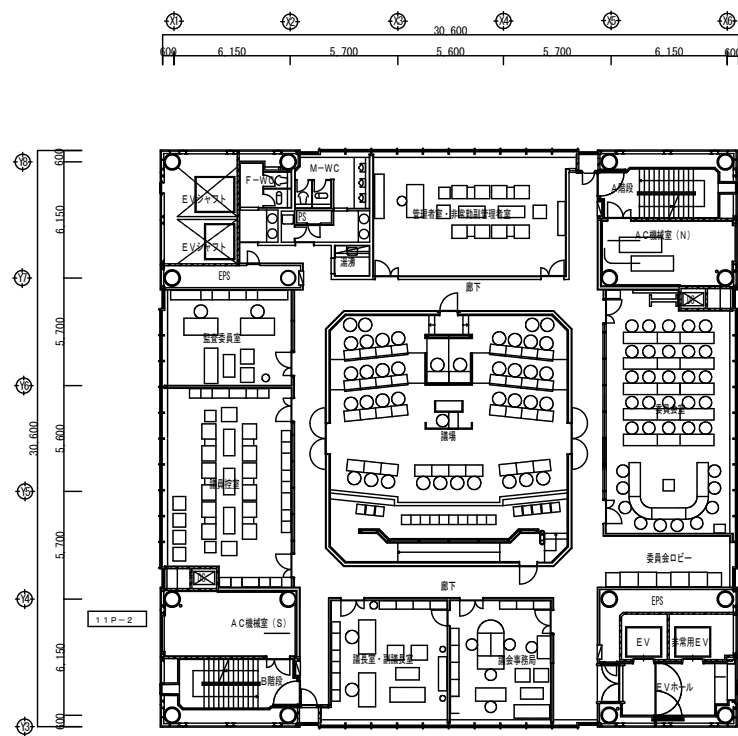
△H.U.

四日市港ポートビル空調設備改修工事 (その3)		目付	2025年 2月24日	
電気設備工事		図	E-04	
7～10階平面図		表	1/200	
建築設備士 馬瀬英成 第0300-0262R		設計	馬瀬	作図
株式会社B S 冷熱設計		監	西川	図



EM-CEE5.5° -30, E2.0

12階平面図



EM-CE 5.5° -30, E2.0

11階平面図

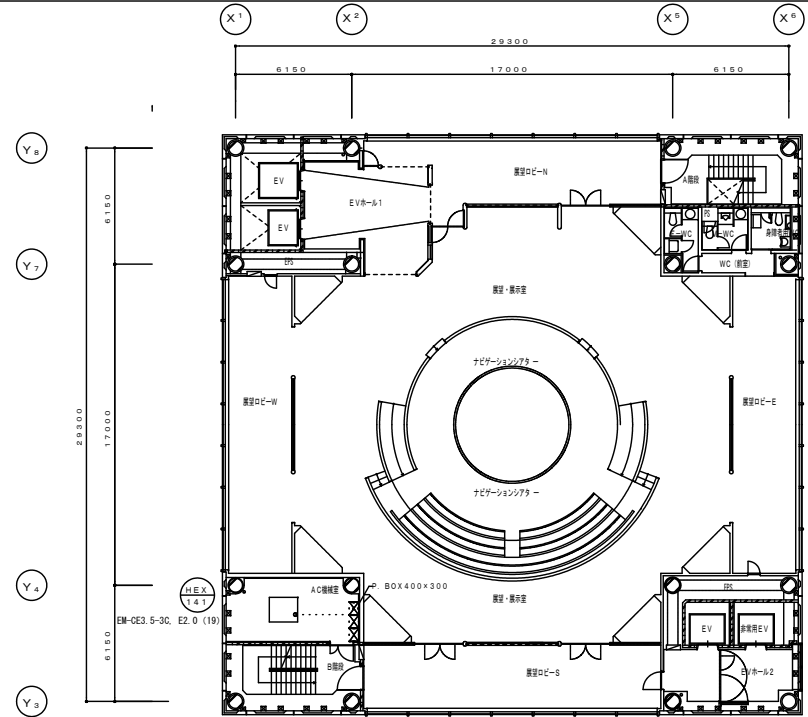
EM-CE 3.5° -30, E2.0

EM-CE 5.5° -30, E2.0

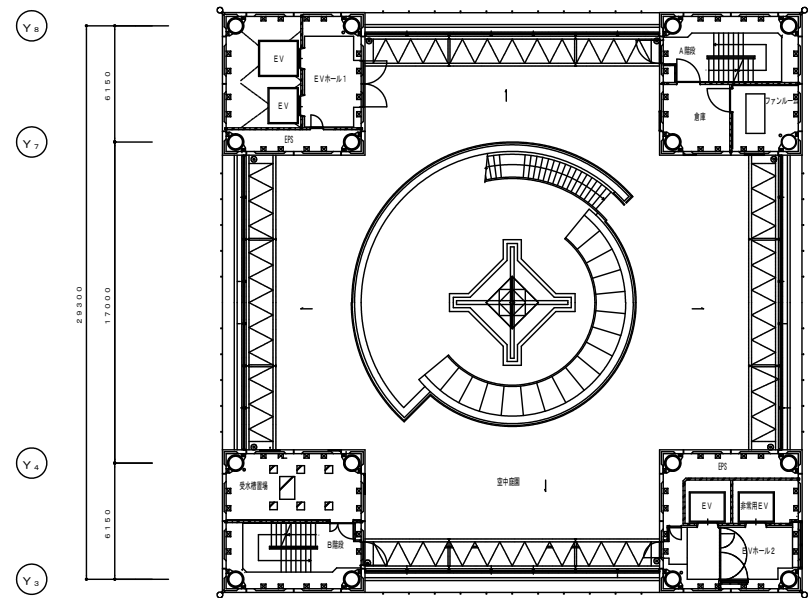
EM-CE 5.5° -30, E2.0

記) 下記表記部は改修を表す。破線部は既設。

EM-CE 5.5° -30, E2.0



14階平面図



13階平面図

四日市港ポートビル空調設備改修工事 (その3)		目付	2025年 2月24日	
電気設備工事		図	E-05	
11～14階平面図		冊	1/200	
建築設備士 馬瀬英成 第0300-0262R		設計	馬瀬	作図
株式会社B S 冷熱設計		計	西川	図